

# 平泉文化研究年報

第 6 号

平成18年3月

岩手県教育委員会

# 序

岩手県では、柳之御所遺跡をはじめとする都市遺跡や中尊寺金色堂などの現存建造物など、平泉の文化遺産を総合的に調査研究し、その成果を広く公開し活用していくため、平泉文化を研究する機関を整備していくことを検討しています。

現在、この研究機関の整備をすすめるための条件整備を図ることを目的に、平泉遺跡群の中核遺跡である国指定史跡「柳之御所遺跡」の発掘調査を進めるとともに、平泉文化研究に必要な人材の発掘と育成、研究者相互の連携や多角的・学際的な研究の推進を図るため、平泉文化に関する共同研究の実施などにより、研究基盤の整備と拡充に取り組んでいます。

この「平泉文化研究年報」は、県が外部の研究者に対して依頼した共同研究の成果をまとめたものです。今年度は3ヵ年の研究の最終年度であり、羽柴、富島、岡の各氏にはそれぞれ今までの研究のまとめをしていただいたほか、今年度の木本氏の研究成果を収録しています。

今後、この年報が多くの方々にご閲覧をいただくことにより、平泉文化研究の中核的な誌面となることを目指して参りたいと考えています。

また、平成12年度から開催している「平泉文化フォーラム」は、この取り組みの一環として、現在の平泉文化研究の現状について広く情報を発信し、多くの方々に平泉文化研究に身近に接していただくことを目的としています。

平成13年4月、「平泉の文化遺産」が世界文化遺産の暫定リストに登載されましたので、このフォーラムが、世界遺産本登録に向けて平泉文化に関する、県民の学習と理解の場としての役割も果たすよう、更に充実した内容を模索して参りたいと考えています。

最後に、共同研究に参画の諸先生、フォーラムで基調講演をされた田中先生をはじめとする関係機関各位のご協力に深く感謝申し上げます。

平成18年3月

岩手県教育委員会

教育長 照 井 崇

# 目次

序

平泉柳之御所遺跡の建築についての一考察	富島義幸	1
安倍氏の柵から平泉の居館へ 一柳之御所遺跡の堀の系譜一	羽柴直人	12
中世都市周縁部の歴史を探る		
一毛越地区の踏査から一 その3	岡陽一郎	23
柳之御所遺跡出土瓦の研究	木本挙周	33
柳之御所遺跡中心域における遺構の変遷（中間報告 その2） ～史跡整備計画との関わりを中心に～ 柳之御所遺跡調査事務所 （岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課柳之御所班）		49

1 本書は岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課が実施している「平泉文化研究機関整備推進事業」の一環として発刊するものである。

2 本書には、平泉文化に関する共同研究者の研究成果の内容を掲載している。  
研究発表者は公募により選考しており、平成15年度から17年度まで研究を継続する中堅研究者3名と、年度毎に公募する若手研究者（主に大学院生を対象とする）1名からなる。

#### 平成17年度平泉文化フォーラム発表者

富島義幸【滋賀県立大学環境科学部助教授】

羽柴直人【(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター文化財専門員】

岡陽一郎【青山学院大学講師】

木本挙周【帝塚山大学院生】

3 本書の編集は岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課が行った。

# 平泉柳之御所遺跡の建築についての一考察

富島義幸

## はじめに

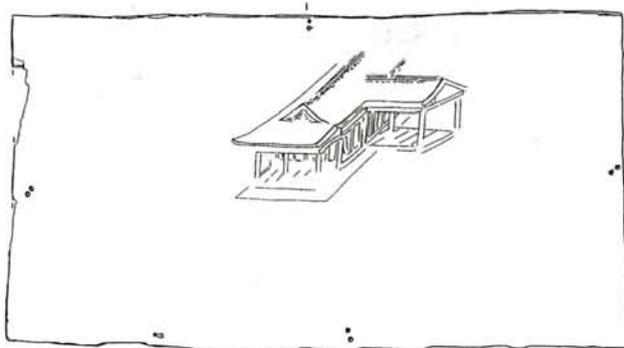
柳之御所遺跡の建物については、一般に京都の貴族住宅にみられる寝殿造の建築というイメージが定着しつつある<sup>(1)</sup>。しかし、発掘遺構に寝殿造のような寝殿・対・中門廊などの建築群からなる構成は認められない<sup>(2)</sup>。また、柳之御所遺跡の掘立柱建物遺構には、柱筋が直線から大きくはずれるものや、四面庇の平面構成とみられながら振隅になるものも見受けられ、こうした遺構をどのように解釈するかなどの問題がある。

柳之御所遺跡では、多くの建築遺構が発見され、そのなかには平泉における最大規模の掘立柱建物(55SB6)がふくまれるなど、平泉においてきわめて重要な遺跡であることはいうまでもない。しかし、その建築についての実証的検討はほとんどなされておらず、具体的な姿も明かになっていない。本稿ではこうした平泉柳之御所遺跡の建築の実態について、発掘遺構および出土部材から検討していくことにしたい。

## 1. 出土遺物からの検討

### 1.1 折敷板絵の建物

柳之御所遺跡から発見された折敷板絵(2080)の建築(【図①】)については、川本重雄氏による建築史学



【図①】柳之御所遺跡出土折敷板絵(2080)

からの検討<sup>(3)</sup>により、柳之御所遺跡の建築を描いたものとされ、これが寝殿造説の重要な根拠となっている。しかし、同遺跡の瓦を分析した上原真人氏は、ここに描かれたような萱棟をもつ建築は存在しないとし、この折敷板絵を平等院鳳凰堂の扉絵の来迎図などの定型化された建築表現とみる<sup>(4)</sup>。上原氏の指摘する場面は、近年の復元で異なる建築形態であったことが明かにされたが<sup>(5)</sup>、確かに同扉絵の上品中生場面には類似した視点・表現・建築形式の建物を見いだすことができる。

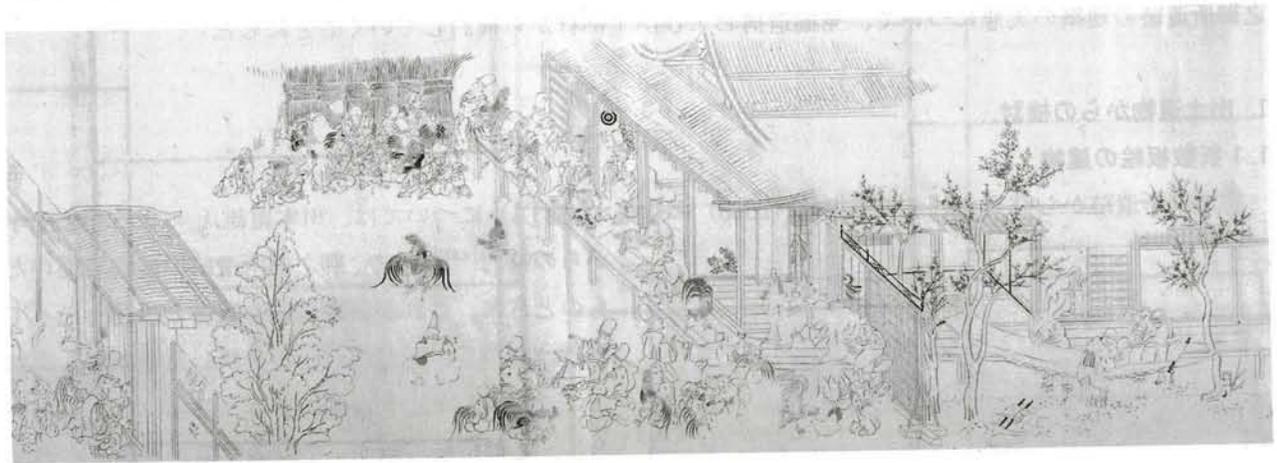
川本重雄氏が、この建築の絵を絵画から写したのではなく、実際に柳之御所遺跡の建築を見て描いたとする根拠は、前庇側面に繫虹梁が描写されていることに求められている。本図のように高い視点から見れば繫虹梁は隠れてしまうはずで、それが描かれるのは実際の建物を見て描いた証拠だというのである。しかし、前庇の繫虹梁は、絵巻物では田中家本『年中行事絵巻』別本巻3の破損した檜皮葺住宅<sup>(6)</sup>や京大本同絵巻第13鬮鶏の場面の板葺建物(【図②】)、仏教絵画でも平等院鳳凰堂背面扉の日想観場面の建物<sup>(7)</sup>に見いだすことができる。こうした建物が描ける絵師ならば、繫虹梁の存在は当然知っていたはずで、それを描きこむことはさほど困難なことではなかろう。むしろその高い視点位置からは、この折敷板絵が直接建物を見て描いたものとは考え難く、絵巻物もしくは浄土図を写したものとみるのが妥当である。

また、もし仮にこの折敷板絵が柳之御所遺跡の建築をあらわしていたとしても、それは一棟のみであり、寝殿・対屋・廊・中門などの建築群からなる、寝殿造の構成をとっていたとする根拠とはなり得ない。川本氏は、右側の方一間の突出部が、寝殿造住宅の建築には見出せないことをも指摘している。そもそも同氏の

論は、柳之御所遺跡の建築を寝殿造と結びつけるべく展開されながら、結論では住宅形式は生活様式に結びついているもので、東国武士である奥州藤原氏の住宅が寝殿造を直接写したのではない可能性を示唆し、寝殿造と結論付けることを回避するという矛盾を孕む。さらにいえば、この折敷板絵の建物と同様の形式・技法の建築は、宇治上神社拝殿（鎌倉時代前期、国宝）など寝殿造住宅以外の建築にも見られるもので、いくらこの折敷板絵の建物を検証しても、それが寝殿造住宅であることを論証したことはない。

また、寝殿造説には羽柴直人氏による復元<sup>(8)</sup>もあるが、この論も寝殿造であることを前提としたもので、発掘で確認されていない礎石建ての寝殿の存在を推定しなければ成り立ち得ない。発掘遺構の解釈についても、五間四面とも理解される建築遺構（28SB7）の庇部分を渡廊とみなし、結果としてそれに接続する建築遺構（28SB4）と重複する部分が生じるなどの重大な問題を残す。このように、柳之御所遺跡の建築が寝殿造であることは、未だ実証されていないことを改めて確認しておきたい。

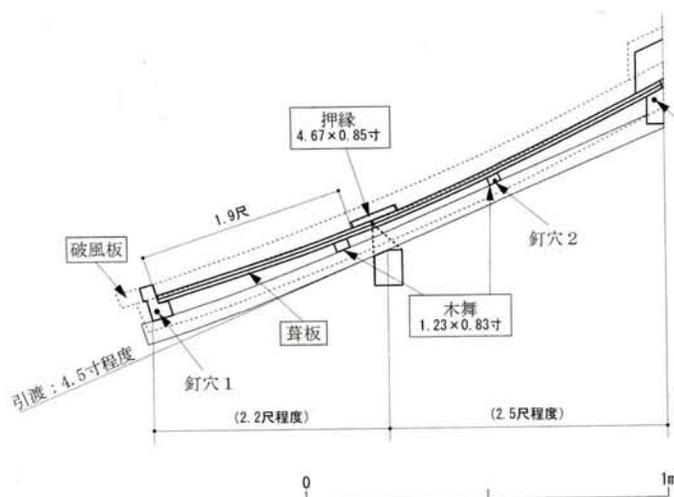
なお、寝殿造の建築的特徴として礎石建てという点があげられるが<sup>(9)</sup>、柳之御所遺跡から礎石建物も発見されていない。平泉では寺院建築は礎石、住宅建築は掘立柱という使い分けがあった可能性も考えられる。



【図②】 京都大学文学部図書館蔵『年中行事絵巻』巻第13闘鶏の場面

## 1.2 板葺屋根部材

柳之御所遺跡からは破風板2862、板材2877などの板葺屋根の部材が出土しており、これらからは中世の絵巻物に描かれた板葺屋根が復元可能である（【図③】）<sup>(10)</sup>。絵巻物などの中世前期の絵画史料をみていくと、



【図③】 柳之御所遺跡出土部材にもとづく板葺屋根復元断面図

『年中行事絵巻』（【図②】を参照）をはじめ、『一遍上人絵伝』巻5大井太郎邸の板葺屋<sup>(11)</sup>など、同じ形式の板葺屋根を数多く見出すことができ、中世には地域や社会階層をこえて、広く普及した形式であったことが知られる。

また、同遺跡からは、押縁とみられる全長5mもの長大な部材2823が出土している。前掲京大本『年中行事絵巻』板葺建物で前庇の板葺屋根を2本の押縁で押さえているが、この梁行柱間が7尺程度であったとするならば、部材2823の程度

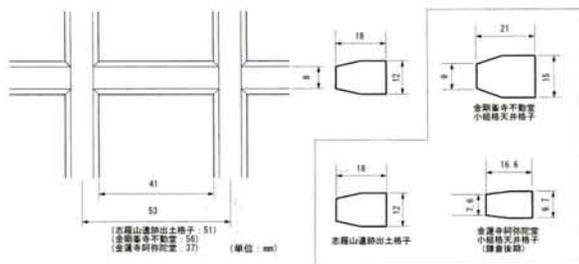
の長さの押縁2本で同じようにおさめることができる。

なお、破風板2862、板材2877は一具の部材とみられ、これはその規模から小規模な棟門のものであったと推定される。ここで推定される板葺の棟門は、大原往生極楽院という院家の門として、また『平治物語絵詞』には西獄舎の門としてあらわれ、貴族住宅以外にも広くもちいられた形式である。

### 1.3 二つの格子

柳之御所遺跡では、いくつかの格子部材が発見されているが、これらのうち部材3259（井戸31SE7から出土）、部材4035（井戸55SE1から出土）については、寸法・形状からその用途が推定でき、それらをもちいていた建築の姿を知るための重要な材料になると考えられる。

#### ■部材3259



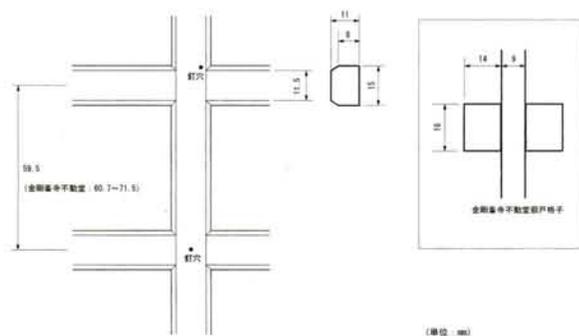
【図④】柳之御所遺跡出土格子（3259）

この部材は、大きく猿頬面をとっており、こうした格子は仏堂や塔の折上小組格天井にみることができる（【図④】<sup>(12)</sup>）。金剛峯寺不動堂（14世紀初頭建立、国宝）の小組格天井の格子をみると、その断面形状・寸法さらには相欠仕口の形状まで良く似ている<sup>(13)</sup>。

現存遺構で知られる小組格天井の建築は、仏堂・塔という寺院建築のみである。しかし、平安後期の住宅遺構が知られていない現段階では、住宅建築に小組格天井を用いた可能性も捨てきれず、この格子をもちいた建築の性格を決定付けることはできない。

#### ■部材4035

次に部材4035は、その寸法・形状とも金剛峯寺不動堂正面の蓐戸の格子に近い（【図⑤】）。縦材と横材が交差する部分に釘穴が残る点も蓐戸の格子の技法と共通しており、この部材は不動堂にみられるような蓐の一部と推定される。



【図⑤】柳之御所遺跡出土格子（4035）

部材4035は不動堂のものよりもやや細く、しかも面取りがなされており、蓐はきわめて繊細なものであった。ただし、釘位置のズレや、仕口の仕上げの荒さなどから、この部材の精度はさほど高いものではないといえよう。

ところで、不動堂の蓐格子は面取りされておらず、その他にも面取りした蓐格子の事例は見出せていない。ただ、中世の建具では明障子の格子に面取りされているものがある<sup>(14)</sup>など、蓐でも格子に面取りするものもあった

可能性が考えられる。

## 2. 発掘遺構の検討

柳之御所遺跡では、多くの建築遺構が重層的に確認されている。ここでは遺構の重複が少なく、平面構成が比較的明確にしやすい、建物52SB25と建物55SB6を中心に検討してみたい。

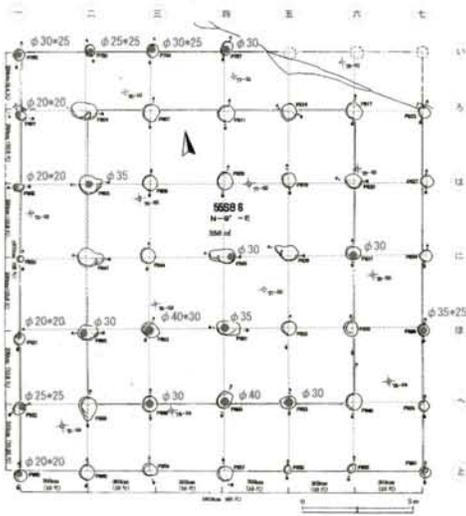
### 2.1 建物55SB6の検討

柳之御所遺跡では、6期におよぶ遺構が確認されているが<sup>(15)</sup>、建物55SB6は秀衡期にあたる第6期に属して

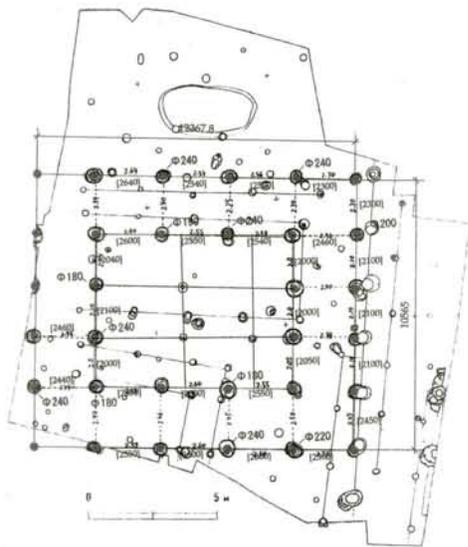
いる。この時期の同遺跡については、『吾妻鏡』文治5年(1189)9月17日の条所収の注文に、

- 一 館事秀衡 金色堂正方、並于無量光院之北、構宿館号平泉館、  
とある状況が想定される。

建物55SB6は6間×6間の平面形式（【図⑥】）をとり、柳之御所遺跡から発掘された遺構ではその平面規模（1間約10尺、南北19.70m×東西18.18m）は最大である。また、この建築は同遺跡の他の建築の例にもれず掘立柱である。以下に、その平面構成の解釈について述べる。



【図⑥】柳之御所遺跡建物55SB6



【図⑦】志羅山地区物国衛館遺跡建物

#### ■柱穴底面標高にもとづく技法の検討

柳之御所遺跡をはじめ、平泉の掘立柱建物の柱穴の深さをみていくと、同一の建物のなかでもかなりのばらつきがある。上部構造を考えるうえでも、柱穴の深さを検討してみる必要がある。ただし、現状では遺跡上面が大きく削られており、現在計測される柱穴の深さは当初のものとは一致せず、柱穴底面の標高から検討するのがもっとも妥当な方法と考えられる。建物55SB6をはじめ柳之御所遺跡を中心とする平泉の掘立柱

#### ■西の孫庇

- ① 西の側柱（㊦行の柱P801・P802・P921・P922・P965）がいずれも細いこと、
- ② 西の側柱が東西方向の柱筋からズレていることから、この柱筋は㊦行より東の部分とは区別されるべきと考える。また、東三条殿、後白河院の法住寺南殿など、京都の貴族住宅では背面に北孫庇のつく事例が認められ、西孫庇をもつ建物55SB6は東正面の可能性が考えられよう。

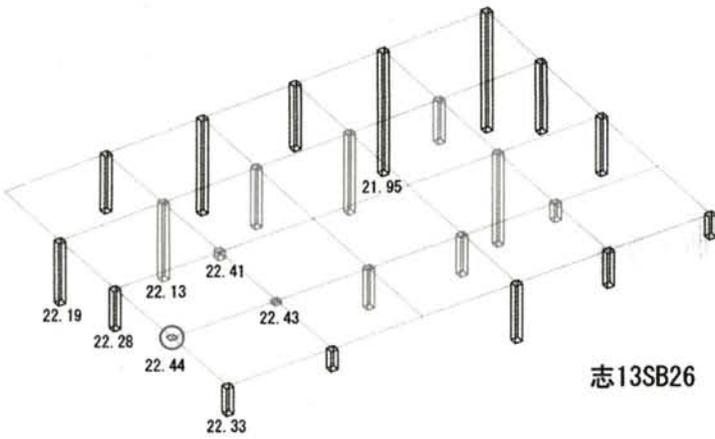
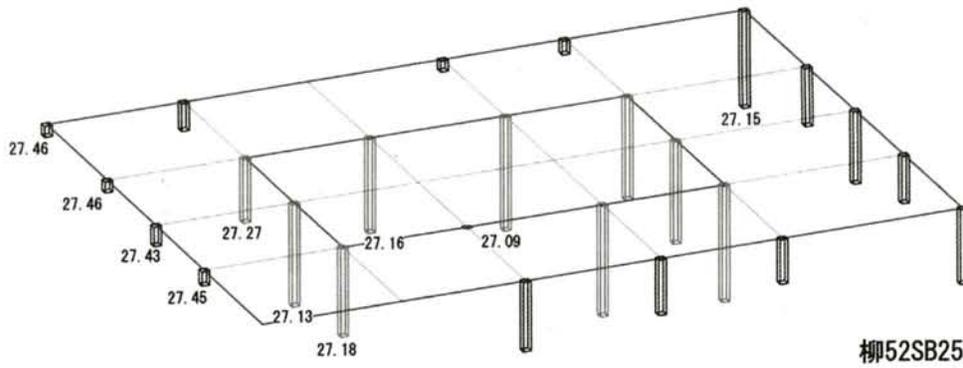
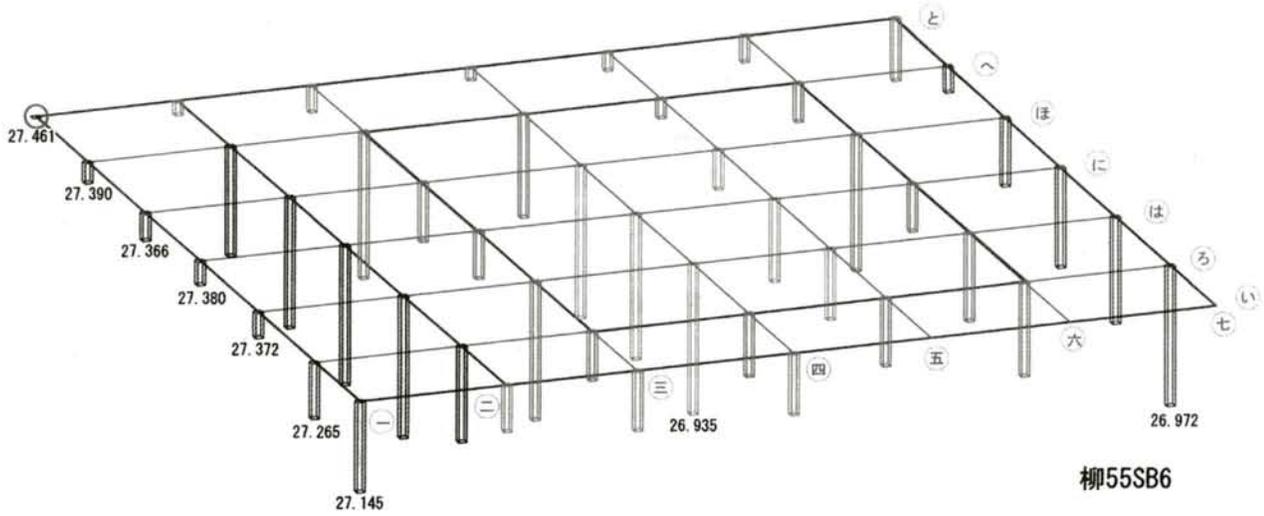
#### ■身舎の平面構成

- ① ㊨行㊦列の柱P845が㊨行から東に大きくはずれる
- ② 柱アタリのあるP866・P860・P953の位置が㊦列で直線にのる

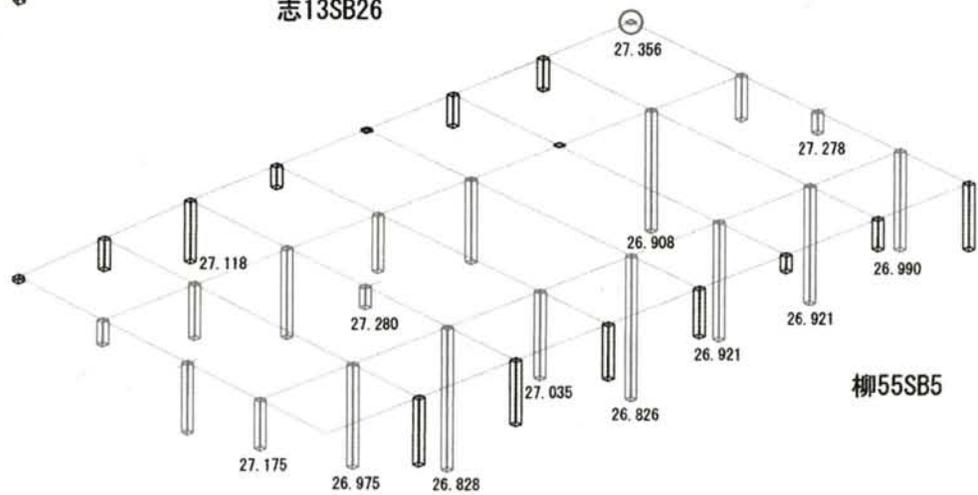
ことから、東西方向が梁方向、柱筋から大きくはずれる柱P845が床束になる可能性が高いと考えられる。

こうした推定にもとづくならば、東側の㊦列から㊨列の5間×6間部分は、桁行4間（10.9尺×4間）×梁行3間（10尺×3間）の母屋に四面庇をもうけたもので、その西（背）面に孫庇を付加していたことになる。平泉では、母屋梁行3間の建物として、志羅山地区国衛館遺跡（【図⑦】）において、母屋3×3間の四面に庇をまわした建物が発掘されているが、柱間数や柱間規模からも建物55SB6はこれよりもはるかに大規模である。

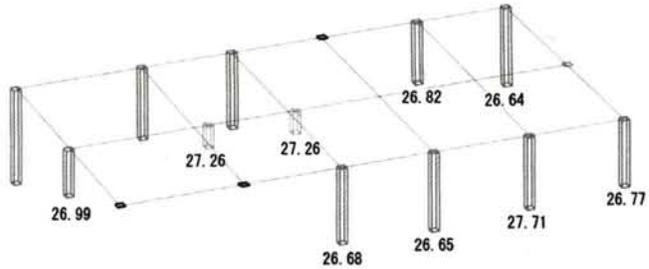
ところで母屋梁行3間の建築は、京都の事例をみていくならば、平安宮紫宸殿（9間×3間、四面庇）をはじめ、宮殿の中心建物や最上級貴族クラスの建築にみられる。また、建物55SB6は、位置としても無量光院よりも北になり、しかも概ね金色堂の正方にあたり、『吾妻鏡』注文の「平泉館」に符合する。以上から、この建物55SB6は、平泉館の正殿に相当する中心建物と想定される。



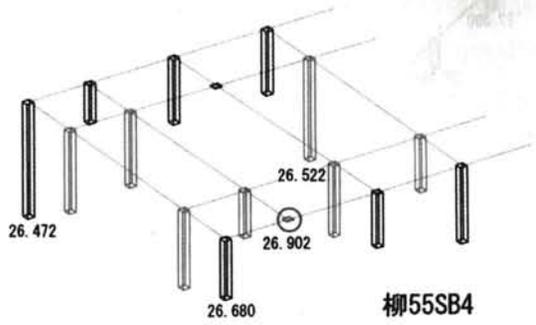
凡例  
 \* 図中の数値は海拔 (m) を示す  
 \* ○印は基準 (図中で深さ 0m) となる柱  
 \* 柳 52SB25、柳 52SB23 には基準となる柱が複数存在するため、0mとして表現していない。



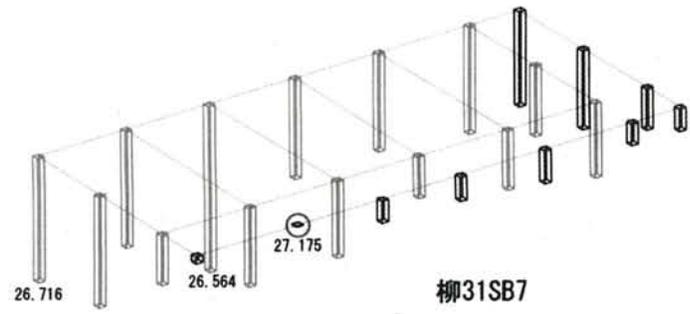
【図⑧-1】平泉掘立柱建物柱穴底面標高モデル その1



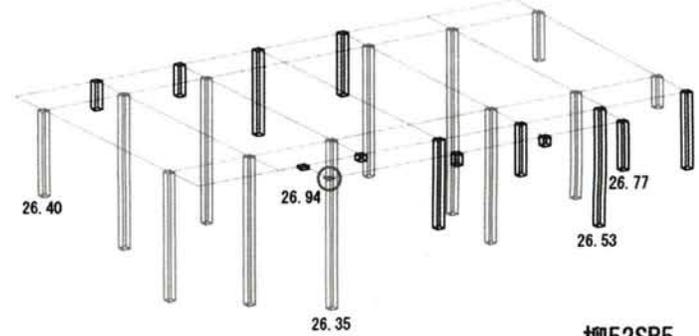
柳52SB23



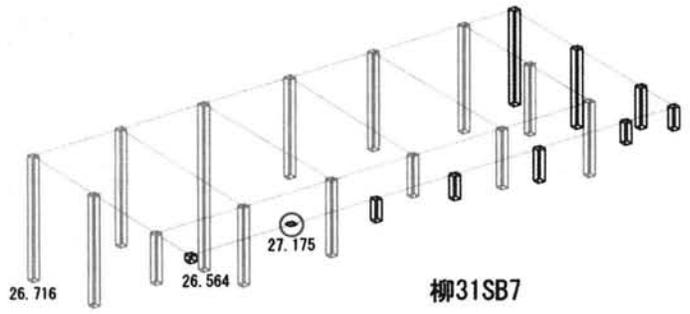
柳55SB4



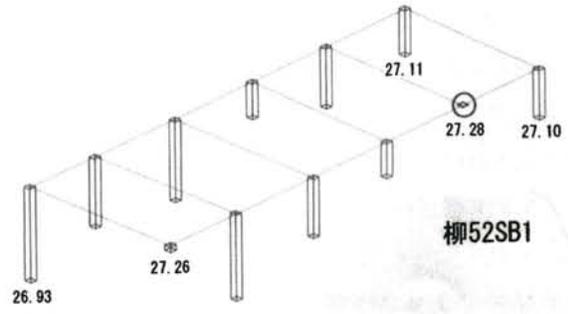
柳31SB7



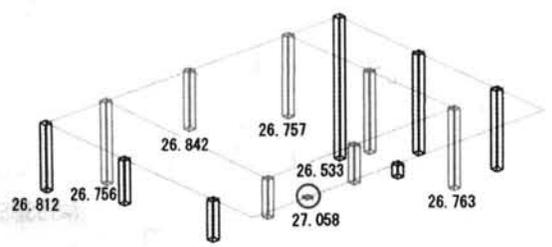
柳52SB5



柳31SB7



柳52SB1



柳55SB9

【図⑧-2】平泉掘立柱建物柱穴底面標高モデル その2

建物について、平面形式と柱穴底面標高とをあわせてモデル化したのが【図⑧】である。

建物55SB6の柱穴底面標高モデルをみていくと、最も浅い柱㊦行㊧列P965は標高27.461m、最も深い柱㊨行㊩列P809は26.935m、両者には50cm以上の標高差がある。建物52SB25をはじめ平泉の掘立柱建物をみていくと、母屋の柱穴が深く、庇が浅いという傾向は認められるものの、志羅山遺跡の建物13SB26では、三間四面の平面をもちながら、母屋柱よりも庇柱の方が深い部分もあり一概にはいえない。

建物55SB6では、西孫庇の一群のものとしてとらえられる柱筋㊦では、㊧列と㊨列で30cm程の高低差があるが、それは一連の流れをもって、順次深くなっていっていることがわかる。同様にみていくと、庇の柱筋に相当する柱筋㊦㊧㊨㊩でも滑らかな高低の変化をもち、これに対して母屋の柱筋㊦㊧㊨では、かなり大きく不規則な高低の変化が認められる点は問題である。同時期の同程度の柱間寸法をもつ建物52SB25では、母屋の柱の底面標高にほとんど差は認められない。

この点を考えるうえで、時代・地域ともにことなるが、平城宮暗渠に転用されていた藤原宮土塀の柱が興味深い。この柱の底部には、運搬にさいして縄をかけたえつり穴が遺されている。掘立柱は深ければ深いほど構造的に安定するので、できるかぎり深く据えるべきである。えつり穴が残るのは、切り出した材を最大の長さとして用いるべく、底部を切ることなく用いたためと考えられる。次に述べるように、建物55SB6は高床であった可能性が考えられ、母屋と推定される柱筋に最も大きな高低のばらつきが認められるのは、母屋柱には長大な材が求められ、柱穴の底面をあわせるだけの十分な長さの材を揃えられなかったためと推測されよう。

#### ■床束の問題

建物55SB6は、その平面形式のみならず、総柱建物であるところも特徴的といえる。柳之御所遺跡には四面庇の大型建物がいくつかあるが、いずれも総柱建物ではなく、この建物は平泉の掘立柱建物のなかでも特異なものといえる。

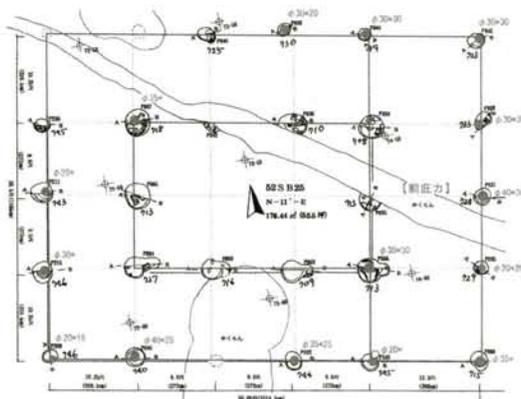
建物55SB6の柱穴底面標高をみていくと、床束の可能性のある㊨行のp809・845・861は母屋柱よりも深い。同じく柳之御所遺跡の建物52SB23では、母屋内に床束とみられる柱穴が認められるが、これは身舎の柱とくらべてかなり浅い（【図⑧】を参照）。床束を深く固定しなければならないとすれば、それはかなり床高の高い建物であったことが考えられる。近年、毛越寺南大路周辺で発掘された高屋宝蔵とみられる遺構も、基本的には総柱建物である。

## 2.2 建物52SB25の検討

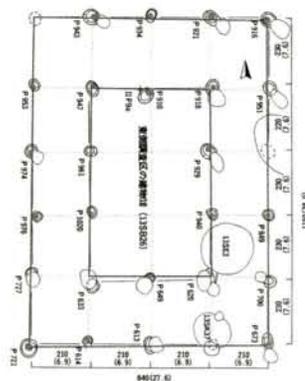
### ■庇の形式

建物52SB25は四面庇であるが、南・西・北面の庇梁行柱間がおよそ10.5尺であるのに対し、東面の庇のみが梁行12尺以上もある点に注意したい

（【図⑨】）。その屋根形式は、



【図⑨】柳之御所遺跡建物52SB25



【図⑩】志羅山遺跡建物13SB26

一つには東面が振隅の入母屋造と考えることもできるが、それにしてもあまりにも寸法差が大きい。また、平泉には同様な特徴をもつ四面庇の建物として、志羅山遺跡の建物13SB26がある（【図⑩】）。この遺構では、東西の平側の庇の梁行は6.9尺であるのに対し、南北の妻側の庇の梁行は7.6尺と、妻側の方がかなり大きい。

こうした平面的な特徴は、前掲京大本『年中行事絵巻』板葺建物にみられるように、妻面に継破風をもちいて庇を付加した建築のものと考えられる。すなわち、この板葺建物は妻面四間であるが、妻の扱首組の下中央にそれを受ける柱が描かれることから母屋梁行2間と判断され、その平側両面に庇を設けた切妻造の屋根のさらに妻面に、継破風を用いて庇を付加したものである。このように庇を設ければ、その梁間寸法は側面の庇の梁間寸法に影響されることなく、自由に設定することができる。建物52SB25は、東面の庇が他の庇からは独立し、継破風をもちいて取り付けられたものであったと考えるべきであろう。志羅山遺跡の建物13SB26は、南北両妻面に継破風の庇を設けていたと考えられる。

こうした妻面に継破風をもつ庇を付加する建築は、檜皮葺ならば前掲柳之御所遺跡出土折敷板絵の建築や前掲『年中行事絵巻』田中家本の破損した檜皮葺住宅、板葺ならば京大本の板葺住宅のほか、『春日権現験記絵』巻10高野山教懐庵室<sup>(16)</sup>、『一遍上人絵伝』巻5大井太郎邸などがある。とくに教懐庵室は桁行3間切妻造の両妻面に継破風を付加しており、板葺であるかはともかく、建物13SB26に想定される屋根形態と一致する。

また、絵巻物では上記の『年中行事絵巻』の2例において、いずれも妻面の正面に門を構えているように、継破風の庇を設けた妻面が正面となる場合がしばしば認められる。建物52SB25も東が正面であった可能性が浮びあがってくるが、近接する同時期の建物55SB6も東が正面と推測され、両者が密接に関係していたことが想定される。

#### ■柱間寸法の問題——母屋と庇の関係——

建物の柱間寸法をみていくと、建物55SB6が母屋10尺、建物52SB25が母屋で9尺程度である。太田静六氏の研究<sup>(17)</sup>によれば、京都の貴族住宅の場合、権大納言藤原邦綱の五条東洞院殿の五間四面屋で母屋14尺（『山槐記』治承4年(1180)の記事による）、関白九条兼実の大炊御門富小路殿で母屋12尺（『玉葉』文治4年(1188)の記事による）となるなど、大規模な住宅では母屋の柱間は12～14尺程度の規模をもつ。権中納言藤原定家の京極殿で母屋の柱間10尺とされ（『明月記』嘉禄2年(1226)の記事による）、建物52SB25は規模としてはこれと同程度といえよう。

さらに注目すべきは、京都の貴族住宅では、先に見た五条東洞院殿の五間四面屋で母屋14尺に対し庇8尺、大炊御門富小路殿で母屋12尺に対して庇9尺と、庇よりも母屋の柱間の方がかなり大きい傾向が認められる点である。これに対して平泉の建物52SB25は、母屋9尺であるのに対し庇は10尺以上と、庇の柱間の方が大きい。建物55SB6では母屋・庇ともに10尺程度、建物28SB1でも母屋・庇とも9.6尺の等間となる。志羅山遺跡の建物13SB26では、梁行と桁行の柱間寸法が異なるが、桁行が母屋・庇とも7.6尺、梁行が母屋・庇とも6.9尺であり、母屋と庇が同じ柱間をとっている。同じ四面庇建物といえども、母屋と庇の大きさの関係の違いからは、京都と平泉で内部空間の在り方が異なっていた可能性も浮かび上がってこよう。

### 3. 発掘遺構・出土部材の分析から描きうる建築イメージ

柳之御所の建築について、遺構と出土部材という2つの方向から検討してきた。両者をつなぎ、建築の姿とするには、得られた史料があまりにも断片的すぎる。また、これらの材料は同一の建築のものではなく、そこから得られる建築のイメージも具体的にどの遺構にあてはまるということもできない。とはいえ、今後の議論のたたき台とするためにも、推定を誤る危険を承知のうえで、柳之御所遺跡の建築として想定しうるいくつかの姿を提示してみたい。

#### 3.1 小組格天井と葺

平安後期の住宅建築が現存していない以上、明確な結論を出す事はできないが、部材3259のような格子を

用いる建築としては、仏堂や塔などの仏教建築がふさわしい。上原真人氏は瓦葺の仏堂が存在したとみるが、瓦葺であるかはともかくも、小組格天井の部材を現存する建築遺構に照らし合わせる限りにおいては、仏堂あるいは厨子の存在の可能性も考えられる。

なお、志羅山遺跡からも同様の形状、しかもほとんど同じ寸法の格子（【図④】を参照）が出土しているが、この近くでは仏教関連習書木簡も出土しており<sup>(18)</sup>、仏教関係施設の存在の可能性が考えられる。

また、葺を用いる建物は、寝殿造住宅はもちろん、金剛三昧院本堂のような仏堂や宇治上神社拝殿のような神社建築、さらに絵巻物をみていくと簡素な板葺建物や茅葺の民家にまで広く認めることができる。建築形式としても檜皮葺の建物はもちろん、『一遍上人絵伝』など絵巻物をみていくと板葺や茅葺の建築にも葺が用いられている。粗削りな仕上げの部材4035から想定される葺は、ごく自然に柳之御所の掘立柱建物使われていたと考えることができる。柱筋が直線に乗らない掘立柱建物では、建具の入る面にねじれを生じるため、引違いの戸よりも、建具にねじれが生じても開閉が容易な葺戸のような建具の方が有利であろう。

### 3.2 板葺屋根と縋破風の前庇

建物52SB2や建物13SB26から想定される縋破風をもちいた庇の建物としては、京都の檜皮葺の貴族住宅から板葺の庵室まで幅広い形式が考えられる。

まず、檜皮葺と考えるとき、折敷板絵の建物のような建築がイメージされよう。柳之御所遺跡におけるこの絵のような檜棟の建物が存在したことには否定的な考えもあるが、中尊寺金色堂にみられるような木で瓦を積んだ形をつくりだした棟を用いれば<sup>(19)</sup>、檜皮葺の建物も十分成り立ちうる。また、出土部材から復元される板葺屋根を用いるならば、京大本『年中行事絵巻』板葺住宅のような姿が浮びあがってこよう。この板葺住宅で素木の葺を用いている点も、出土部材とも結びつけやすい。

また、板葺技法についていえば、時代は降るが『一遍上人絵伝』巻1一遍生家<sup>20</sup>のように、茅葺の身舎に板葺の庇や廊を付加していたとの推定も成り立ちうる。この建物でも、建具として葺を用いている。

### 3.3 縁束・床束の問題

柳之御所遺跡の建築遺構では縁束の存在が確認されていない点も、建築形式を考えるうえでの問題点となる。これは床束の問題とも関わっており、総柱建物である55SB6は床を張っていたことが考えられるものの、建物52SB2などは土間の建築という考えも成り立ちうる。

同時期の京都の貴族住宅はいうまでもなく、中世の絵巻物に描かれた武士住宅や規模の大きな民家でも床を張り、縁をそなえるのが普通である。とくに平安貴族にとって、縁の空間は儀礼の在り方とも密接に関わる重要なものであった。もちろん、柳之御所遺跡では上面が大きく削りとられており、縁束・床束の柱穴が浅いため、あるいは縁束・床束は掘立柱ではなく、小さな礎石を据えるものであったため失われた可能性も考えられる。とはいえ、平泉全体でも掘立柱建物には縁の存在が確認できておらず、これは単に発見できていないだけなのか、あるいは建築形式そのものによるのか、今後の重要な検討課題である。

### おわりに

以上、柳之御所遺跡の発掘遺構・出土部材から知られる建築形式・技法のいくつかは、現存する建築遺構や絵巻物などから知られる中世の建築に結びつけることが可能である。平泉の寺院建築の在り方からみて、住宅建築でも京都と同じ技法が用いられていたことは充分考えられる。しかし、限られた史料から想定され

る柳之御所遺跡の建物の姿には多くの可能性があり、現段階において、この広い可能性を明確な根拠をもって絞り込んでいくことは難しい。

平泉の寺院を検証すると、同時代の京都の貴族伽藍をそのままのとりいれたわけではないことが知られる<sup>21</sup>。まして居住や政治の場と考えられる柳之御所遺跡ともなれば、京都とことなる独自の建築や空間の構成をとっていた可能性は十分考えられる。個別の建築形式や技法が京都と共通していたとしても、奥州藤原氏の社会的位置付けや平泉の地域性を考慮するならば、平泉では居住空間の在り方や建築群としての構成がことなっていたとみる方が自然である。むしろ、内部空間や建築群としての構成の相違こそが、奥州藤原氏の姿を写し出すものとして注目されるべきと考える。総柱で高床と想定される建物55SB6などが、奥州藤原氏のアイデンティティを示しているのではなかろうか。こうした評価を行うためには、建築とあわせて柳之御所遺跡が如何なる性格のものなのか、十分に検討される必要がある。今後、個別の建築・空間の在り方はもちろん、遺跡全体としての構成やその変遷をふくめ、柳之御所遺跡についての研究が進展することに期待したい。

## 註

- (1) 入間田宣夫『都市平泉の遺産』(山川出版社、2003)、羽柴直人「柳之御所遺跡の変遷」(『国立歴史民俗博物館研究報告118、2004)。
  - (2) 富島義幸「平泉柳之御所遺跡出土部材にもとづく板葺屋根の復元考察」(建築史学会『建築史学』43、2004)。
  - (3) 川本重雄「寝殿造の絵画史料」(平泉文化研究会『奥州藤原氏と柳之御所跡』吉川弘文館、1992)。
  - (4) 上原真人「秀衡の持仏堂—平泉柳之御所遺跡出土瓦の一解釈」(『京都大学文学部研究紀要』40、2001)。
  - (5) 荒木恵信「『国宝 平等院鳳凰堂内板壁絵(北面側壁)中品中生図(部分)』における絵具の経年変化および想定復元に関する研究」(『鳳翔学叢』創刊号、2003)。
  - (6) 小松茂美編『日本の絵巻8 年中行事絵巻』(中央公論社、1987)103頁。
  - (7) 『平等院大観 第三巻 絵画』(岩波書店、1992)図版51。
  - (8) 前掲註1 羽柴論文。
  - (9) 藤田勝也「平安京の変容と寝殿造・町家の成立」(鈴木博之・石山修武・伊藤毅・山岸常人編『シリーズ 都市・建築・歴史 2 古代社会の崩壊』東京大学出版会、2005)。
  - (10) 前掲註2 富島論文。
  - (11) 小松茂美編『日本の絵巻20 一遍上人絵伝』(中央公論社、1988)117-118頁。
  - (12) この格子部材については、富島義幸「平泉の都市空間と仏教建築—白河・鳥羽院政期の京都との比較から」(『日本考古学協会2001年度盛岡大会研究発表資料集 都市・平泉—成立とその構成—』、2001)においてすでに検討している。ただ、近年の金剛峯寺不動堂の解体修理工事において、その建立年代が12世紀末から14世紀初頭へと改められている(『国宝金剛峯寺不動堂修理工事報告書』、1999)。
  - (13) 前掲『国宝金剛峯寺不動堂修理工事報告書』。
  - (14) 円成寺本堂の明障子(『重要文化財円成寺本堂修理工事報告書』、1961)など。
  - (15) 羽柴直人「柳之御所遺跡堀内部地区の中心建物群について」(『財』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター紀要XX』、2001)、『岩手県文化財調査報告第118集 平泉遺跡群発掘調査報告書』(岩手県教育委員会、2004)。
  - (16) 小松茂美編『日本の絵巻13 春日権現験記絵』(中央公論社、1991)68-69頁。
  - (17) 太田静六「寝殿造の研究」(吉川弘文館、1987)第6章第4節「鎌倉時代における貴族の邸宅」。
  - (18) 『岩手県平泉文化財調査報告書』51(1995)、同78(2002)「志羅山遺跡第88次発掘調査」。なお、この格子部材については、とくに断面において収縮が大きく、もとの断面寸法は報告書所収の図より推定した。
  - (19) 富島義幸「平安時代後期における浄土のイメージと建築造形—平泉 無量光院・毛越寺を中心に—」(岩手県教育委員会『平泉文化研究年報』4、2004)。
  - (20) 前掲註11「一遍上人絵伝」6頁。
  - (21) 富島義幸「平泉・建築とその空間」(『平泉文化フォーラム2000 互からみた平泉文化』、2000)、前掲註12富島論文。
- 【付記】本稿でもちいた折敷板絵(2080)は『岩手県文化財調査報告書118』(2004)より転載、52SB25・55SB6遺構図は『同111』(2001)・『同113』(2003)より加筆・転載した。志羅山国術館遺跡建物および13SB26は平泉町提供資料に加筆・転載した。また、【図⑦】は山崎惣生(滋賀県立大学環境科学部大学院生)が作成した。

# 安倍氏の柵から平泉の居館へ―柳之御所遺跡の堀の系譜―

羽柴直人

## 1 はじめに

今年度は平泉共同研究の最終年度で、3ヵ年の成果をまとめることになる。初年度と2年度は奥州藤原氏のブレ段階といえる11世紀の安倍氏の「柵」を中心に考察してきた。今年度は奥州藤原氏の居館が、安倍氏、そして清原氏の柵・居館とどのような関りをもって成立したのか考察を進めていく。

前九年合戦の顛末を記した「陸奥話記」には安倍氏方の「柵」が12箇所登場する。これまで安倍氏の「柵」は地域支配の拠点、領主の居館といった見解が主流であった(岩手県1961など)。しかし河崎の柵擬定地の発掘調査を通じて、「河崎柵」は、合戦の際に構築される「交通遮断施設」の施設と考えるに至った。それとともに鳥海A・B、西根遺跡の発掘事例や、陸奥話記の記述内容から、「柵」の中には、「居館」としての機能を有するものも否定できない。このように安倍氏の「柵」と称される施設の中に、異なる機能の施設が存在することが予測された。

大平聡氏は安倍氏の「柵」の名称について考察されているが、陸奥話記で「柵」と記された施設が、陸奥話記の原史料になったと推測される『朝野群載』所収の源頼義解状では「楯」と記されていることに注目し、陸奥話記の著者が意図的に「楯」を「柵」として統一して表記した可能性を指摘している(大平1994)。これは単に「楯」を「柵」に置き換えたのではなく、本来機能別に名称が付されていた施設を、一括して「柵」に置き換えた可能性もある。

本稿ではまず、初年度に検討した「交通遮断施設としての安倍氏の柵」と次年度に検討した「居館としての安倍氏の柵」について概術する。そして、これらが12世紀の初頭に藤原清衡によって構築された「柳之御所遺跡」と、どの様な系譜でつながるのか検討を加える。

主要な問題になるのは、柳之御所遺跡に廻らされる「二重堀」の系譜である。研究開始時には柳之御所遺跡は安倍、清原氏の居館の系譜を直接継承したもので、「二重堀」も安倍氏の柵からの直接つながると安易に考えていたのであった。ところが、安倍氏の居館を検討した結果、類似する居館を囲む堀は見出せず、柳之御所遺跡全体の系譜的位置付けを見失いそうになった。今回はあらためて、この点について考察を加える。

## 2 「交通遮断施設」としての安倍氏の「柵」

平成15年度は「交通遮断施設」の視点から安倍氏の柵について考察した(羽柴2004b)。

「交通遮断施設」とは高地と高地の間、あるいは高地と川の間、あるいは平地の狭窄部に設置される、敵の進撃、侵入を阻止するための堀、柵、土塁、などのバリエーション的な構造物を指す。馬を主体とする軍勢は高地や川ではその進撃が遅滞、または阻止されるので、その部分を避け、平地の狭窄部を通過する確率が非常に高い。その通る確率の高い地点に交通遮断施設を設けるわけである。

「河崎の柵擬定地」は一関市(旧川崎村)門崎字川崎に所在する((財)岩手埋文2006)。陸奥話記の「河崎柵」の擬定地である。遺跡は北上川左岸の自然堤防上に立地する。調査の結果、2条の堀跡が検出された。平成15年検出の堀跡(C区SD101)は上幅が約4m、深さは1.2mほどで、断面形は逆台形を呈する。平成12年検出の堀もほぼ同規模である。堀はどちらも北上川と直交する方向に走り、自然堤防を横断している。2条の堀は平行に走り、堀と堀の間隔は約60m離れている。航空写真をみると堀に連続する地境を調査区外に読み

取れ、北側の高地「針山」の裾まで堀が連続しているのと推測できる。このように2条の堀が、北上川と高地(針山)の間の平地の狭隘部の入り口を封鎖する形に設置されている。これは北上川上流方面への進撃を阻止する「交通遮断施設」と判断できる。

河崎の柵擬定地の発掘調査面積は20,000㎡以上もあるが、11世紀のかわらけはおよそ100片しか出土せず、11世紀代の建物跡は全く検出されていない。これは「河崎柵」が館を構え、恒常的に生活していた空間ではないことを物語っている。この点からも「河崎柵」は合戦の際に構築された、交通遮断を目的とした施設と判断するのが妥当であろう。これまで安倍氏の「柵」は防御施設であるとともに地域支配の拠点、領主の居館といった見解が主流であった(岩手県1961)。しかし、この「河崎の柵擬定地」の事例は「交通遮断施設」が安倍氏の「柵」の一類型であることを示している。

そして「交通遮断施設」という視点から陸奥話記に登場する12の「柵」擬定地を考察すると、擬定地の地形や、陸奥話記の記述から、河崎柵、小松柵、石坂柵、大麻生野柵、瀬原柵、鶴脛柵、比与鳥柵、姫戸柵が「交通遮断施設」構造の柵の可能性を推測できる。このように、多くの柵擬定地が交通遮断施設に適した地形の立地に求められるということは、柵の類型として「交通遮断施設」構造が成立し得ることを証明できたと考える。

### 3 居館としての安倍氏の「柵」

平成16年度は居館としての視点から安倍氏の「柵」を考察した(羽柴2005)。

初年度は「交通遮断施設」が安倍氏柵の一類型になることを示したが、全ての柵が交通遮断施設であると考えている訳ではない。陸奥話記の記述から、「居館」と判断できる「柵」も存在しているのである。「交通遮断施設」と判断される河崎の柵擬定地でのかわらけの出土量は非常に少なかった。それに比較すると鳥海柵と推測される金ヶ崎町鳥海A・西根遺跡(岩手県教育委員会1981)では、はるかに多量のかわらけが出土している。これは遺跡の性格に差異があることの現れと考えられる。かわらけの出土量が多いということは、その場所で恒常的に生活をし、宴会儀礼を繰り返しおこなっていたことを示している。かわらけの出土量の多い遺跡が、居館としての「柵」と考えられる。

鳥海柵と推測される金ヶ崎町鳥海・西根遺跡に加えて、岩手県内において11世紀中頃のかわらけがまとまって出土する遺跡を、安倍氏の時代の居館と推測した。宿・蛇蛭遺跡(花巻市・旧石鳥谷町)、大釜館遺跡(滝沢村)、沼崎遺跡(岩手町)である。これらは、陸奥話記に登場する「柵」には当てはまりそうなのはないが、陸奥話記に登場しない安倍氏関連の居館と考えられる。これらの遺跡の立地・構造を検討し、その結果以下の共通点が見出せた。それは「①大規模な河川に近い平坦な低位の段丘上に立地する。②遺跡の2～3辺は比高差がある崖状になっているが、他の辺は平坦面が広がり、境界が不明瞭である。③遺跡内に開析された沢が平行に数条走り、居館を分断している。④居館の全体の範囲を堀で囲郭するものはない。」である。

そして、安倍氏の居館の特徴を他地域の遺跡との比較した。その結果、安倍氏の居館は陸奥国南部、東国の居館と類似し、近接する北部の「囲郭集落」とは特徴が異なることを指摘できた。これは安倍氏の出自、自己認識が表れているのではないか。つまり、安倍氏は東国や陸奥南部の「兵」「武士」と実際に類似する出自であり、同様の自己認識を持っていたと考えたいのである。

また12世紀平泉の立地と安倍氏の居館の立地条件が類似することを指摘できる。しかし柳之御所遺跡にみられる居館を囲む堀は安倍氏の居館には見出せない。この点については本稿で考察することになる。

#### 4 成立期（清衡時代）の柳之御所遺跡

奥州藤原氏の居館を考える上で、整理しておかなければならないことがある。それは12世紀の平泉の都市構造が清衡の時代と、基衡以降の時代では大きな相違があることである（羽柴2002）。基衡の時代に京都をモデルとした直線道路を基軸とする都市造りを取り入れ、それが秀衡に引き継がれていったのである。それ以前の清衡時代の平泉は自然地形にそって二重堀による区画がなされた柳之御所遺跡を中心とするものである。このように両者の都市・居館に対する基本理念が全く異なるのである。基衡以降、柳之御所遺跡の堀はその機能を失い、区画としての意味を失ってしまう。このように柳之御所遺跡も大きな構造の変化がみられる（羽柴2004 a）。本稿で扱う居館としての柳之御所遺跡は、二重堀が機能していた清衡時代を対象にする。

平泉内において、12世紀初頭の遺物がまとまって出土しているのは、柳之御所遺跡堀内部地区、堀外部地区、中尊寺境内である。この中で、清衡の居館は柳之御所遺跡堀内部地区と推測される。平泉は低位段丘に立地し南側、東側は沖積低地に面しその境界は崖になっている。そして「猫間が淵」、「鈴沢の池」という開析された沢が2条概ね平行に走り、低位段丘面を分断している。柳之御所遺跡堀内部地区はその北東部に位置する。柳之御所遺跡を含む平泉の立地条件は鳥海柵を初めとする安倍氏の居館と共通する。平泉の地形は安倍氏の系譜を引く清衡が選択するに相応しい条件を満たしている。

清衡期の柳之御所遺跡は、長径350m、短径180mの楕円形の平面形を呈している。南辺と西辺は猫間が淵に接し、東辺は低位段丘と沖積平野との境の段丘崖になる。北辺は北上川の浸食で急崖になっており、12世紀当時はもう少し平場が広がっていたと推測される。堀は西辺と南辺に猫間が淵に沿って二重堀がある。堀の規模は内堀、外堀どちらも上幅約10m、深さ約2～3mである。堀と堀の間隔は3～5m程である。また東辺にも段丘崖に沿って堀がみられるが、県道の北側には伸びず、東辺の北側には堀がない。この東辺の堀は1条のみが検出されている。侵食等で失われた可能性も皆無ではないが、もともと堀は二重になっていない可能性が高い。堀の規模は上幅約10m、深さ2～3mである。堀に伴う土塁は、いずれの部分でも全く残存していない。堀で囲まれた範囲の中に基本的には東に3°～7°傾く建物と、それを遮蔽する同様の角度の柱列から構成されている。

#### 5 堀で囲まれる居館の事例

近年、柳之御所遺跡の堀の系譜を考える上で、非常に有効な2つの事例が検出された。「福島県会津板下町陣が峯城跡（会津板下町教育委員会2004）」と「奥州市衣川区（旧衣川村）接待館遺跡（（財）岩手埋文2006）」である。

##### （1）陣が峯城跡

福島県河沼郡会津板下町に所在する。平成14年度から内容確認調査がおこなわれ、12世紀前半に成立する二重堀を持つ居館が確認された。遺跡は旧宮川西岸の小扇状地に立地し、東側が比高差約20mの段丘崖となり沖積低地に面する。旧宮川は阿賀野川の旧河道の名残とされており、遺跡が阿賀野川に面していた可能性も考えられる。居館の規模は南北140m、東西100mの不整な台形の平場を北・西・南の3辺に二重堀が廻り、東辺が段丘崖になっている。堀の幅は部位により均一ではなく、外堀の上幅が7～25m、内堀の上幅が10～29mである。そして、内堀の内側では70mに渡って、外堀の外側には25mに渡って土塁が残存している。この土塁の残存状況から、二重堀の内側と外側に土塁が廻る構造と推測される。

出土遺物から12世紀後半まで居館の存続が認められるが、その内容から、12世紀前半に居館のピークを持つ

ているという。この居館の主について、伝承では越後城氏との関係が伝えられているが、それを確定する決定的な証拠は無いようである。しかし、時期的な面と地域的な面を考え合わせれば、越後城氏が営んだ居館と考えるのが自然であろう。いずれにせよ、居館の構えの大きさと、出土遺物の質と量から、中央の権門と関係を有する在地のかなりの有力者ということとは可能である。

このように陣が峯城跡は、成立年代が12世紀前半であること、居住者の性格が中央の権門と関係を有する在地のかなりの有力者という点が柳之御所遺跡と共通するといえる。そして言うまでもなく、二重堀で囲まれる居館という構造が何よりも共通する事柄である。

## (2) 接待館遺跡

岩手県奥州市衣川区に所在する。2004年度から発掘調査がおこなわれ、12世紀の堀で囲まれる遺跡が検出された。立地は低位の段丘で、南面は河川に直接接し、柳之御所遺跡等と共通する。堀は上幅約7m、深さ約2mで北、西、東の3辺に廻る。この堀の底部近くからは12世紀後半のかわらけがまとまって出土しており、12世紀後半には開口していたことがわかる。南辺は直接河川(衣川)に接し急崖になっている。これは衣川に浸食されたことが明瞭で、当時はもう少し南側に平場が広がっていたと思われるが、侵食前も南辺は河川に直接接し、堀は構築されていない可能性が高い。現況では堀内部の平場の形状は東西約120m、南北約70mの不整な隅丸方形を呈する。

発掘調査区外の北側には長さ約35mに渡って土塁が残存している。またそれ以外に、以前には堀東辺付近にも土塁が残存していたと地元の人間は言う。その土塁は昭和20年代に衣川の堤防工事の構築材料として取り除かれたという。その土取りの際の痕跡と思われる不整な形状の溝(SD6)が堀の内側に沿って検出され、堀の内側に土塁が構築されていたことを推測させる。ところが、SD6の走行方向と北側の土塁とはうまく連続しない。それに加え、検出された東辺の堀の走行方向からすると、北側の残存土塁が堀の内部とするのは不自然な位置にある。そこで、逆に北側残存土塁が堀の外側に位置すると考えると、非常に釈然とする位置関係になり、堀の内側と外側両方に土塁が存在したと考えたくなる。これを裏付ける事柄として、発掘調査区域内において、堀の両側が遺構の空白域である点と、北側残存土塁の南側の畑が南北2列に地割りされている点が挙げられる。これらの事象を考え合わせ、接待館遺跡の土塁は堀の両側に構築されていたと推測したい。接待館遺跡の堀は柳之御所遺跡や陣が峯城と異なり二重ではないが、土塁が堀の内外に二重に巡り、景観的には柳之御所遺跡、陣が峯城の二重堀に類似するのである。

堀で囲まれる平場の内部には、幅約3mの堀で区画される内部区画がある。誤解の無いように記すが、この内部区画の堀と、外部を囲む堀の間隔は約40m離れており、「二重堀」という概念とは異なるものである。内部区画の東西幅は約40m、南面は衣川に侵食されているが、現況での南北の最大長が約20mである。内部区画の位置は外部区画のほぼ中央に位置しており、同時期の計画的な構築と推測される。しかし、内部区画の堀の断面を観察すると、12世紀後半のかわらけの大量廃棄が、埋没が非常に進んだ段階でなされたことが読み取れ、12世紀後半段階には、ほとんど埋没した状態と判断できる。外部区画の堀においては、同時期のかわらけが、底面近くでまとまって出土しており、その段階でも開口していたことを示す。内部区画の堀と外部区画の堀の廃絶には時間的差異がある。

現在までに接待館遺跡で出土したかわらけは、ほぼ全てが12世紀後半のもので、明確な12世紀前半のかわらけを見出せない(可能性を有するものは少量ある)。しかし中国産白磁には12世紀前半の大宰府分類Ⅱ類の碗と、Ⅱ系の壺片が出土しており、遺跡の成立が12世紀前半の可能性を考えたい。また遺跡の性格であるが、寺院等を思わせる遺構、遺物は全く無いことから、居館の可能性を考えたい。具体的な居住者は不明であるが、平

泉近郊に住まいし、かわらけを大量に使った儀式、儀礼を盛んおこなった階層と考えられる。これに当てはまるのは奥州藤原氏の有力な近親者が候補に挙げられる。伝承では「秀衡の母が住まいし、奥大道を旅する人々を接待した故に接待館という」とされる。

このように接待館遺跡は、12世紀前半の成立（根拠に弱さが残るが）であること、一重の堀と二重の土塁で囲まれる景観を有すること、有力者の居館という点が柳之御所遺跡と共通項目として挙げられる。

## 6 北上市黒岩地区の遺跡群

昨年度は、清原期のかかわらけが出土する遺跡として北上市黒岩地区の事例を挙げたが、遺跡の内容については踏み込まなかった。ここで改めて黒岩地区の遺跡について記述する。黒岩地区の11～12世紀の遺物を出土した遺跡は白山廃寺跡（北上市教委1970）、白山神社山頂（鴻巣Ⅰ）遺跡（本堂1980）、黒岩城跡（北上市教委2002）、黒岩宿遺跡（北上市教委2002）、菅田遺跡（北上市教委2004）がある。これらの遺跡は約1km四方の範囲に分布しており、分布域の広がりを見ると、単独に寺院ないし居館が存在したのではなく、寺院と居館、集落など様々な性格の施設が連立する景観が想定される。

黒岩地区のかかわらけについて、安倍氏と奥州藤原氏の間期の時代、即ち清原氏時代のものと位置付ける研究者が多い。これらのかかわらけを詳細に分類した小野寺麻耶（小野寺2004）によると、白山神社山頂と白山廃寺跡のかかわらけが、黒岩城のかかわらけよりもやや古い傾向があるとし、白山神社山頂かかわらけが11世紀後葉あるいは末葉、黒岩城のかかわらけが11世紀末葉～12世紀初頭の年代としている。このことから、黒岩地区における遺跡群の展開開始は11世紀後～末葉とすることができる。年代的には後三年合戦終了後の可能性もあり、「清原期」に相当するか微妙であるが、清衡の平泉入府以前という意味で「清原期」と言い換えても許されると思う。このように、柳之御所遺跡の成立よりやや早く遺跡群の展開が開始したといえる。そして、遺跡群の存続期間であるが、白山廃寺や黒岩城、周辺の黒岩宿遺跡では12世紀後半のかかわらけ、国産陶器も出土しており、12世紀後半までの存続を示す。

白山廃寺は北上市黒岩15地割に所在する。通称「丈六」、「寺内」と呼ばれる場所である。礎石の移動があり、規模の確定が困難であるが、巨大な堂の存在が認められる。出土した瓦の年代は11世紀代の要素がみられるという。そして、かかわらけが出土した西北の白山神社の丘陵（鴻巣Ⅰ遺跡）も鎮守社が祭られる寺域の一部分と推測される。このように、白山廃寺跡は複数の堂社が存在する山地も含む広い寺域を有する大寺院と推測される。

黒岩城跡は北上川東岸の砂礫段丘Ⅱ面に立地する。白山廃寺も砂礫段丘Ⅱ面に立地するが、黒岩城と白山廃寺の間は開析された氾濫平野が入り込み両遺跡は分断されている。この地形の分断から黒岩城跡と白山廃寺跡の遺跡の性格が異なると考える。北上市教委の2001年度の発掘調査により、黒岩城主郭（千曳城）内部の掘立柱建物の柱穴から11世紀末～12世紀初頭のかかわらけがまとまって出土している。この黒岩城主郭地区を11末～12世紀の居館として検討したい。「黒岩城」は16世紀和賀氏の一族の居館であるとされ、また13世紀に和賀氏が下向した際の「岩崎塞」とも伝えられている（岩手県教育委員会1986）。このように黒岩城は古代末と中世の居館が複合していることになる。

黒岩城主郭の平面形は径約150mの不整な円形を呈する。北西側は急崖、南東側に堀が廻り区画がなされる。北西側の急崖は比高差が10m以上ある。この急崖は北上川の浸食によるものと推測される。氾濫平野と接する東側は比高差が3m程度である。主郭を隔する東側の堀は氾濫平野に接する面より西側に掘られ、主郭と氾濫平野の間に溺堂という郭が位置する。

この主郭の堀は中世城館に伴うものと思われるが、11～12世紀に掘り込まれたものを再び中世に造作を加え整備した可能性もある。この決着は大規模な発掘調査を待つしかないが、黒岩城主郭の発掘調査面積は僅か164㎡である。この面積からかわらけが248片も出土しているのである。非常に高い遺物密度であり、かなりの造作の居館の内容が予想される。この点から主郭を廻る堀が古代末の可能性も考慮しておきたい。

黒岩城主郭の平面規模は陣が峯城跡に近似し、立地条件も柳之御所遺跡、接待館遺跡と共通する。これに堀が廻れば景観、構造は全く共通するといえる。

黒岩城南東部に位置する菅田遺跡、黒岩城南西部に位置する黒岩宿遺跡でも白山廃寺や黒岩城と類似する古代末のかわらけが出土しており、当概期の遺跡の広がりを示している。広い寺域を有する白山廃寺跡、居館と推測される黒岩城主郭に加え、菅田遺跡、黒岩宿遺跡の分布は、黒岩地区が11世紀末～12世紀の拠点遺跡、適切な言葉が見つからないが「都市」といったような景観を呈していた可能性を示す。

## 7 居館の堀をめぐる諸問題

昨年度、安倍氏の居館について検討したが、堀で囲まれる居館は見出せなかった。そのため、柳之御所遺跡の堀の系譜について明確な考えを示すことができなかった。今回、堀で囲まれる「陣が峰城」と「接待館遺跡」という12世紀前半成立の居館の事例を得ることができた。それぞれ規模には差があるが、近似する二重の堀、あるいは土塁を廻らすという柳之御所と類似する景観を呈している。これらを基礎として柳之御所遺跡の堀の系譜を考えていくことになるが、その前に幾つかの問題点を検討する。

### (1) 柳之御所遺跡に土塁があるか

柳之御所遺跡の二重堀に沿って土塁は残存していない。しかし、平泉に近接する衣川地区の接待館遺跡に土塁が存在することは、柳之御所遺跡にも土塁が存在した可能性を示唆する。一般的に考えても、堀を掘った土を外部に持ち出すより、その土で土塁を構築し、堀の威容を高めるのが自然であろう。柳之御所遺跡に土塁が残存しないのは、12世紀の後半に堀が機能しなくなった段階に他の施設の造営の材料として人為的に取り除かれた可能性も考えられる。柳之御所遺跡の二重堀には接待館遺跡や陣が峯城と同様に両側に土塁があった可能性を考えたい。

### (2) 陣が峯城跡で二重堀居館が検出された意義

平泉から遠く離れた会津地方で、柳之御所遺跡と同時期の二重堀を有する居館が検出された意義は大きい。平泉と陣が峯城跡は直線距離で約200km離れている。このように離れた平泉と会津で同時期の同形態の居館が存在するという事は、この形態の居館が、平泉と会津の間の地域である東北地方南部、また平泉の影響が強い奥六郡内に広域的に分布する可能性を示している。しかし現況では、柳之御所遺跡と陣が峯城跡、そして接待館遺跡の事例のみである。この事例が少なさは、中世城館との重複がその大きな理由と考えられる。つまり、11～12世紀の居館が中世城館と重複しており、中世城館の造作で11～12世紀居館が壊される、覆い隠されるという事態が予測されるのである。これは有利な地形、場所の土地利用には時代を超えた普遍性があることに起因する。この事態が生じていると思われる岩手県内での典型的な事例を挙げると、奥州市前沢区(旧前沢町)白鳥館遺跡(前沢町教育委員会2005)がある。白鳥館は安倍氏や清原氏に関する伝承があり、実際に古代末のかわらけが出土しているが、中世城館の造作により、古代末の城館構造が非常に理解し難くなっているのである。この事例のみならず、岩手県においては、ほとんどの古代末のかわらけ出土遺跡は中世城館との重複があるといっても過言でない。上記の黒岩城についても同じことが言える。これは岩手県内だけではなく、宮城や福島県内でも同様の状況と思われる。この状況の中において、「柳之御所遺跡」、「陣

が峯城跡」の事例は、中世の城館と重複していないという非常に稀有な遺跡と言える。八重樫忠郎氏はこの点についてその場所に対する「禁忌」の可能性を指摘している（八重樫2005）。聞くべき意見であろう。むしろ、「柳之御所」、「陣が峯城」の両遺跡は中世城館との重複がないという点が特異なのである。柳原敏昭氏は奥州藤原氏と越後城氏について全国的視野からみると、基本的性格として、「国衙から相対的に自立して、数郡から一国の範囲に支配を及ぼす勢力」との共通性を指摘している（柳原2005）。同様な性格を持つ両氏が柳之御所遺跡と陣が峯城という類似する形態の居館を構えているということは偶然ではあるまい。

### （3）堀で囲まれる居館の成立時期

昨年<sup>1</sup>の検討で、1062年に滅亡する安倍氏の居館で、堀で囲まれるものは見出せなかった。そして今回示した堀で囲まれる居館はいずれも12世紀前半以前の成立である。このことから、堀で囲まれる居館の成立時期は1070年代から12世紀前半代の間と推測される。上記で示した清原期のかかわりが出土する黒岩城の堀が古代末の所産であれば、11世紀第4四半期の事例になるが、明確な決め手が無く、今のところ、その年代を成立時期に採用することはできない。柳之御所遺跡については具体的に12世紀初頭の成立時期を示すことができる。これを引用すると堀で囲まれる居館の成立時期は12世紀初頭といえる。

### （4）陣が峯城跡の二重堀は北方系の系譜か

陣が峯城の報告書では「（陣が峯城と）時代的、形態的に最も類似するのが柳之御所遺跡である」とし、「本遺跡と同様な自然地形を利用した立地で堀をめぐらす思惟や系譜は若干の時代的・形態的な差異は認められるものの、明らかに北方からのものである。」としている。これは岩手・秋田県北以北に所在する「囲郭集落」、「防御性集落」を念頭に入れての論と読み取れる。しかし、昨年示したとおり、「囲郭集落」と安倍氏の居館や柳之御所遺跡は、その分布域が明瞭に分かれ、堀内部の遺構、遺物内容にも大きな違いがあり、また「防御性集落」の盛行する時期は10世紀～11世紀前半で、安倍氏の居館や柳之御所やよりも時代的に先行している。このように「囲郭集落」と「安倍・平泉の居館」でさえも同系統にあると言い難いのである。まして、「囲郭集落」の分布域から遠く離れた会津地方の居館を、北方からの系譜に求めるのは難しさを感じる。

いずれにせよ、陣が峯城跡の属する、越後、南東北の地域内における古代末の居館構造が明確でないという点を認識しなければならない。比較すべき同地域の同時代の居館の様相が不明なのである。その様相が不明な理由は上記の中世城館との重複が理由と考えられる。他地域との比較の前に地域内の様相を明らかにする必要がある。

### （5）堀で囲まれた居館が広く分布する可能性

古代末の居館の様相が不明瞭なのは東北地方に限ったことではない。要するに、11世紀～12世紀にかけて、武士が成立し、列島各地で活発に活動しているのだが、その発生期の武士の居館の構造は、いずれの地域でも明瞭ではないと思われる。もしかすると、柳之御所や陣が峯城に類似する、堀、土塁で囲まれる形態の居館が多数存在した可能性もあるわけである。その正否は、実際に発掘調査事例を増やし、明らかにしていく必要があるが、それを示唆していそうな記事を紹介する。

今昔物語集（巻第二十九第二十八）「清水の南辺に住む乞食、女を以て人を謀り入れて殺せる話」

清水の南に当て手阿弥陀の峰の北なる所に候ふ家……「廻の築垣糸強くして、門高く立たり。庭に深き壘をして橋を渡したり……」  
—①。「壘の橋は、渡給て後即ち引つらむ、然れば、此れより其方なる遺戸より出て、壘の其方なる狭き岸を渡て、築垣に狭き水門有り、其れより構て這出給へ……」—②

これは12世紀前半に成立する今昔物語集に記される、京都郊外鳥辺山にある、女の手引きで他人を家に騙し入れ、殺害し物品を奪い取る者（乞食）の家の描写である。乞食といっても富裕な者で、武装しており、

強盗を繰り返している人物である。①から家の周囲に土塁を廻らして、その内側に堀があると読み取れる。②は哀れに思った女が逃げ道を教える件であるが、逃げ道側にも「・の其方なる狭き岸を渡て」とあることから、堀は入り口を遮断するだけではなく、土塁の内側に堀が廻っていたと解される。

五味文彦氏はこの居館の描写について「平泉の館の景観が浮かんでこよう。・・・都を外れた「山里」の立派な屋敷の心象風景には地方の武士の楯の風景が選ばれたものと見られる。」としている(五味1994)。この「地方の武士の楯」というのは、なにも平泉や会津を指すのではなく、12世紀前半頃に、京都近郊に実際に周囲に堀と土塁を廻らす館が存在した、あるいは、そのような家が京都近郊にあっても違和感がない感覚が存在したと考えるべきではないだろうか。堀で囲まれた居館が東北地方意外にも広く分布する可能性の一つとして示す。

## 8 柳之御所遺跡の堀の系譜

### (1) 前九年合戦と後三年合戦の戦闘形態

堀で囲まれた居館の発生を平泉内部に求める必要はないかもしれないが、柳之御所遺跡の構築者、藤原清衡には居館の防御を重視する動機が存在する。それは清衡が自ら戦闘の当事者となった後三年合戦の戦闘形態である。

後三年合戦は清原氏の内紛で、兄弟同士がお互いの居館を襲撃し合うという形態の戦いであった。清衡は兄真衡の館を襲撃し、戦いの後半では自らの居館を弟家衡に襲われ、妻子を殺害されるという苦い経験を有している。そして戦いの終盤は家衡の居館金沢柵を包囲する。このような形態の合戦から得た戦訓が、居館に堀、土塁を廻らすという防御の発生の契機になったのは十分考えられる。

前九年合戦にも防御の目的の堀が存在した。その具体的事例は、河崎柵で検出された二条の堀である。これは敵の進撃路に設けた「交通遮断施設」である。居館を防御するのではなく、進撃路を塞ぐ目的の堀である。前九年合戦の戦闘形態は居館を襲撃し合う形態ではなく、陣地突破の進撃戦であった。このように、その目的は異なるものの、安倍氏時代に奥六郡内に堀は存在していたのである。

### (2) 居館と交通遮断施設の合体

居館を防御するためには、敵方の進入を防げば、その目的は達せられる。戦の中で育った清衡は、安倍氏時代に存在した交通遮断施設としての堀の機能は十分熟知し、堀、土塁の構築方法も習熟していたと思われる。その清衡が居館の防御の目的に「交通遮断施設」の堀、土塁を居館の周囲に設置するという発想に至ったことは十分に考えられることである。柳之御所遺跡に廻る堀の系譜は、「交通遮断施設」から来ていると考えたい。

安倍氏の居館と柳之御所遺跡の立地条件は共通するものであった。柳之御所遺跡の二重堀の存在さえ除けば両者は非常に類似したものである。陸奥話記に登場する安倍氏の「柵」には居館の性格の柵と、交通遮断施設の性格の柵の両者が混在していると考えられた。要するに、柳之御所遺跡は、安倍氏の居館と「交通遮断施設」が合体した形態といえる。つまり、 $\boxed{\text{居館の柵}} + \boxed{\text{交通遮断施設の柵}} = \boxed{\text{柳之御所遺跡}}$ とすることができるのではないか。安倍氏の堀、土塁を廻さない解放的な居館に、交通遮断施設としての堀、土塁が合体した形態が、12世紀初頭に成立する堀を廻らす居館と考えられる。

ここでは堀で囲まれる居館の発生を平泉内部の清衡が関わる事象のみから考察した。しかし堀で囲まれる居館の発生、及び発信が必ずしも平泉からなされたとは断じているのではない。お互いの居館を襲撃しあう形態の戦いが、後三年合戦にのみではなく、他地域でもなされたことは容易に想像される。その結果、各地域

において並立的に堀で囲まれる居館が成立した可能性も有り得るし、それが平泉に伝播した可能性も否定できない。

### (3) 堀・土塁の意味合いの変化

合戦の際に臨時に設置される「堀・土塁」の機能は防御という実利的なものであったと思われる。ところが、「堀・土塁」が恒常的に居館の周囲に廻らされる事態は、別な機能を「堀・土塁」に付加することになっていく。それは大平聡氏のいう「自らの自己認識という精神目的」である(大平1994)。居館の周囲の重厚長大な堀・土塁は、自らの社会的存在意義を象徴し、武威の顕示、権威の表象といった機能も付加されていったと考えられるのである。

平泉においては、12世紀中葉に柳之御所遺跡の堀が機能しなくなってしまう。新たな京都をモデルとする都市造りを基盤が進めた結果である。其の流れにおいても平泉では、白山社、無量光院にみられるような不必要なまで重厚な土塁で施設を囲む。それは清衡時代と同様に高く聳える土塁を、社会的存在意義の象徴、権威の表象と考える意識が続いていたことを示す。

さらに奥州藤原氏の最末期に再び二重堀が出現する。福島県国見町に構築された「阿津賀志山防塁」である。この地点は厚樫山と阿武隈川による平地の狭隘部で、陸奥国の奥に進撃するには必ず通らなければならないポイントである。この地点に泰衡らは長さ3キロにも及ぶ二重堀を築き、鎌倉方の進撃を食い止めようとしたのである。これは典型的な「交通遮断施設」である。堀の幅は約15mもあり、堀にそって三重の土塁が構築される重厚な施設であった。この二重堀が突破され、奥州藤原氏は滅亡する。阿津賀志山防塁が破られたことは、一地点の戦闘の敗北のみではなく、奥州藤原氏の社会的存在意義、武威、権威そのものの敗北という意味合いを持っていたのである。

## 9 まとめ

3カ年の研究成果をまとめる。

・安倍氏の「柵」には「交通遮断施設」と「居館」の機能のものがある。「交通遮断施設」の柵は平地の狭隘部を塞ぐ形態で、実例としては河崎の柵擬定地の堀がある。他にも擬定地の地形から「交通遮断施設」と推測される「柵」があり、「交通遮断施設」が「柵」の類型として成り立つことを示す。

・「居館」の柵は「鳥海柵」が事例として挙げられる。他に、陸奥話記に登場する柵には該当しないが、宿・蛇蛭蛆遺跡(花巻市)、大釜館遺跡(滝沢村)、沼崎遺跡(岩手町)が安倍氏の居館遺跡と考えられる。

これらの遺跡は「①大規模な河川に近い平坦な低位の段丘上に立地する。②遺跡の2～3辺は比高差がある崖状になっているが、他の辺は平坦面が広がり、境界が不明瞭である。③遺跡内に開析された沢が平行に数条走り、居館を分断している。④居館の全体の範囲を堀で囲郭するものはない。」という共通した特徴を持つ。

・安倍氏の居館の特徴を他地域の遺跡と比較した。その結果、安倍氏の居館は陸奥国南部、東国の居館と類似し、近接する北部の「囲郭集落」とは特徴が異なることを指摘できた。これは安倍氏が東国や陸奥南部の「兵」「武士」と類似する出自であり、共通する自己認識を持っていた表れと考えられる。

・12世紀平泉と安倍氏の居館は立地が類似する。しかし安倍氏の居館には柳之御所遺跡にみられる居館を囲む二重堀は存在しない。堀で囲まれる居館の事例は柳之御所遺跡、接待館遺跡(奥州市)、陣が峯城跡(福島県会津坂下町)がある。いずれも堀には土塁が伴う可能性が高い。これらの遺跡の成立年代は柳之御所遺跡が12世紀初頭、接待館・陣が峯城が12世紀前半と推測される。清原期の居館で、堀で囲まれる可能性がある

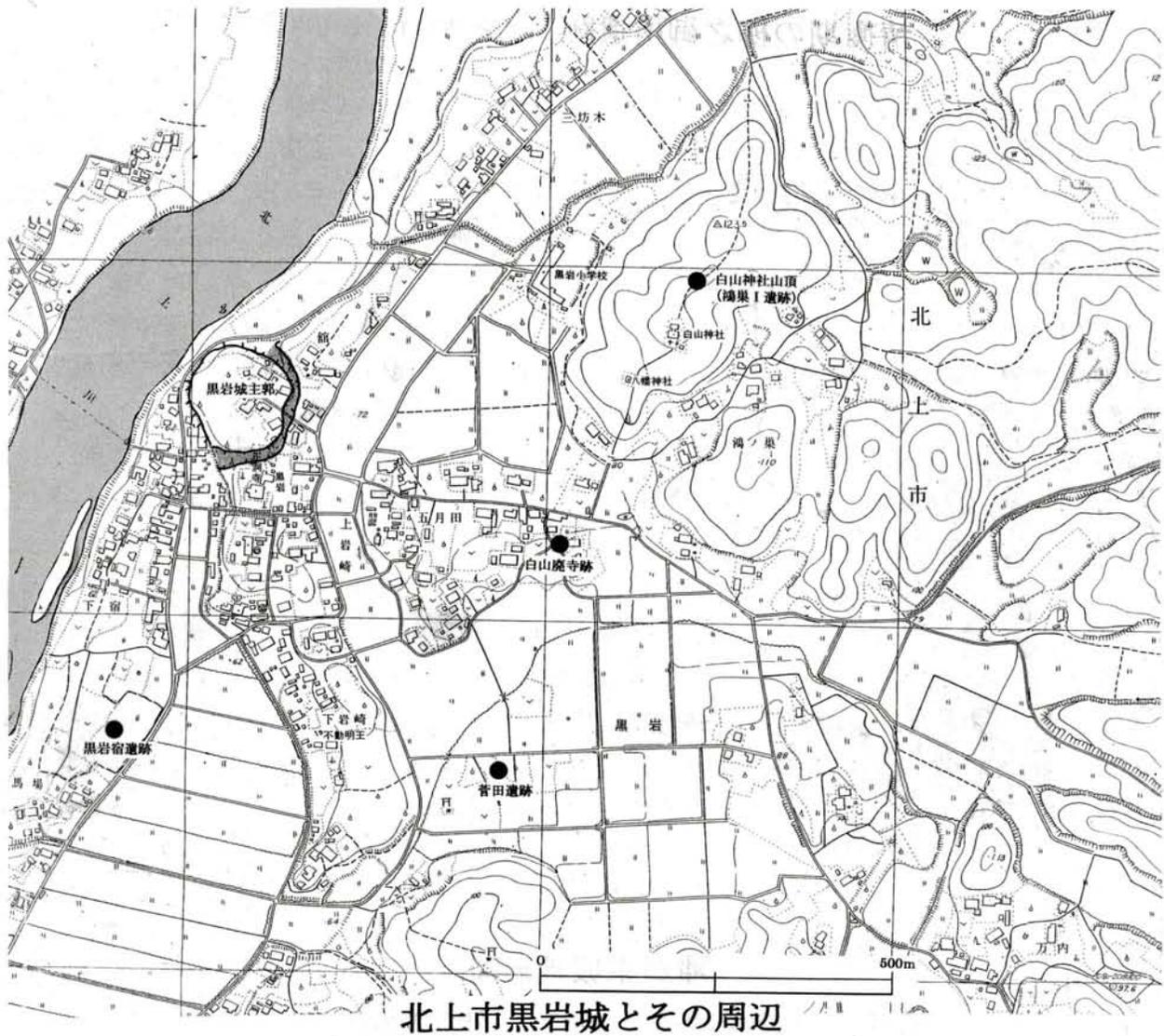
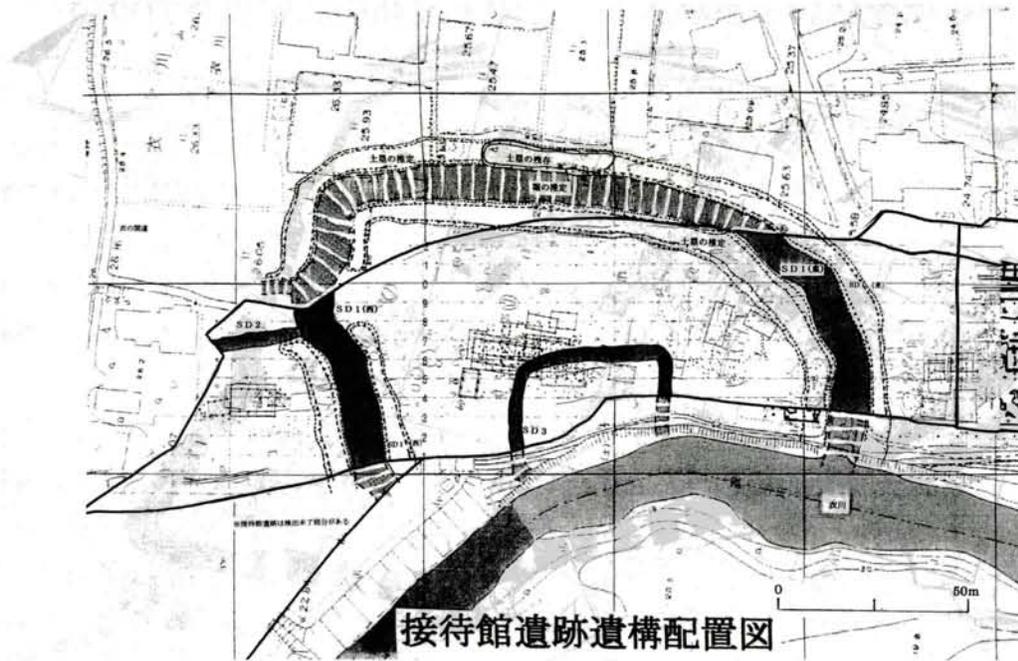
黒岩城（北上市）もあるが、確定はできず、現在得られる事例からは、堀で囲まれる居館の出現時期は12世紀初頭である。

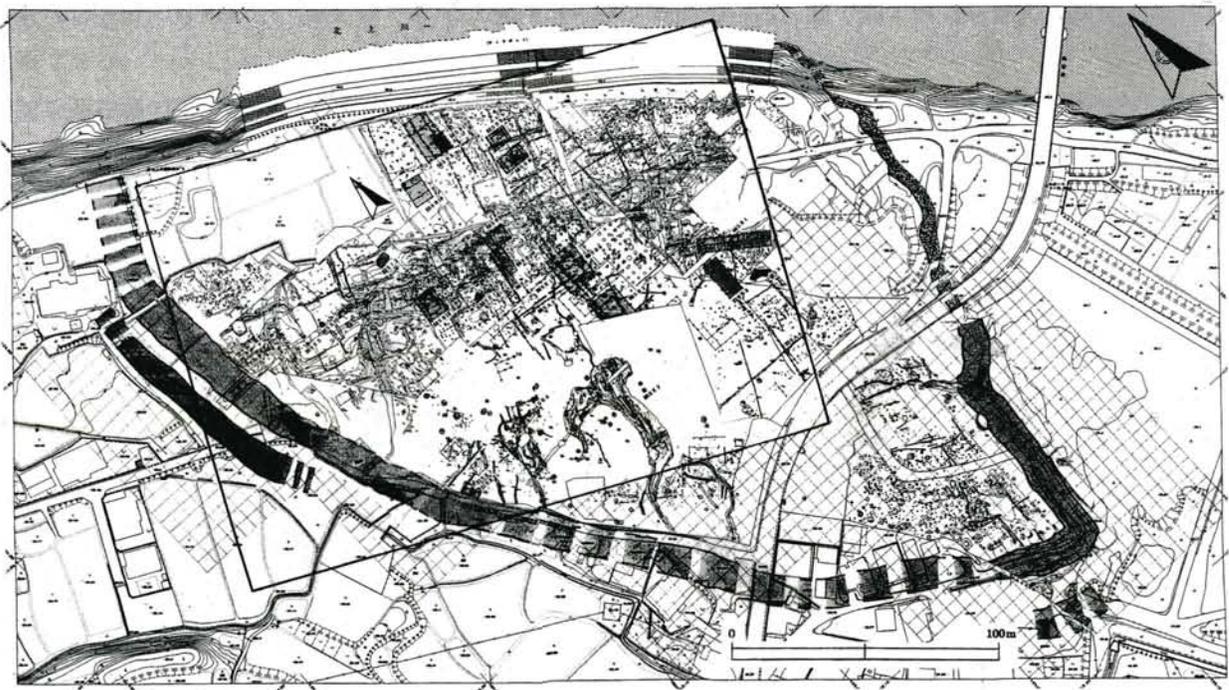
・居館を囲む堀の系譜を北東北の「囲郭集落」に求める向きがあるが、分布域、年代、立地、内部の遺構の種類の違いから考えて、難しいのではないかと考える。

・堀で囲まれる居館の成立年代から、その成立過程には「後三年合戦」の戦闘形態が関わっている可能性を指摘できる。後三年合戦はお互いの居館を襲撃しあう形態の戦いであった。その戦訓が、居館に堀・土塁を廻らす契機になった可能性である。この居館を囲む堀・土塁は「前九年合戦」の時代には既に存在していた「交通遮断施設」からの系譜が考えられる。安倍氏の堀、土塁を廻らさない解放的な居館に、交通遮断施設としての堀、土塁が合体した形態が、12世紀初頭に成立する堀で囲まれた居館と考えられる。

## 引用文献

- 会津板下町教育委員会 2005「陣が峯城跡」会津板下町文化財調査報告書第58集  
岩手県 1961「岩手県史第一巻」上古篇・上代篇  
岩手県教育委員会1981「東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書X 西根遺跡 鳥海B遺跡 鳥海A遺跡」岩手県文化財調査報告書第59集  
岩手県教育委員会 1986「岩手県中世城館跡分布調査報告書」  
大平聡 1994「堀の系譜」『城と橋を掘る・読む』山川出版社  
小野寺麻耶 2004「北上市における古代末期の土器様相」『北上市立埋蔵文化財センター紀要第3号』  
北上市教育委員会 1970「白山庵寺跡」北上市文化財調査報告書第10集  
北上市教育委員会 2001「黒岩宿遺跡」北上市埋蔵文化財調査報告書第47集  
北上市教育委員会 2002「黒岩城跡」北上市埋蔵文化財調査報告書第53集  
北上市教育委員会 2003「菅田遺跡」北上市埋蔵文化財調査報告書第64集  
五味文彦 1994「館の社会とその変遷」『城と橋を掘る・読む』山川出版社  
(財)岩手見文化振興事業団埋蔵文化財センター 2006「河崎の柵擬定地発掘調査報告書」岩手県埋文センター文化財発掘調査報告書第474集  
(財)岩手見文化振興事業団 2006「平成17年度発掘調査報告書」岩手県埋文センター文化財発掘調査報告書第490集  
羽柴直人 2002「平泉の道路と都市構造の変遷」『平泉の世界』高志書院  
羽柴直人 2004a「柳之御所遺跡の変遷」『国立歴史民俗博物館研究報告第118集』  
羽柴直人 2004b「安倍氏の柵の構造—交通遮断施設の視点から—」『平泉文化研究年報第4号』  
羽柴直人 2005「安倍氏の柵の構造（2）—居館としての柵—」『平泉文化研究年報第5号』  
本堂寿一 1980「極楽寺伝座主坊跡緊急発掘調査報告一付、寺跡出土土器の再整理とその考察一」『北上市立博物館研究報告第3号』  
前沢町教育委員会 2005「白鳥館遺跡発掘調査報告書—第2・第3次調査—」岩手県前沢町文化財調査報告書第19集  
八重樫忠郎 2005「陣が峯城跡と平泉」『文化財シンポジウム十二世紀の奥羽越』会津板下町教育委員会  
柳原敏昭 2005「十二世紀の日本国と奥羽越」『文化財シンポジウム十二世紀の奥羽越』会津板下町教育委員会





清衡期の柳之御所遺跡 (羽柴 2004 a より引用)



陣が峯城地形図

(会津板下町教育委員会 2005 「陣が峯城跡」 より引用)

# 中世都市周縁部の歴史を探る —毛越地区の踏査から— その3

岡 陽一郎

## はじめに

毛越地区の丘陵部の踏査も、今年度で最終年次を迎える。今回対象としたのは昨年度の調査区の東側に位置する丘陵であって(図1)、説明の都合上、本稿では尾根を境に丘陵を東西に二分、便宜的に西側斜面・東側斜面と呼ぶこととする。この場所もこれまでの踏査地区と同様、発掘調査をも含めた関連資料は多くないから<sup>(1)</sup>、やはり地表面観察によって過去の土地利用の痕跡を読み取り、これを他の資料と付き合わせる手法を採用した。なお、今回作成した踏査図(図2)についても、歩測を伴う簡易計測を基本としているため、図はあくまでも概念図的なものということを付け加えておく。

## 1 丘陵西側斜面

まずは丘陵西側斜面である。ここには感神院へと通ずる現行の道路から派生し、同院の背後を通過する山道が走っている。当該道路は丘陵中腹を進み、途中で感神院の位置する谷の奥へ向かうものと、そのまま高度をあげながら北側の尾根へと登って行くものとに分岐する。このうち前者は、途中から一部不鮮明な形となりつつも、谷奥に築かれた用水池の東側にある平場2-23(図3)<sup>(2)</sup>へと通じている。この用水池の北側から西側にかけては慈光院の所有地であって、同院によると前者の道路は感神院の敷地を通過せずに、自分の地所へと行くための道路とのことである。また、後者の道路についても、かつて慈光院はこの丘陵で山仕事をしていたということであるから、やはりこちらも同院関連のものとして捉えておく。ちなみに慈光院について、記録によると初代が死去したのは正保4年(1647)のことというので<sup>(3)</sup>、いずれの道路も近世以降に誕生した可能性が高い。

ところで現時点の段階では、感神院背後の丘陵斜面において、平場に代表される人為的な土地改変の痕跡は確認できていない。あくまでも地表面観察の成果ではあるが、これは毛越地区の全域で活発な土地利用がなされていたのではなく、利用に際しては自ずと取舍選択が働いた結果なのであろう。このことは鏡山のよう(図4)<sup>(4)</sup>土地利用の痕跡が比較的多く残る場所と、本踏査地点との違いに歴然としている。その原因を探ることは、毛越地区の内部が場所によって、いかなる性格を有していたかを知ることになるだけに、これから進めなくてはならない作業といえる。

## 2 丘陵東側斜面

今回の踏査区の水裾には照井堰という農業用水が流れ、これに沿って道路が走っている。この道路に関しては、用水管理を目的に用水と一緒に作られたとすべきであろう。照井堰の構築は近世ということであるから、中世の風景を考える際には削除すべき要素である。ちなみに丘陵東側斜面にある遺構群は、主にこの照井堰よりも高所にある。以下、遺構群の説明に移ることとする。

丘陵先端にある小型の平場が平場3-1である。全体的に削平は荒く、形状もはっきりしない。平場の一部には少量の湧水が溜まっているが、これは桜清水と呼ばれ、江戸時代の『平泉雑記』では平泉の代表的な泉の一つとされたものの後身である<sup>(5)</sup>。いっぽう『平泉志』では、「白山社跡」の下に「桜清水」という記述と併せ、池のような描写がなされている<sup>(6)</sup>。

その北にあるのが平場3-2である。当該平場の北側には白山堂が鎮座していて、その周辺は削平もよく、除草も実施されるなど、現在も一定の管理下に置かれていることがうかがえるのに対し、一段低い形の平場南半分は草に覆われ削平もよくない。なお、当該平場の西側は極めてなだらかな斜面をなして、一部には段差もみられるなど、人の手が入った可能性を想定できるものの、行動に制約が加わるほどの深い藪が邪魔をして、詳しい検証作業は叶わなかった。この点については今後の課題である。

この平場3-2の北にあるのが平場3-3である。もし照井堰沿いの道路からここに行こうとするなら、急斜面の登攀が必要であるのに対し、平場3-2とは簡単に行き来できるため、当該平場への連絡はこの経路を用いたものと推測される。平場の形は不鮮明で削平も良好ではない。そこで当該平場については建物敷地などではなく、耕作や植林を目的に造成された可能性を指摘しておく。

平場3-5にある天神堂への参道が走る平場が3-4で、参道周辺以外は削平も不十分、平場の形状も不鮮明であり、特に参道より北ではそれが顕著である。なお、平場南端には小屋の基礎部分の残骸が残っていて、そのすぐ南で削平が終わっているから、平場南部分は小屋の建築時に改変を受けていると判断した。

平場3-5の中央やや北には天神堂が鎮座する。平場3-2と同様、その周辺は草も刈られて削平もよい反面、南側に行くと削平は荒くなってくる。当該平場が乗るのは尾根から突きだした、いわば支尾根の斜面上であるが、この尾根は南北の谷によって、地図上から受ける印象よりは、はるかに急斜面で両隣の尾根と区切られている。

天神堂の北には毛越寺の子院の一つである覚性院があり、背後には細長い平場3-6が横たわる。内部には切った竹をまとめて積んだ箇所があるなど、現在でも利用されている様子がうかがえるが、平場の削平は余りよいとはいえず、平場の形もはっきりしない箇所がある。なお、当該平場は覚性院の2階とほぼ同じ高さで、両者を結ぶ通路もないから、現時点では同院からの往来は難しい。そこで北側の白王院に目を転じるなら、小さな谷に営まれた同院の敷地内の高所に設けられた小屋と、平場3-6との間には低い段差があるのみで、そこには人の往来の結果で生まれたと思しき段状の窪みも存在するため、当該平場は白王院と関係したものと考えた。

ところで、覚性院の南側からは谷に併走する形の山道が始まっている。現在では利用する人も稀なのか、道筋が辿れない箇所もあるものの、この道路は尾根を西に向かって進んでいく。その途中にあるのが平場3-7である。当該平場の削平は悪く、平場の形もはっきりとしない。また平場の東端部は削り残しか、盛土によるものかは不明ながら、塚状の高まりとなっている。平場の中央には板碑状・石柱状・自然石など、倒れたものも併せると計9基の墓石が残り(写真1)、中には文化13年(1816)の紀年名を持つものも混じっている。

この墓地の被葬者については、麓の覚性院から先祖の古い墓地である旨の話をうかがった。ただし同院の初代たる秀興の没年は延宝4年(1676)というから<sup>(7)</sup>、墓地の歴史は自動的に同年以前には遡らないことになる。

なお、この平場の前を通過後、山道は尾根の頂上付近において、前述した感神院背後を走る山道のうち、尾根筋に向かう道路(途中には道筋が不鮮明な箇所もあり)と合流する。複数の山道の存在から、かつてはこの丘陵が山仕事などの舞台として、使用されていたことが偲ばれる。

### 3 経塚

平場3-4にある天神堂の背後の斜面を登ったところに、平場を見下ろす形で礫石が散らばる低い盛り上

がりを見つけた(写真2)。盛り上がった部分の直系は約1,2メートル、中心部には噴火口のように深さ60センチほどの穴が開き、その壁面には礫石が目立つ。山の斜面に自然に礫石が集まって塚が形成されるとは思えないため、盛り上がりの部分は人工のものと判断した。当初、その正体に関しては炭焼窯とも考えたが、周辺では同種の遺構が確認できない上に、形状や規模の点で炭焼窯とは異なる点が見られた。そのため金鶏山などにある盗掘を受けた経塚との類似性から、盗掘を受けた経塚と判断を下した。

と、なると、当然出てくるのはこのような場所に経塚を作った理由についてである。本稿ではこの点について、当地の歴史的環境を材料に考察を加えてみたい。

まずは中世都市平泉の景観を伝える唯一無二の資料である、『吾妻鏡』文治5年9月17日条に載る次の記述から、当地の持つ性格を確認しておこう。

『吾妻鏡』文治5年9月17日条

(前略)

一 鎮守事 中央惣社。東方日吉。白山両社。南方祇園社。王子諸社。西方北野天神。金峰山。北方今熊野。稻荷等社也。悉以模本社之儀。

(後略)

ここに記されたように、都市平泉の四方には都市を侵すケガレの侵入を食い止めるべく、神社が設けられていた。各神社は当時の人々が都市の周辺と考えていた地区に鎮座し、これらの神社で四方を囲まれた内部の空間こそ、同時代人たちが都市の中心と認識していた空間といえる。それゆえ都市平泉の構造を考える際には、必然的に当該記事が注目されてきた<sup>(8)</sup>。幸いなことにここに登場する各神社に関しては、その後身と伝える神社が今も存在していて、今回扱う天神堂こそ傍線部、つまり西方鎮守の北野天神の後身に当たるとされている<sup>(9)</sup>。その意味で毛越地区は、都市平泉の西方の鎮守が勧請されるに、相応しい地区でもあったということになる。

ところで天神堂の周辺では、現在までのところ問題の場所以外に経塚は発見されておらず、そして平泉の周縁部に経塚が盛んに造営されたのは、藤原氏の時代ということを考慮するなら、当該期に都市の鎮守のひとつであった天神堂と、当地に築かれた経塚との間には、何らかの繋がりを想定すべきである。さらに平泉の場合、天神堂だけではなく、以下に述べるように経塚それ自身もまた、都市の周縁と関係していたのであった。

八重樫忠郎氏によると、平泉においては、藤原氏時代に何らかの目印や当地を靈的に護る目的の下、都市の周縁部の要地や、交通網沿いに経塚が造営されたという。例えば金鶏山経塚は都市の基本軸設定に深く関わっていたし、毛越地区を抜ける中世以来の幹線道路の県道平泉・巖美溪線沿いには鏡山を含め、要害地区にある経塚山など複数の経塚が営まれ、道路沿いに侵入を試みるケガレを防いでいたとされる<sup>(10)</sup>。ではこの指摘を念頭に置き、その上で再度天神堂背後の経塚に目を向けてみよう。

当該経塚の営まれた尾根は、谷によって周囲とは区画された場所にあるとはいえ、同じ毛越地区にある鏡山のごとく、特に人目を引く山容<sup>(11)</sup>であったとは言い難い。慈光院でうかがった話では、戦中戦後にかけて杉の植林が実施される以前、下からは天神堂の屋根が見えたということであるが、いかんせん同社の乗る支尾根自体、先にも触れたようにそのままでは格別人目を引いたとは思えない。ましてや斜面上に一基だけある経塚が、容易に確認できたとも考えがたい。また、平泉の西を守るという重要な役目を担っていた割には、天神堂周辺の遺構の数は少なく、その重要性とは裏腹に活発な利用がなされていないことも、不思議なことである。むしろこの点に関していうなら、同じ毛越地区にあり、平場や経塚を擁する鏡山の方が、より

境界を象徴するランドマークたり得よう。

ところがかつての西方鎮守は鏡山などではなく、当地に置かれていた。それは昨今では人々の記憶から消え去って久しいが、かつては当地が都市の周縁部にある毛越地区の中でも、その周縁性を象徴する特別な所だったことに他ならないためであろう。その理由を知ることは、この地区の歴史や性格を知るためにも重要な作業となる。

今回あえて手持ちの材料を基に、この問題の検討を試みようとするなら、やはり先の八重樫氏の指摘にあるように、ここも幹線道路に近接していたか、何らかの起点だった可能性が浮上する。が、現状では付近に幹線道路は存在しないし、現在の毛越地区の景観自体、江戸時代の子院群移転を機に誕生したものである<sup>(12)</sup>。とはいえ、近世以前の当地が、まったく無人の荒野であったとは言い切れない。そこで先の指摘にもある、何らかの起点という見方を生かすのなら、次のようなことが指摘できる。

すなわち現在の天神堂参道から一直線に、県道平泉・巖美溪線へと伸びる直線道路との関係である。普通、前近代の道路は自然地形に沿って屈曲するものが大半で、逆に直線道路の場合は、その誕生の背後に何らかの意思がある場合が多い。ならば当地の直線道路が、道路の終点に位置する天神堂と経塚とを起点に生まれたと捉えることも、許されよう。むしろこの道路が近世に行われた子院群の移動に伴って作られた可能性もあるとはいえ、それ以前から天神堂と経塚はあったのであるから、前代からの道路の後身という考えも否定できない。

また、県道平泉・巖美溪線の前身は、平泉から達谷窟方面へと向かう中世以来の道路であるけれど、この道路はかつて鏡山の麓を通過後、現行の道筋より西に当たる現在の慈光院周辺を経て、毛越寺方面へと向かっていたという伝承がある。経塚を擁する鏡山がちょうど平泉・巖美溪線の屈曲点に位置することはすでに触れたけれど<sup>(13)</sup>、ここを過ぎてから毛越寺へと向かう途中の道路が、天神堂や経塚の東で屈曲していた可能性はないか。あるいは先に述べた直線道路と、毛越寺へ向かう伝承上の道路とが、この正面で交差していたと推定することもできる。とはいえ、証拠となる資料を欠く現在では、周辺での発掘調査の実施を待たねばなるまい。

普段、われわれが経塚を論じる際には、どうしても経塚に対して宗教的なアプローチをしがちである。しかしながら関連資料の少ない都市構造や、交通路などを検討する際の材料としても、経塚は大変有効な存在といえる。むしろ研究分野の溝を越え、積極的に各種資料を用いてみることは、考古以外の資料が少ない平泉の中世を検討する際には、研究の深化を図る上でも必要な行為といえよう。

### おわりに 3年間のまとめにかえて

最後になるが、ちょうど最終年次ということであるから、ここでは今までの踏査を総括してみたい。時間的制約はもとより、特に今年に顕著だったように、猛暑の影響で下草が枯れず、なかなか丘陵に踏み込めなかったり、現地で雪や雨に遭うなどの不確定要素も絡んだため、当初の計画に反して、毛越全域の踏査は叶わなかった。

とはいえ初年度では、平泉への西からの出入を通行人に認識させるランドマークであり、なおかつ山頂付近には複数の経塚を擁し、霊場として実に近年まで信仰の対象になっていた鏡山の性格を焙り出すことができた。続く2年目では、埋もれていた墓石と文献資料とのすり合わせによって踏査区の歴史を推測し、さらには絵図と言い伝えに残る「サイミョウジ」地名を、他地域のそれと比較することで、鎌倉期における毛越地区の位置づけと、平泉という重用拠点の中心部に勢力浸透を狙うものの、それが果たせなかった北条氏の

動きを読み解いてみた。

このように各踏査地点からは、中世に起源を持つであろう、それも未知の遺構が当初の予想を超えた形で見つかった。そしてこれらを検討するに当たっては、様々な資料を積極的にすり併せるという手法は実に有効だったのである。また、踏査によって、今までは資料不足のため、「都市の周縁」という大枠の中で捉えられていた毛越地区の内部が実は一様ではなく、その立地などを反映して、様々な性格を持っていたこともわかってきた。

今後、踏査を継続することで、この点を詰めることはもちろんではあるが、都市の周縁は毛越だけではない。例えば毛越を含めた都市の西側から北側は、丘陵部を中心に構成されるのに対し、都市の南から東側にかけては平坦地が大半を占め、そこには奥大道や北上川という重要な水陸幹線があるばかりか、これを反映して祇園地区には市場地名も残るなど、同じ周縁でもあきらかに様相には差がある。それゆえ平泉の周縁部はこうした立地の違いによって、それぞれ違う面で平泉の都市機能を支えていたとすべきであろう。そこで他の地区でも同種の踏査を進め、成果を相互に比較検討して、平泉を取り巻く地域と、その内部構造を具体的に知り、復元やその性格付けを行うことがこれからは必要となると思われる。さらには中心地区においても踏査を実施し、その成果を先の周縁部のそれと比較検討することで、より精緻な中世都市像を構築することも、自ずと射程に入ってくるはずである。

なお、3年間の踏査に当たっては毛越寺・平泉町役場世界遺産推進室・平泉郷土館・岩手県教育委員会・柳之御所事務所には、様々な面でご協力を賜った。ささやかながら、この場を借りて感謝する次第である。

## 註

- (1) 岡陽一郎 2004「中世都市周縁部の歴史を探る—毛越地区の踏査から その1」(『平泉文化研究年報』4)・2005「中世都市周縁部の歴史を探る—毛越地区の踏査から その2」(『平泉文化研究年報』5)・「中世都市、その周縁—岩手県西磐井郡平泉町毛越における踏査から」(『年報都市史研究』13、山川出版社)
- (2) 「中世都市周縁部の歴史を探る—毛越地区の踏査から その2」・「中世都市、その周縁—岩手県西磐井郡平泉町毛越における踏査から」(前掲註(1)参照)。
- (3) 『安永風土記』の「医王山毛越寺」の項によった(『平泉町史 史料編二』九—二)。
- (4) 「中世都市周縁部の歴史を探る—毛越地区の踏査から その1」・「中世都市、その周縁—岩手県西磐井郡平泉町毛越における踏査から」(前掲註(1)参照)。
- (5) 「平泉所々清水」『平泉雑記』(『平泉町史 史料編二』)。
- (6) 高平真藤編。『平泉歴史的地名調査事業 地名の旅』第二集 平泉編(平泉郷土館、2005)。
- (7) 前掲註(3)参照。
- (8) 例えば斉藤利男 1992『平泉 よみがえる中世都市』(岩波書店)の89頁～を参照。
- (9) 前掲註(8)参照。ただし『安永風土記』の「平泉村」(『平泉町史 史料編二』九—一)には、西方鎮守として稻荷沢の稻荷明神の名があがる。同社の場所も毛越地区とはいえ、当社と天神社の関係については、今後の検討課題である。
- (10) 八重樫忠郎 2005『平泉における寺院』(吉井敏幸、百瀬正則恒編『中世の都市と寺院』高志書院)
- (11) 「中世都市周縁部の歴史を探る—毛越地区の踏査から その1」・「中世都市、その周縁—岩手県西磐井郡平泉町毛越における踏査から」(前掲註(1)参照)。
- (12) 前掲註(11)参照。
- (13) 前掲註(11)参照。

図1

図中のNo.1・2は一昨年・昨年度の踏査範囲を示す。

No.3は本年度の踏査範囲を示す。

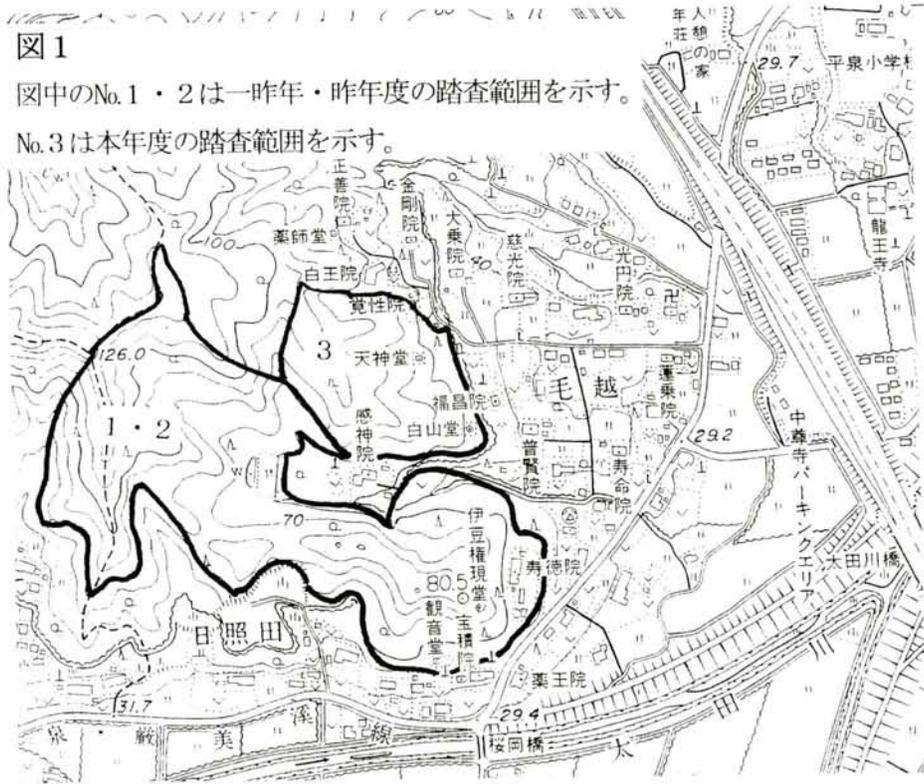


図2

2005年度踏査  
踏査・作図 岡陽一郎  
●は経塚を示す。

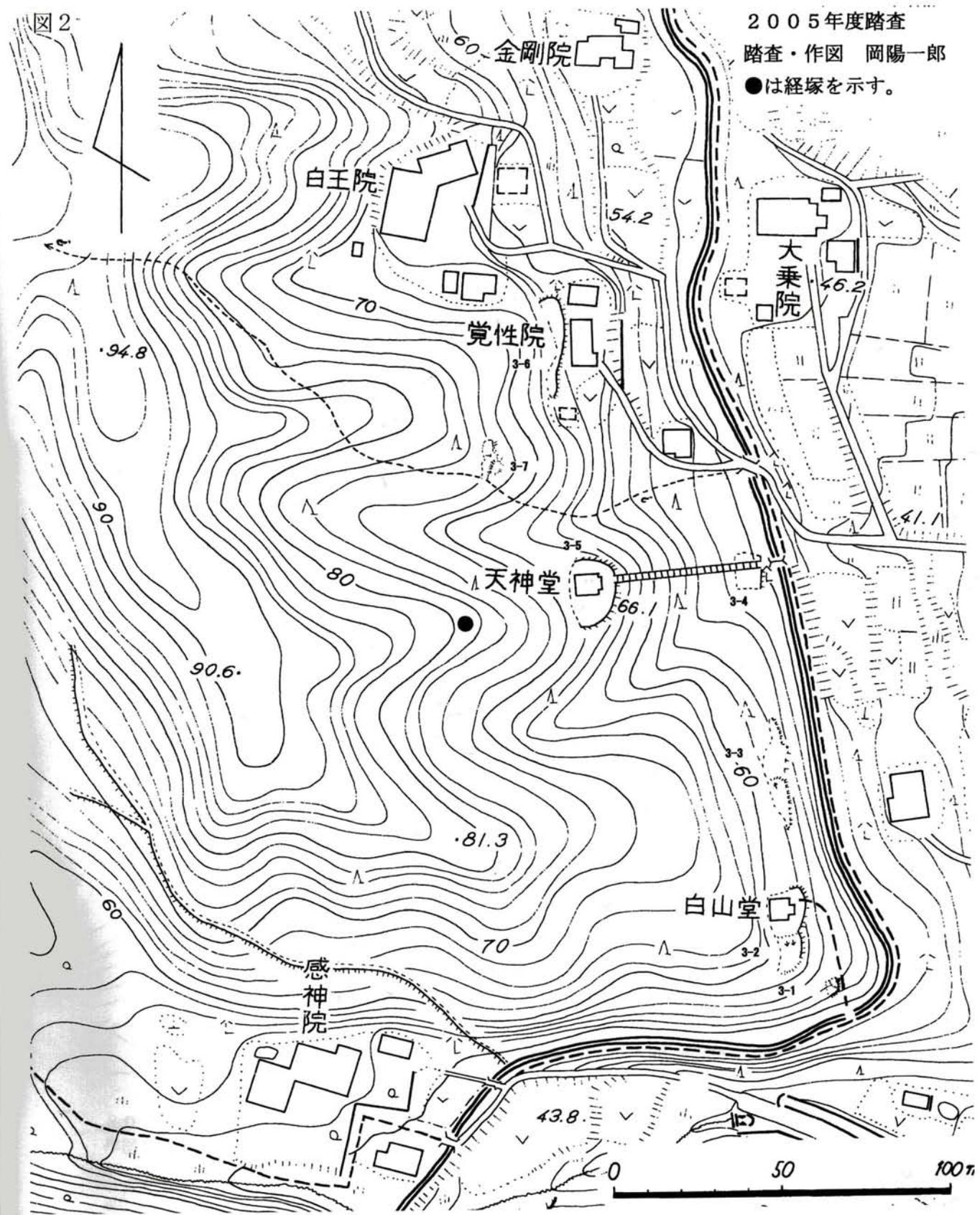
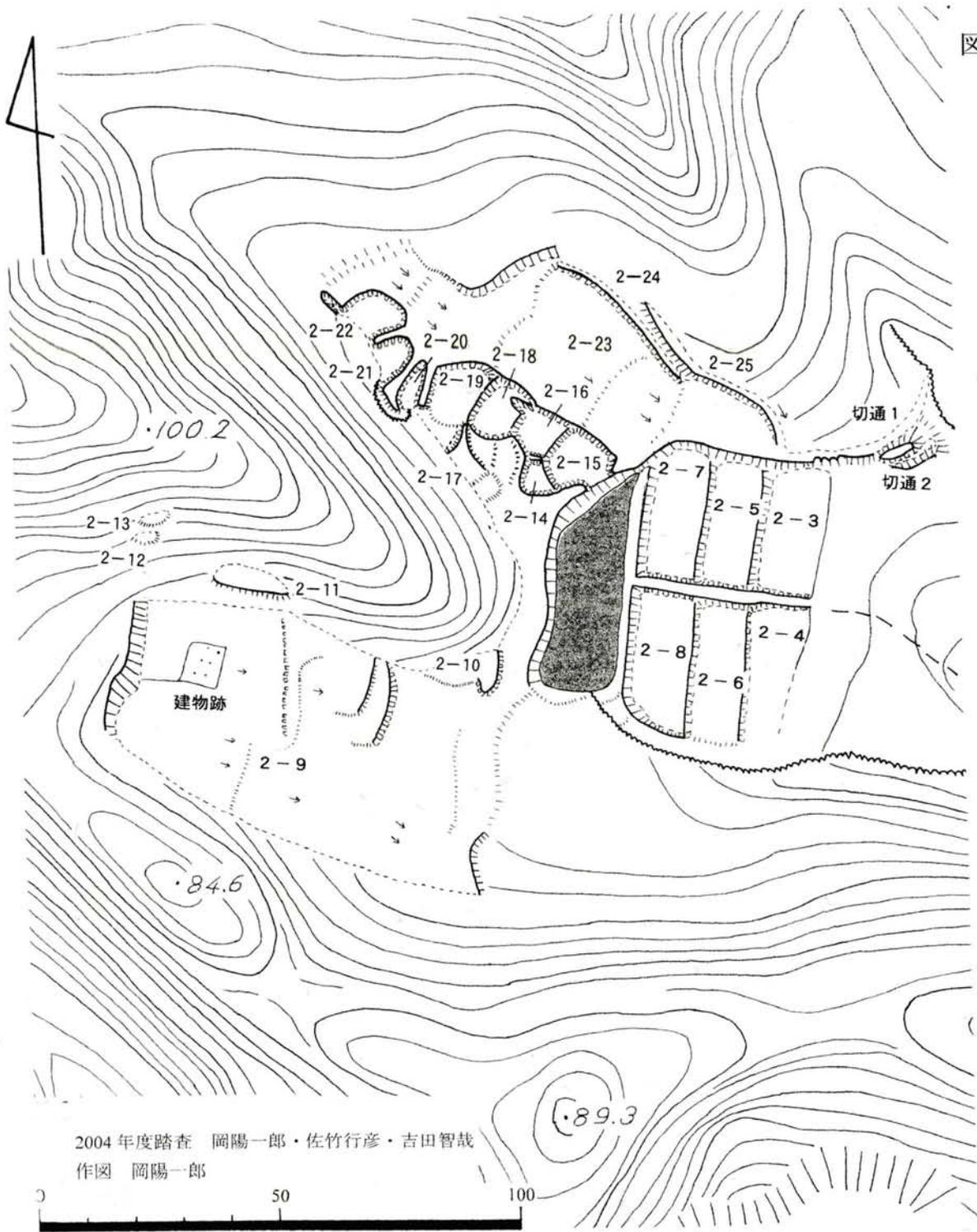


図3





鏡山周辺遺構全図

2003年踏査 岡陽一郎・吉田智哉  
作図◎ 岡陽一郎



写真1



写真2

# 柳之御所遺跡出土瓦の研究

木本 拳 周

## 1. はじめに

日本において初めて瓦が用いられたのは、588(崇峻元)年に大臣蘇我馬子によって建立された日本初の本格的な寺院、飛鳥寺である。その後、法隆寺若草伽藍や四天王寺など続々と造営される本格的な寺院において“瓦”は欠かせないものであった。当時の寺院は最先端の技術を駆使し造営され、瓦葺きの建物は古代において権力の象徴であった。

日本の宮城に初めて瓦が用いられるのは藤原京時代に入ってからで、その後も瓦が用いられるのは宮・京内や寺院、地方の官衙等のごく限られた所のみであり、如何に瓦が貴重なものであったのかがうかがえる。現在のように日常的に瓦が葺かれるようになったのは江戸時代に“棧瓦”が発明されて以降であると考えられている。

平安時代においても“瓦”が貴重であったことにはかわりはなく、平安京では官位六位以下の邸宅を檜皮葺にすることを禁止する法令され出されている(『日本紀略』長元3(1030)年4月23日条・史料1)。ところが、平安時代中期頃から次第に軒丸瓦は小形化し、紋様も簡素化する。さらに、平安時代後期になると官(国)では自ら瓦を生産する力が無くなり、各国に生産を負担させるようになる。

当時日本の中心である京の都がこのような状況の時に、遠く離れた平泉の地(第1図)で柳之御所遺跡出土瓦はどのように使用されていたのであろうか。

## 2. 柳之御所遺跡出土瓦の理解 (研究史)

柳之御所遺跡出土瓦についての研究や資料紹介はいくつかあげられるが、主として以下の研究がある。

### 2-1. 江谷寛氏の見解<sup>(1)</sup>

江谷寛氏は、柳之御所遺跡出土瓦と中尊寺伝大池周辺出土瓦など平泉出土の瓦と平安京出土瓦を比較検討した。また、中尊寺大池周辺と柳之御所遺跡で出土した軒丸瓦・軒平瓦に共通する周縁に圈線を巡らせる方式は、河内向山瓦窯の製品と共通すること、中尊寺大池周辺と柳之御所遺跡で出土した外区に珠紋凸線剣頭が巡る三巴紋軒丸瓦は法住寺殿の一角を占めた最勝光院出土例に類似すること、毛越寺付近出土の宝相華紋軒平瓦は南都系播磨系軒平瓦に類品があることの3点を指摘した。以上のことから中尊寺大池周辺出土瓦と柳之御所遺跡出土瓦と「基本的に同時期で同形式あるいは同範」で、12世紀第3四半期頃のものとし、「平泉で出土する瓦の量から考えると、中尊寺も含めて、これらの建物の大半は檜皮葺であって、大棟、下り棟等に葺かれていた瓦である」との見解を示した。

### 2-2. 鎌田勉氏の見解<sup>(2)</sup>

鎌田勉氏は、柳之御所遺跡出土瓦を胎土・焼成から以下のI~III類に分類を行った。さらにこの分類は成形調整技法の違いにも対応するとした。

I類 胎土 …………… 軟質で灰白色2.5YR 8/2~浅黄橙色10YR 8/3を呈し、若干砂粒が混入するが精選

されたもの（表面は黒っぽく燻された色になる場合もある）

焼成 …………… 酸化焰焼成

成形調整技法 …… 凸面に縄目、凸面に糸切痕と布目が比較的明瞭に残る。指撫でや指頭圧痕がそれらの上につくものもある

Ⅱ類 胎土 …………… 硬質で須恵質のもの。灰色7.5YR 6/1～灰白色2.5YR 8/2を呈し、若干砂粒が混入するが精選されたもの。

焼成 …………… 還元焰焼成が完全な場合と不十分な場合とがある。

成形調整技法 …… 凸面に縄目、凹面に糸きり痕が比較的明瞭に残る。側面は丁寧にヘラ削りされる。

Ⅲ類 胎土 …………… 硬質で灰色7.5YR 6/1～灰白色2.5YR 8/2を呈する。胎土は精選されず砂粒が混入する。特に表面は砂粒が付着し、ざらざらする。

焼成 …………… 明記なし。

成形調整技法 …… 凸面に縄目、凹面に縄目やヘラ削り痕、糸きり痕がある両面糸きり痕のみの場合もある。ヘラ削りも粗く、湾曲も少ない。全般に粗雑な作りの印象。

柳之御所遺跡出土軒瓦を紋様から巴紋（A1～5）、複弁蓮華紋（B1）、軒平瓦には剣頭紋（C1～3）、剣巴紋（D1）、連巴紋（E1）、唐草紋（F1）、宝相華紋（G1）に分類し、軒丸・軒平瓦のセット関係を示し（第2図）、一つの屋根に多様な瓦が共存して葺かれていたとの見解を示した。さらに、柳之御所遺跡の軒丸瓦A2・A3・A4、軒平瓦C2・C3・D1は、中尊寺大池周辺出土瓦と同範で、胎土・焼成・製作技法も共通し、同じ工人が同じ工房で製作した可能性が高いとし、軒平瓦の成形法においては、折曲技法（C1～3、D1）以外にも、半折曲技法（F1・G1）や播磨系の包込み技法（E1）も存在を指摘した。

そして、柳之御所遺跡出土瓦の系譜については、柳之御所遺跡や中尊寺大池周辺で出土する平泉の瓦は、在地で系譜付けられず、12世紀に他地域から平泉に移入され突如出現したものであり、平泉に導入された造瓦技術の源流は、京都洛北幡枝系を主体とし、河内向山瓦窯系の影響も受けている可能性があるとした。さらに京都における瓦の年代観に対比すると、京都から平泉への造瓦技術の伝播時期は法住寺殿造営の1161～1167年前後とした。

以上のことから、柳之御所遺跡における瓦の使用法に関しては、「岩手県埋文センターの発掘で出土した瓦は約81kgに過ぎず、軒瓦とそれ以外の瓦の量比を勘案しても総瓦葺屋根所用瓦ではなく葺棟所用瓦と判断できる」とし、瓦が用いられた契機を、「檜皮葺・葺棟屋根が、柳之御所遺跡の中心建物において、公的な場、政治的な場あるいは居住者の地位表象として採用されたとすれば、秀衡の「平泉館」と考えられる柳之御所遺跡での契機となるのは、秀衡が従五位下鎮守府將軍に任官された1170年である」との結論を提示した。

### 2-3. 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターの見解<sup>(3)</sup>

岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センターは、柳之御所遺跡出土軒瓦を瓦当紋様の内区紋様と外区紋様との組み合わせで分類、さらに重さから軒丸瓦・丸瓦を分類し、厚み・反り・縄目数・重さなどから軒平瓦・平瓦を8分類する。

柳之御所遺跡については、「平泉館」と断定せず、『文治注文』に記された「秀衡・泰衡の常の居所」つまり「加羅之御所（伽羅御所）」の可能性もあると指摘した。

柳之御所遺跡出土瓦の使用法については、軒瓦とその他の瓦の比率から総瓦葺の建物の想定は難しく、瓦の出土絶対量や形態から棟瓦として使用されたとの見解を提示した。

## 2-4. 上原真人氏の見解<sup>(4)</sup>

上原真人氏は、柳之御所遺跡における瓦の出土状態や組成・形態の分析から「柳之御所遺跡で出土した瓦は、主に総瓦葺きの小仏堂、おそらくは秀衡の私的な持仏堂の屋根に葺いた瓦で、おそらくそこには阿弥陀仏が祀られていた」とした。柳之御所遺跡出土瓦の年代については、平安京やその周辺で出土した瓦との対比から、「秀衡の持仏堂は二代基衡が死去した1157年よりも後、三代秀衡が後を継いでまもなく建てられたもので、1170年まで下降するものではない」とし、以上のことを踏まえて柳之御所遺跡出土瓦の所用建物の性格を検討し、「持仏堂は奥州藤原氏が滅亡した1189年よりもかなり前に廃絶しており、ほぼそれを契機に柳之御所遺跡の中枢部の景観は一変した」と歴史的に位置づけた。また、上原氏も軒瓦の紋様からセット関係を提示した(第3図)。

## 3. 柳之御所遺跡出土瓦の分類とセット関係

今日まで行われている柳之御所遺跡出土瓦に関する先行研究<sup>(5)</sup>をもとに今回柳之御所遺跡出土瓦を調査した結果、以下のように分類結果が得られた。

### 3-1. 軒丸瓦(6種類)

- ONM-1類 … 外縁が素紋の三巴紋軒丸瓦。ただし、巴紋の違いによりさらに2種類に細分が可能である。  
①左巻きで、巴の頭部が尖り、互いに接する。尾部に向かうにつれ極端に細くなる。  
②左巻きで、巴の頭部が丸みおび、互いに接さない。尾部に向かうにつれ次第に細くなる。
- ONM-2類 … 外縁が素紋の連珠三巴紋軒丸瓦。圏線により内区と外区を分かち、内区の巴紋は左巻きで、頭部が丸みをおび、互いに接さない。尾部に向かうにつれ次第に細くなり圏線に接する。外区には珠紋が17個めぐる。
- ONM-3類 … 連珠剣頭三巴紋軒丸瓦。外縁は圏線がめぐり2重になる。内区に左巻きの三巴紋を配する。巴の頭部は互いに接し、尾部に向かうにつれ次第に細くなる。巴紋の外側の外区には等間隔に珠紋をめぐらし、さらに珠紋の外側には陽刻の剣頭紋を配する。
- ONM-4類 … 剣頭三巴紋軒丸瓦。外縁は圏線がめぐり2重になる。内区に左巻きの三巴紋を配する。巴の頭部は丸みをおびて、互いに接さない。尾部に向かうにつれ次第に細くなる。外区には陰刻の剣頭紋を配する。
- ONM-5類 … 半裁花紋軒丸瓦。内区には左巻きの巴紋の尾部と思われるものが残る。外縁は圏線がめぐり2重になる。
- ONM-6類 … 複弁8葉蓮華紋軒丸瓦。内区は不明で、外縁は圏線がめぐり2重になる。

### 3-2. 軒平瓦(8種類)

- ONH-1類 … 剣頭三巴紋軒平瓦。外縁は圏線がめぐり2重になる。瓦当中央に左巻き三巴紋、その両脇に下向きのやや太めの陰刻剣頭紋を2個、両端に三巴紋を配する。巴は頭部が丸みをおびて、互いに接さず、尾部に向かうにつれ次第に細くなる。基本的に顎貼り付け技法である。
- ONH-2類 … 剣頭三巴紋軒平瓦。瓦当中央から左巻き三巴紋、やや細めの下向きの剣頭紋2個、左巻き二巴紋、一番端に剣頭紋を1個配する。平瓦部の両端がくの字状に折れ曲がる数少ないタイプである。折曲技法と思われる。

- NH-3類 … 連珠剣頭三巴紋軒平瓦。瓦当中央から右巻き三巴紋、2個の下向きの陰刻剣頭紋、両端に三巴紋を配する。さらに瓦当上部には珠紋を等間隔に配する。折り曲げ技法と思われる。
- NH-4類 … 連珠剣頭紋軒平瓦。瓦当上面に連続した等間隔の珠紋、その下には連続したU字状陽刻剣頭紋を配する。外縁は基本的に圏線がめぐり2重になるが、折曲技法で製作されているためか瓦当上外縁にこれらが無いものが多い。
- NH-5類 … 剣頭紋軒平瓦。連続する下向きの陽刻剣頭紋が配し、これも折曲技法のため瓦当下外縁のみ圏線がめぐり2重になるとと思われる。
- NH-6類 … 三巴紋軒平瓦。左巻き三巴紋が7個連続する。外縁は圏線がめぐり2重になる。
- NH-7類 … 唐草紋軒平瓦。内区は唐草紋あるいは飛雲紋。外縁は圏線がめぐり2重になる。顎貼付技法と折曲技法の2種類があるようで、折曲技法によって製作されたものは、外縁上部には圏線がない。ただ、破片のため全体像や詳細は不明である。
- NH-8類 … 宝相華紋軒平瓦。半折曲技法で製作されている。外縁には圏線がめぐり2重となる。

### 3-3. 丸瓦 (3種類)

- M-1類 … 凸面は太めの縦位縄叩き痕で部分的に粗ケズリ痕、凹面は細かい布目痕で玉縁部まで連続する。凹面側部及び広端側は面取りを行う。丸瓦部と玉縁部凸面側の屈曲が一番強く、玉縁部凸面側は横ナデを施す。丸瓦広端部を下とした場合、釘穴が玉縁部左寄りにあるものもある。柳之御所遺跡出土丸瓦の中では一番大きいタイプである。
- M-2類 … 凸面は細かい縦位縄叩き痕で狭端側に横方向にケズリを行い、凹面には細かい布目痕で玉縁部まで連続する。丸瓦部と玉縁部凸面側の段差及び凹面側の段部屈曲は若干ある程度である。丸瓦先端部未加工である。玉縁部丸瓦部よりに釘穴があるものもある。段部貼り足し可能性がある。柳之御所遺跡出土丸瓦3種類を大中小に分けると中にあたる。
- M-3類 … 凸面は細かい縦位縄叩き痕で狭端側に横方向にケズリを行い、凹面には細かい布目痕で玉縁部まで連続する。丸瓦部と玉縁部凸面側の段差が柳之御所遺跡出土丸瓦の中では一番浅く、凹面側の段部屈曲もほとんどない。釘穴をもつものもある。

### 3-4. 平瓦 (6種類)

- H-1類 … 凸面には太めの縦位縄叩き痕、平瓦凹面側には糸切り痕及びケズリがある。広狭端は角度をつけて面取りを行う。焼成は硬質からやや軟質である。
- H-2類 … 凸面及び凹面両面ともに糸切り痕のみで布目痕はない。凸面には離れ砂がある。全体的には平坦だがやや湾曲する。焼成は硬質でペタペタな感じがする。
- H-3類 … 凸面は縦位縄叩き痕及び離れ砂がある。凹面は糸切り痕と部分的に軽縄叩き痕があるが布目痕はない。焼成は軟質である。
- H-4類 … 凸面は斜め方向の縄叩き痕がある。凹面は細かい布目痕と糸切り痕がある。焼成は軟質である。
- H-5類 … 凸面に縦位縄叩き痕と離れ砂、凹面は細かい布目痕と糸切り痕だがナデ消しを行うものもある。さらに凸面には凹型成形台の圧痕があり、凹型成形台にのせたためか縄叩き痕がつぶれた状態である。さらに凹面には凹型成形台で湾曲に成形するためと考えられる縄叩き

痕が残る。

OH-6類 … 凸面に縦位縄叩き痕と離れ砂、凹面は糸切り痕と縦位縄叩き痕がある。凹面に布目痕はつかない。中には凸面をスリ消すものもある。平瓦の両端がくの字状に折れ曲がる。

今回の調査によって軒瓦と丸・平瓦の対応関係は表1（対応表）の通りである。そして、これから推定できる軒瓦の各対応（軒瓦のセット）関係は第4図の通りである。これらに関しては後述する。また、軒瓦に関しては基本的に瓦当紋様で分類しているため、結果的には本澤氏の分類<sup>(6)</sup>と同じ結果となった。しかし、本研究においては軒瓦の分類と丸・平瓦の分類を対応させるため、若干の私見も加えてあえて分類番号を新たに設定した。また、軒瓦に関しては全型式に範傷が確認できた。

柳之御所遺跡出土瓦からは少なくとも2時期が考えられる。それは第1群と第2群及び第3群に分けられることによる。その根拠は瓦葺建物廃絶時期と考えられる4C-2井戸（第5図）から出土するか否かである。4C-2井戸は、柳之御所遺跡西よりの住宅密集地における第13次調査で検出された遺構である。この井戸は地表下10cmで検出され、上端では直径1.5mの円形、中程では直径1.2mの隅丸方形となり、下層で井戸枠が検出されている。4C-2井戸内の堆積層のうち、瓦の堆積は上下2層に分かれて2m離れて確認され、瓦の破片出土総数は700個以上とされる。

第1群はほとんど4C-2井戸内からは出土せず、軒瓦の紋様からも第1群が瓦葺建物創建瓦と考えるのが妥当であろう。一方、軒丸瓦の紋様と丸瓦の分類から第2群、第3群と分類するが、軒瓦の紋様にはバラエティーがあるもののどちらも4C-2井戸内からは出土する。こちらは第1群の軒瓦の紋様と比較して考えても葺替え時の補修瓦と考えられる。そして、折曲技法の軒平瓦が葺替え時のものと考えれば瓦葺き建物の創建は京都で折曲技法の瓦が出現する1160年代よりもっと早い段階となる。

## 4. 考察

### 4-1. 柳之御所遺跡出土瓦の使用法

第3章のように柳之御所遺跡出土瓦は分類できることが確認できた。では柳之御所遺跡出土瓦はどのように用いられていたのでしょうか。第2章の研究史のところでもとりあげたように、従来これらは‘葺瓦’と考えられ、柳之御所遺跡出土瓦を‘葺瓦’とする最大の根拠は出土量であった。しかし、これに関しては柳之御所出土の軒瓦と丸・平瓦の量比から唯一総瓦葺論を唱える上原氏が鎌田氏の用いた出土瓦の量比を用いて、また中尊寺金色堂の木瓦葺から瓦量を算出して葺瓦論を論破している<sup>(7)</sup>。ちなみに今回の調査で私が調査できた瓦の内訳（破片含む）は、軒丸瓦33点、軒平瓦26点、丸瓦約100点、平瓦約140点、道具瓦と思われるものが9点の総点数約310点である。これから軒瓦：軒瓦以外の瓦＝約1：4.1となる。さらに軒丸瓦：丸瓦＝約1：2.9、軒平瓦：平瓦＝約1：5.5である<sup>(8)</sup>。上原氏が平安京右京一条三坊九町の貴族邸で檜皮葺・葺瓦屋根を推定時の瓦量比が、軒丸瓦：丸瓦＝1：(0.86～1.66)、軒平瓦：平瓦＝1：(2.27～4.53)である<sup>(9)</sup>のに対してやはり丸・平瓦の割合が多い。しかし、残念ながら柳之御所遺跡出土瓦の全てを調査したわけではないのでこの数字に依存しすぎるのは良くないが、軒瓦を抽出して保管していることを考えれば丸瓦・平瓦の量が大量に増えることはあっても軒瓦の量が比率を変えるほど大量に増えることは考えられない。

以上のことから柳之御所遺跡出土瓦は、上原氏が言うように総瓦葺建物が建物に用いられていたと考えるべきだろう。また、瓦の出土量以外に総瓦葺きであると考えられる根拠がもう一点ある。それは、葺瓦が用いられる葺棟ならばそのほとんどである道具瓦がとても少ないことである。葺棟には、軒丸瓦・軒平瓦・丸

瓦（雁振瓦）・平瓦（熨斗瓦）・面戸瓦が必要であるが（第6図）、鬼瓦が約3点、割り熨斗瓦と考えられるものが約5点、さらに降り面戸瓦と考えられるものが1点。仮に薨棟であるならばそのほとんどが道具瓦であるのに出土量に対してあまりに道具瓦の割合が少ないのではないだろうか（第7図）。熨斗瓦が平瓦を割って用いる‘割り熨斗瓦’と考え、判別が困難であると考えても300点近い出土量の中で面戸瓦がほとんどないのは腑に落ちない。また、上原氏の言うように柳之御所遺跡で中心建物と考えられるSB-4（第5図）という巨大な建物の薨瓦として用いられたのならばわざわざ23SG-1の園池（第5図）を渡った反対側の4C-2井戸を瓦溜りのようにしていることにも疑問が生じる。さらに、軒瓦を見る限り4C-2井戸に瓦が捨てられ、瓦溜りとしていることは瓦建物の破却を意味する。4C-2井戸は出土かわらけから1180年代と考えられ、4C-2井戸を埋めるようにその後に園池を拡大しているため、藤原秀衡存命中に瓦葺建物が破却されていることになる。これは鎌田氏の述べるように、藤原秀衡が従五位下鎮守府將軍に任官され、柳之御所遺跡の中心建物において公的な場、政治的な場あるいは居住者の地位表象として‘薨瓦’を採用されたためと考えるならば、藤原秀衡存命中の薨瓦建物の破却は考えにくいのではないだろうか。

以上の考察から、薨棟の‘薨瓦’と考えるのは出土瓦を見る限り困難であると考え。ただし、総瓦葺建物としても総瓦葺建物と考えられる遺構が確認できないことや従来指摘されてきたように柳之御所遺跡の瓦出土量が少ないこと、柳之御所遺跡出土「板絵」に描かれている建物の薨棟等多々問題があることも事実であり、今後の研究課題である。

#### 4-2. 柳之御所遺跡出土瓦からみる瓦葺き建物の年代

では、柳之御所遺跡出土瓦の年代について考えてみたい。鎌田氏は柳之御所遺跡出土瓦を京都法住寺殿造営期（1161～1167年）の瓦との関係及び1170年に藤原秀衡が鎮守府將軍に任官され「平泉館」の中心建物に用いられた棟瓦との考えからその実年代を1170年頃とした<sup>(10)</sup>。これに対して上原氏は1158年の平安宮修造において陰刻剣頭紋軒平瓦が主体的に用いられ、1160年代のはじめに使用されなくなることから柳之御所遺跡出土瓦の実年代を1160年代の早い段階とした。

本研究では、2章ですでに述べたとおり軒瓦の紋様と瓦葺建物の廃絶による4C-2井戸一括瓦などから柳之御所出土瓦を1群～3群の3グループに分類し、少なくとも1群のⅠ期と2・3群のⅡ期の2時期あるのではないかと考える。では、第1群の年代はいつごろとなるのであろうか。平泉で出土する軒瓦の周縁に圈線をめぐらせることについて河内・向山瓦窯との関係を江谷氏が指摘している<sup>(11)</sup>。そして、この河内・向山瓦窯からはNM-6類の複弁8弁蓮華紋軒丸瓦（第4図）と非常に良く似た軒丸瓦（第8-1図）が出土する。また、内区に巴紋を配する点でもNM-5類の半裁花紋軒丸瓦と共通する。さらにこの軒丸瓦と組むと考えられている軒平瓦（第8-2・3図）が先にも述べたとおり周縁に2重圈線をめぐらす点もNH-7類の唐草紋軒平瓦（第4図）とNH-8類の宝相華紋軒平瓦（第4図）に共通することである。江谷氏はこれら外縁2重圈線紋様の瓦は、宇治・平等院や醍醐寺大智院例から康和年間の（1099～1104年）が確実であるとした。

しかしながら、柳之御所遺跡が機能した平安時代後期に限らないが、軒瓦の紋様を統一せず屋根に葺くことはよくあることであり、また4C-2井戸を瓦葺建物廃絶に伴う瓦溜りと考え、瓦に最低2時期を設定したがこれも残念ながら4C-2井戸の解釈によっては軒平瓦の製作技法に多少の違いはあるもののすべての瓦が一括で葺かれたことも十分に考えられる。さらに、瓦の年代を京都の瓦に依存しているため如何に当時平泉が奥州藤原氏のもとで栄華を極めていても政治・文化の中心である京都からの多少なりともタイムラグは必ず生じるのではないだろうか。これらをふまえ、柳之御所遺跡の瓦葺建物の創建年代はやや幅をもたせ、

1100～1160年代の間とし、廃絶期は前述の通り頼朝侵攻以前の1180年代と考える。

#### 4-3. 「藤原秀衡の持仏堂」の可能性

ここで、柳之御所遺跡出土瓦から確認できたことを整理してみたい。

- ① 柳之御所遺跡出土瓦は総瓦葺建物に使用されたこと
- ② 総瓦葺き建物の時期は創建が1160年以前、廃絶が源頼朝侵攻による柳之御所遺跡廃絶前の1180年代であると考えられること
- ③ 柳之御所遺跡出土軒瓦は全型式に範傷が確認できることから範または製品（瓦）が他地域から持ち込まれたこと

今回の調査で確認できたことは主に以上3点である。では、総瓦葺建物とはどのような建物であったのであろうか。総瓦葺建物を推定している上原氏の「藤原秀衡の持仏堂」説の可能性について検討してみたい。

上原氏の「藤原秀衡の持仏堂」説の概略は、藤原基衡死後に藤原秀衡によって方3間程度の総瓦葺礎石建物の私的な持仏堂が創建され、藤原秀衡晩年の無量光院造営に伴って破却されたというものである。

では、柳之御所遺跡はどのような性格の遺跡であるのか。これに関しては、藤原秀衡・泰衡親子の常の居所「伽羅御所（加羅御所）」とする説もあるが、現在最も有力な説が『吾妻鏡』記載の奥州藤原氏の「平泉館」である。公的な場所に「私的な持仏堂」があったのかという違和感もあるが、このような例は鎌倉・大蔵御所（第10図）にも持仏堂があったとされるために可能性としては十分に考えられる。仮に柳之御所遺跡が藤原秀衡・泰衡親子の常の居所である「伽羅御所（加羅御所）」であったとしても上原氏が指摘されるように藤原道長の土御門殿や京都・東三条殿（第10図）のように貴族邸宅にも持仏堂があることは不思議なことではない。

また、『吾妻鏡』文治5年閏4月30日条に「豫州入持仏堂」という記載があり、平泉においても館内に持仏堂があったことは文献史料からも裏付けられる（史料2）。

次に、持仏堂破却から無量光院の造営へという発展的移築という考えに関してだが、無量光院の創建年代と持仏堂破却時期が絞りこめていないため難しい問題である。発展的な移築であるのに総瓦葺の持仏堂から檜皮葺の無量光院というむしろ建築的な「格」としては逆行することも説明がつかない。これに対して上原氏は持仏堂で用いた瓦の量では無量光院には再利用できなかつたと考えている<sup>(12)</sup>。

ただ、瓦のみで考えれば柳之御所遺跡出土軒瓦と類似する紋様の軒瓦が出土する宇治・平等院鳳凰堂（第9-1図）、京都・法住寺殿（第9-2図）、常陸・日向廃寺（第9-4・5図）など共通するのは「寺院」であることである。さらに、総瓦葺時の宇治・平等院鳳凰堂に用いられた軒瓦と柳之御所遺跡出土瓦の大きさを比較してもほぼ同じであること、持仏堂と考えられる遺構が現在確認されていないのは持仏堂破却後に園池が拡大されたことにより削平されてしまったと考えられることなどを勘案すれば、柳之御所遺跡出土瓦は総瓦葺持仏堂に用いられた蓋然性は充分にあるものとする。

#### 5. おわりに

今回の調査のよって柳之御所遺跡出土瓦の分類には一通りの区切りをつけることができると思う。ただ、本稿は柳之御所遺跡出土瓦のみにとどまってしまった。今後は柳之御所遺跡出土軒瓦は中尊寺伝大池周辺から出土する軒瓦と同型式のものも多く、また柳之御所遺跡出土瓦の前段階と考えられている花立遺跡出土瓦などをより調査することによって柳之御所遺跡における瓦葺建物の意義を解明することができることのみな

らず、奥州藤原氏の本拠地平泉の都市景観がより詳細に復元でき、より詳細に平泉文化を解明できるのかもしれない。

最後に、この研究及び本稿をまとめるにあたって、以下の方々・機関のお世話になった。ここに記すとともに謝意を表します。

渥美賢吾、伊藤孝志、五十嵐雪佳、岩本次郎、上田喜江、上村和直、及川司、大関真人、甲斐弓子、金政雄介、笈和也、川口武彦、斉藤邦雄、斉藤敏男、佐川正敏、佐藤嘉広、柴田芳之、清水重敦、菅原計二、菅谷文則、杉沢昭太郎、鈴木久史、須田亜紀、関根俊一、手島芙美子、戸花亜利州、寺岡希華、中川真喜子、西川智秀、羽柴直人、福島正和、本澤慎輔、森郁夫、毛利光俊彦、野内智一郎、山本真琴、梁淙鉉、吉田充、吉村旭輝、岩手県教育委員会、平泉町埋蔵文化財センター、柳之御所遺跡資料館、帝塚山大学考古学研究所・付属博物館

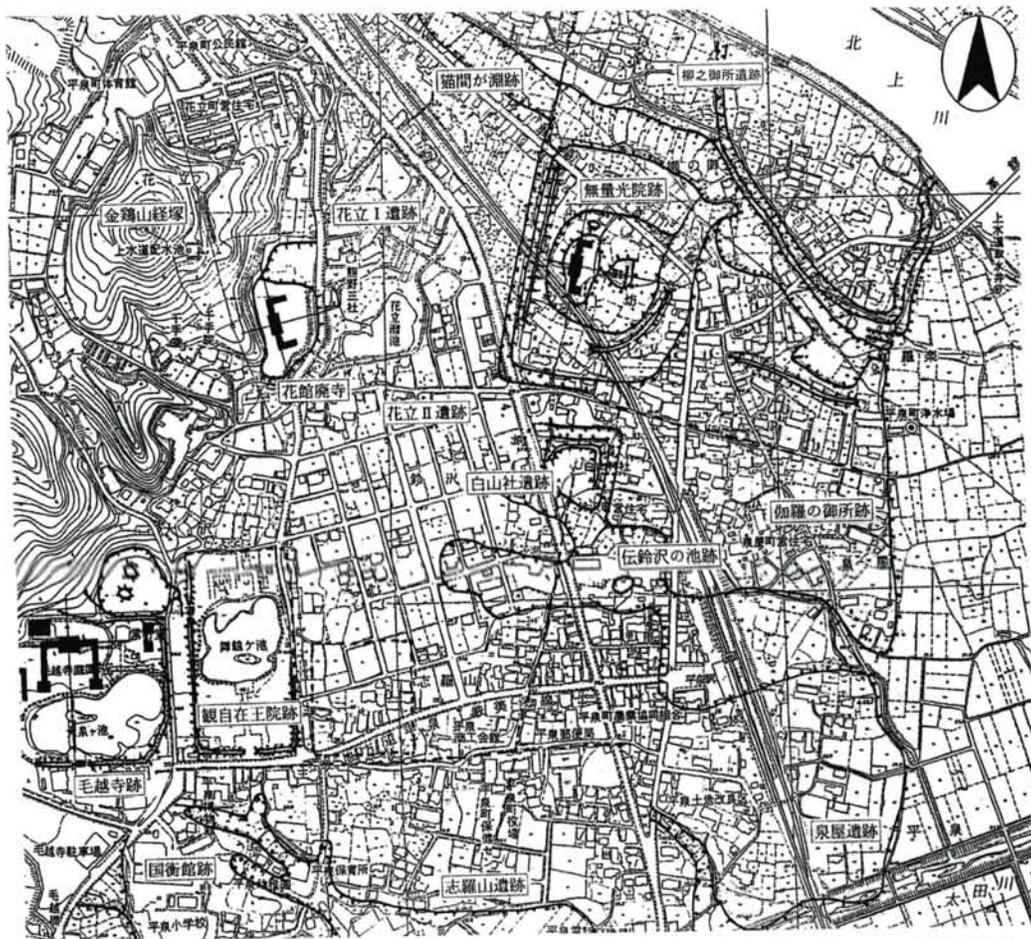
## 註

- (1) 江谷寛 1993 「平安京出土瓦から見た平泉出土瓦の年代」『古代文化』45巻9号 古代学研究所
- (2) 鎌田勉 1994 「柳之御所跡出土瓦からの一考察—平泉の瓦成立の系譜と年代及び使用形態について—」『紀要XIV』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター  
1998 「柳之御所跡出土瓦の製作者について」『紀要XVIII—20周年記念論集—』(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- (3) 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995 「柳之御所跡発掘調査報告書」考察編—分冊3—
- (4) 上原真人 2001 「秀衡の持仏堂—平泉柳之御所跡出土瓦の一解釈—」『京都大学文学部研究紀要』40 京都大学文学部
- (5) 註2 鎌田論文1994参照  
本澤慎輔 2000 「平泉出土の瓦」『瓦からみた平泉文化』平泉文化フォーラム2000レジュメ集  
佐川正敏 2000 「12世紀の瓦作り」『瓦からみた平泉文化』平泉文化フォーラム2000レジュメ集  
杉本宏 2000 「京都の瓦・平泉の瓦」『瓦からみた平泉文化』平泉文化フォーラム2000レジュメ集  
小林康幸 2000 「12世紀末から13世紀初めの鎌倉と東国の瓦」『瓦からみた平泉文化』平泉文化フォーラム2000レジュメ集
- (6) 註5 本澤論文2000参照
- (7) 註4 上原論文2001参照
- (8) 鎌田氏は註2 鎌田論文1994の中で軒瓦：軒瓦以外の瓦の量比を1：16.6とする。
- (9) 上原真人 1988 「平安貴族は瓦葺邸宅に住んでいなかった—平安京右京一条三坊九町出土瓦をめぐって—」『歴史と考古学—高井悌三先生喜寿記念論集—』真陽社  
上原真人 1991 「平安貴族は瓦葺の家に住んだか」『争点 日本の歴史』第3巻—古代編II 新人物往来社
- (10) 註2 鎌田論文1994参照
- (11) 註1 江谷論文1993参照
- (12) 無量光院のモデルとされる宇治平等院鳳凰堂は、藤原頼道による創建時においては総瓦葺ではなく葺棟であったとされる(杉本宏「平等院造営の特質—鳳凰堂の南都系瓦と興福寺再建をめぐって—」『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論文集—』1999)。しかし、藤原秀衡によって無量光院が造営された時にはすでに総瓦葺(杉本宏「平等院古瓦の新相—河内系の軒瓦の様相・年代・背景—」『平安京歴史研究—杉山信三先生米寿記念論集—』1993)であり、無量光院を総瓦葺にしなかった理由が見つからないわけだが、上原氏は平等院鳳凰堂創建時の姿をモデルにしたのかもしれないとする。

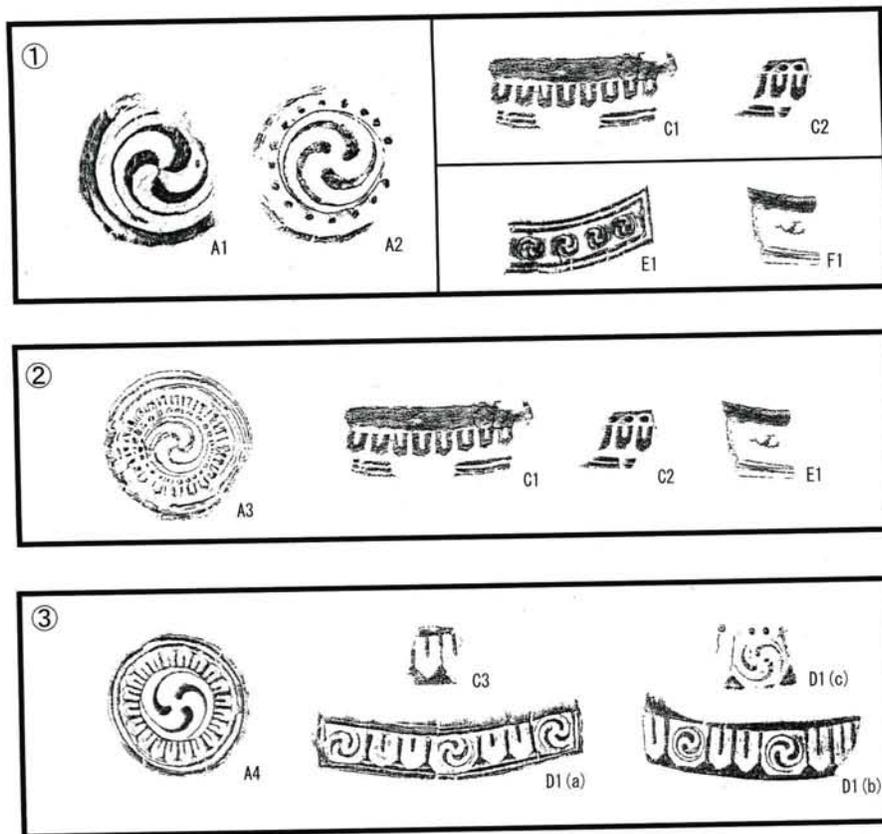
## 参考・引用文献

- 岩越次郎 1958 「平泉の寶相華文字瓦」『史迹と美術』281号 史迹・美術同友會  
矢崎靖子 1964 「岩手県平泉中尊寺伝大池址周辺遺跡出土瓦について—瓦の年代決定とそれに関する若干の問題—」『物質文化』3号 物質文化研究会  
平安博物館1976 「平安宮大極殿跡の発掘調査」平安京跡発掘調査報告書第1輯 古代学協会  
上原真人 1978 「古代末期における瓦生産体制の変革」『古代研究』13・14号 元興寺文化財研究所  
山崎信二 1980 「大和における平安時代の瓦生産」『研究論集VI』奈良国立文化財研究所学報第38冊 奈良国立文化財研究所  
杉山信三 1981 「院家建築の研究」吉川弘文館  
平泉町教育委員会 1984年 「柳之御所跡発掘調査報告書—第13・14・15・16次発掘調査概報—」平泉町文化財調査報告書第3集  
平安博物館1984 「法住寺殿跡」平安京跡発掘調査報告書第13輯 古代学協会  
上原真人 1986 「仏教」『岩波講座日本考古学—集落と祭祀—』第4巻 岩波書店  
太田静六 1987 「寝殿造の研究」吉川弘文館  
上原真人 1988 「平安貴族は瓦葺邸宅に住んでいなかった—平安京右京一条三坊九町出土瓦をめぐって—」『歴史と考古学—高井悌三先生喜寿記念論集—』真陽社

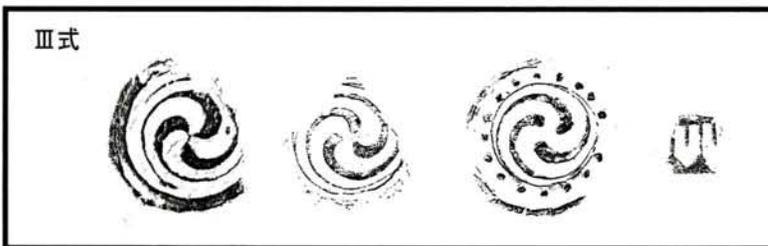
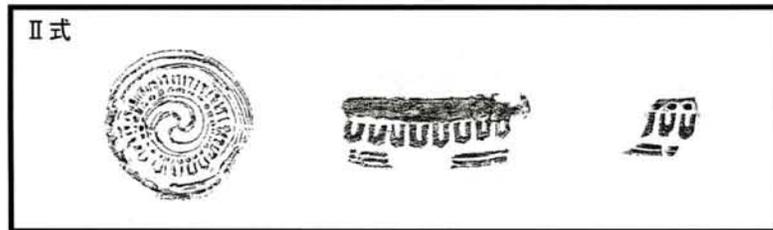
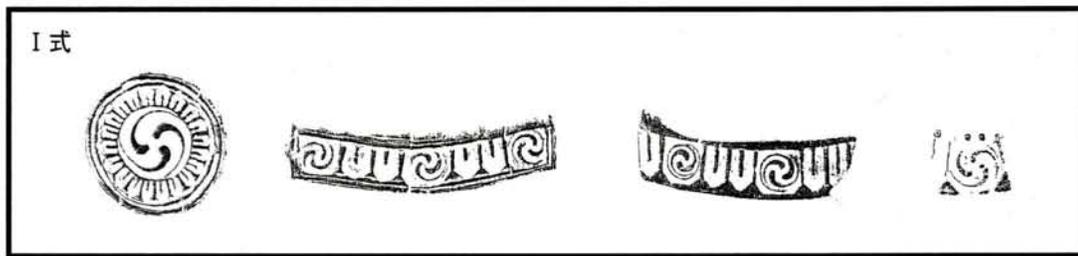
- 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1991『柳之御所跡—姿を現した居館跡—』
- 森郁夫 1991『日本古代瓦』考古学選書34 雄山閣
- 本澤慎輔 1992「平泉を掘る」『奥州藤原氏と柳之御所跡』平泉文化研究会編 吉川弘文館
- 江谷寛 1993「平安京出土瓦から見た平泉出土瓦の年代」『古代文化』45巻9号 古代学研究所
- 杉本宏 1993「平等院古瓦の新相—河内系の軒瓦の様相・年代・背景—」『平安京歴史研究—杉山信三先生米寿記念論集—』杉山信三先生米寿記念論集刊行会
- 本澤慎輔 1993「12世紀平泉の都市景観の復元—現在の地形景観と発掘調査成果をもとに—」『古代文化』45巻9号 古代学研究所
- 松本建速 1993「柳之御所遺跡出土かわらけ編年試案」『紀要XIII』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 平泉町教育委員会 1994『柳之御所跡発掘調査報告書：平泉バイパス・一関水地関連遺跡発掘調査』岩手県平泉町文化財調査報告書第38集
- 鎌田勉 1994「柳之御所跡出土瓦からの一考察—平泉の瓦成立の系譜と年代及び使用形態について—」  
『紀要XIV』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 古代学協会・古代学研究所 1994『平安京提要』角川書店
- 菅野文夫 1994「柳之御所跡と平泉研究」『歴史評論』535号 歴史科学協議会
- 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡：一関遊水事業・平泉バイパス建設関連第21・23・28・31・36・41次発掘調査報告書』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書228集 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 入間田宣夫 1995「平泉柳之御所跡研究の現在」『国立歴史民俗博物館研究報告』63号 国立歴史民俗博物館
- 上原真人 1995「京都における鎌倉時代の造瓦体制」『文化財論叢Ⅱ—奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集—』同朋社出版
- 鎌田勉 1998「柳之御所遺跡出土瓦の製作者について」『紀要XⅧ—20周年記念論集—』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター
- 杉本宏 1999「平等院造営の特質—鳳凰堂の南都系瓦と興福寺再建をめぐる—」『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論文集—』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会
- 八重樫忠郎 1999「平泉・無量光院跡再考—近年の調査成果から—」『岩手考古学』第11号 岩手考古学会
- 岩手県教育委員会事務局文化課編 2000『柳之御所遺跡発掘調査概報』第107集, 第111集, 第113集, 第117集, 第118集
- 小林康幸 2000「12世紀末から13世紀初めの鎌倉と東国の瓦」『瓦からみた平泉文化』平泉文化フォーラム2000レジュメ集
- 佐川正敏 2000「12世紀の瓦作り」『瓦からみた平泉文化』平泉文化フォーラム2000レジュメ集
- 佐藤嘉広 2000「柳之御所遺跡の暦年代」『山形考古』6号 山形考古学会
- 杉本宏 2000「京都の瓦・平泉の瓦」『瓦からみた平泉文化』平泉文化フォーラム2000レジュメ集
- 羽柴直人 2000「柳之御所遺跡に礎石建物がある可能性」『岩手考古学』12号 岩手考古学会
- 本澤慎輔 2000「平泉出土の瓦」『瓦からみた平泉文化』平泉文化フォーラム2000レジュメ集
- 羽柴直人 2001「図版解説岩手県平泉町柳之御所遺跡の調査」『古代文化』53号 古代学協会
- 山崎信二 2000『中世瓦の研究』奈良国立文化財研究所学報第59冊 奈良国立文化財研究所
- 上原真人 2001「秀衡の持仏堂—平泉柳之御所遺跡出土瓦の一解釈—」『京都大学文学部研究紀要』40  
京都大学文学部
- 森郁夫 2001『瓦—ものと人間の文化史100—』法政大学出版局
- 富島義幸 2004「平泉柳之御所遺跡出土部材にもとづく板葺屋根の復元考察」『建築史学』43号 建築史学会



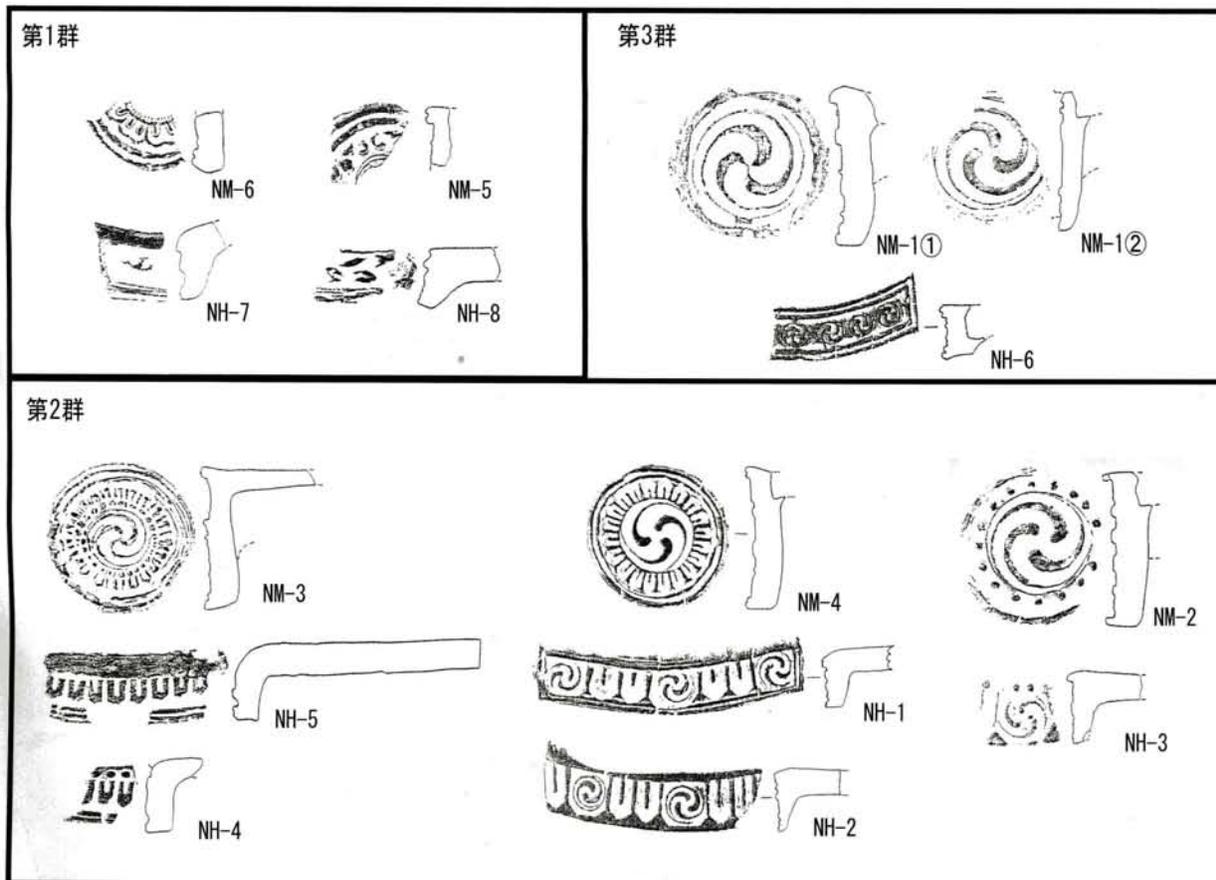
第1図 平泉遺跡群と柳之御所遺跡 (本澤1993第2図に一部加筆)



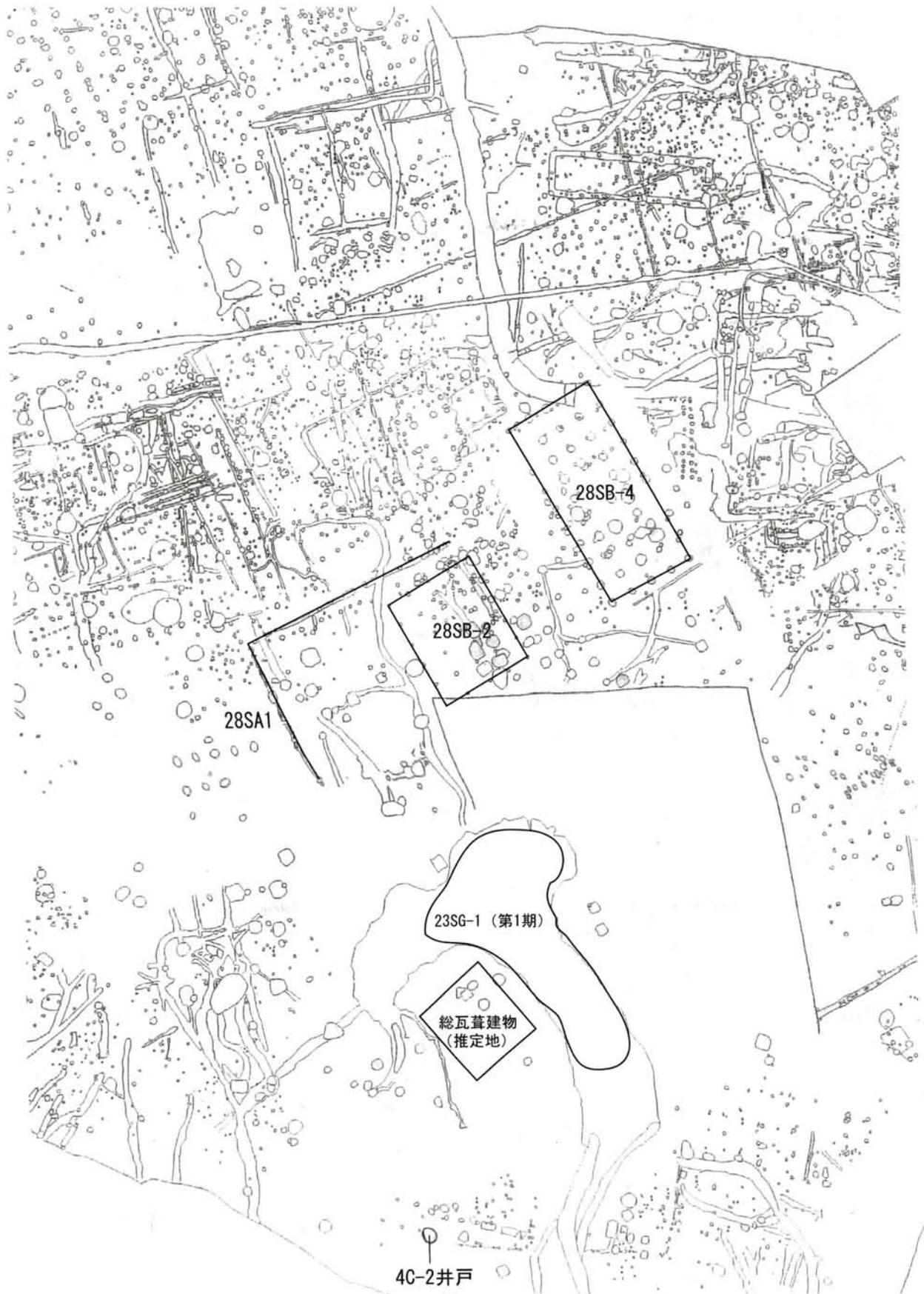
第2図 鎌田氏推定の柳之御所遺跡軒瓦セット関係図



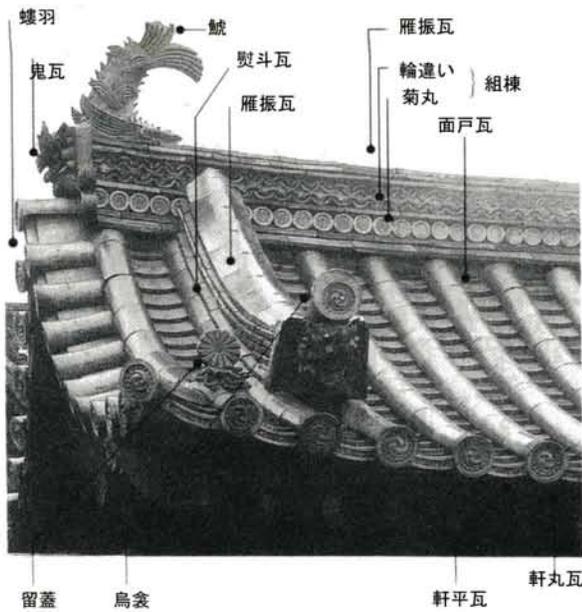
第3図 上原氏推定の柳之御所遺跡軒瓦セット関係図



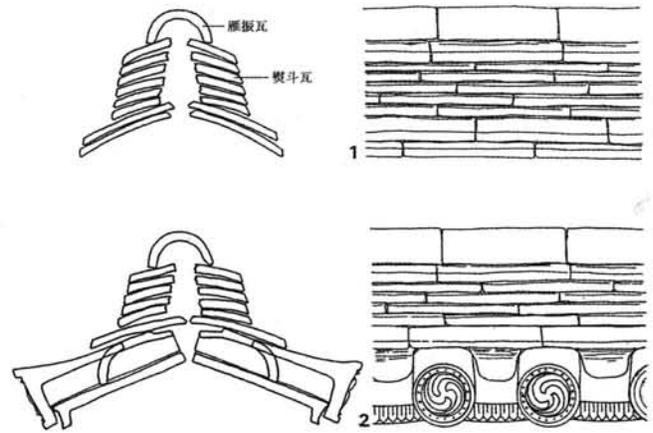
第4図 柳之御所遺跡軒瓦セット関係図



第5図 柳之御所遺跡内建物と総瓦葺建物推定地



第6図 屋根瓦名称図 (森2001より転載)



第7図 「棟」模式図 (上原2001に一部加筆)



第8図 河内・向山瓦窯産の瓦



1. 宇治・平等院

2. 京都・法住寺殿

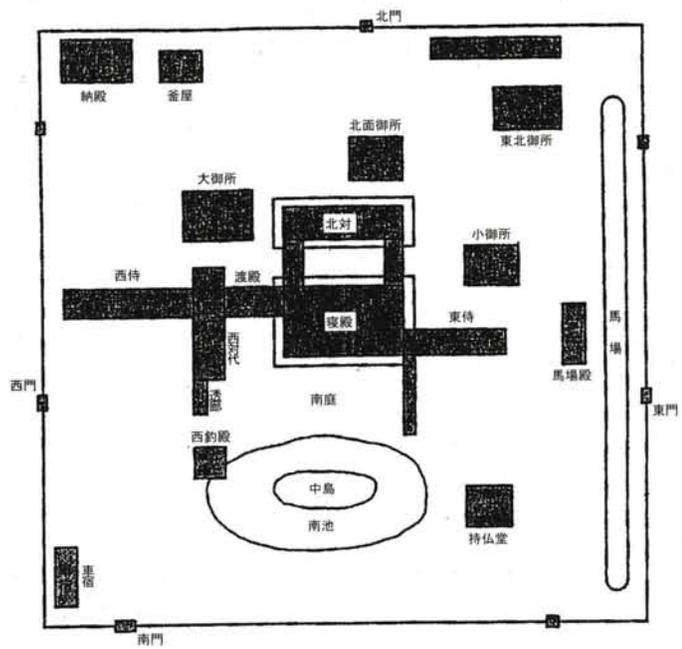
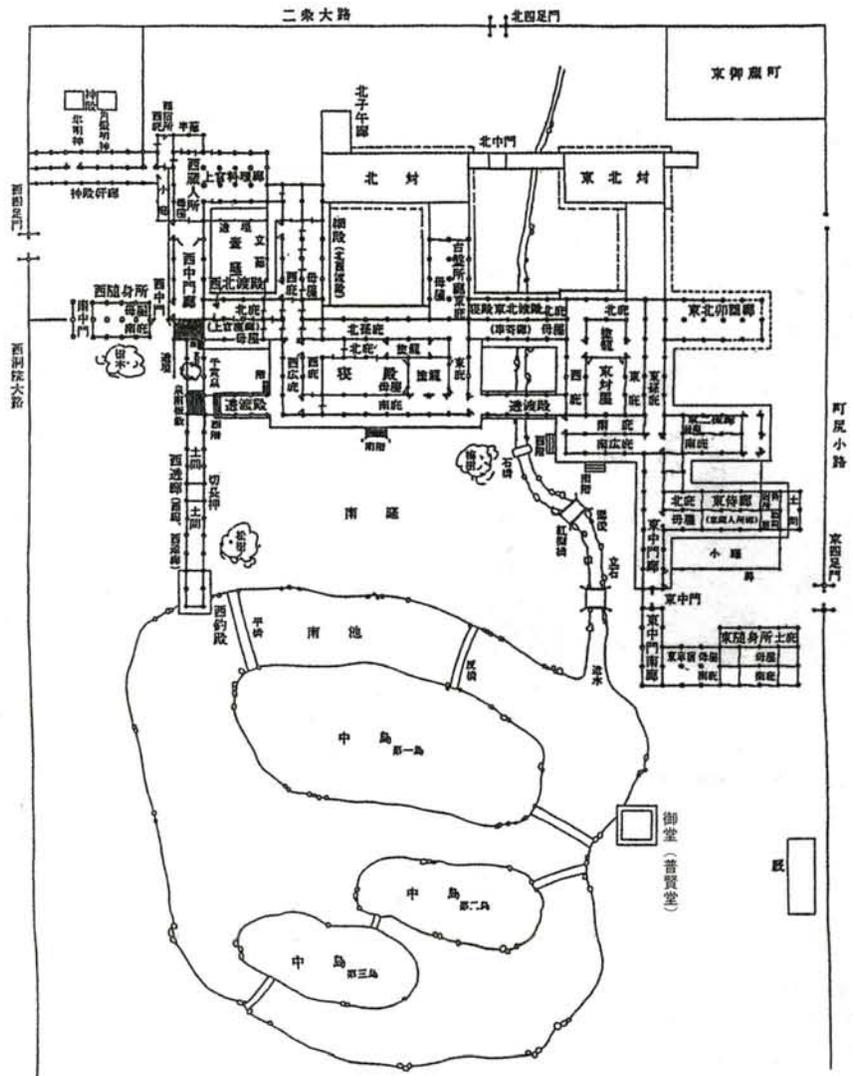
3. 平泉・中尊寺



4. 常陸・日向廃寺

5. 常陸・日向廃寺

第9図 剣頭紋軒瓦類例



第10図 京都・東三条殿（上）と鎌倉・大倉御所（下）  
（太田1987に一部加筆）

○史料一 『日本紀略』長元三年（一一三〇）四月二十三日条

【『日本紀略』（新訂増補 国史大系 第十一卷，国史大系編修会，吉川弘文館）】

○廿三日乙巳，仗

議，諸國吏居處不可過四分一宅，近來多造營一町家，不濟公事，又六位以下築垣，并檜皮葺宅可停止者。

○史料二 『吾妻鏡』文治五年（一一八九）閏四月三十日条

【『吾妻鏡——前編——』（新訂増補 国史大系 第三十二卷，国史大系編修会，吉川弘文館）】

○卅日己未，今日於陸奥國秦衡襲源豫州，是且任勅定，且依二品仰也，与州在

民部少輔基成朝臣衣河館，秦衡從兵數百騎，馳至其所合戰，与州家人等雖相防，悉以敗績，豫州入持佛堂，先害妻<sup>廿二</sup>子<sup>四</sup>，次自殺云々。

前伊豫守從五位下源朝臣義經，改<sup>年卅一</sup>，又義顯。

	軒丸瓦	軒平瓦	丸瓦	平瓦
第1群	NM-5 NM-6	NH-7 NH-8	M-1	H-1
第2群	NM-2 NM-3 NM-4	NH-1 NH-2 NH-3 NH-4 NH-5	M-2	H-4 H-5
第3群	NM-1	NH-6	M-3	H-3 H-6

表1 柳之御所遺跡出土瓦対応表

# 柳之御所遺跡中心域における遺構の変遷（中間報告 その2）

## ～史跡整備計画との関わりを中心に～

### 柳之御所遺跡調査事務所

（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課柳之御所班）

#### 1 はじめに

岩手県教育委員会が実施している柳之御所遺跡の整備については、遺構変遷案が確定する以前に事業に着手し、現在進行中であることは前稿で触れたとおりである。

その理由としては、第一に、個々の遺構や遺物の解釈が難しいことがあげられるが、本来、遺跡の解釈は刊行済みの発掘調査報告書によるべきでありながら、整備資料を収集するために内容確認調査を継続したところ、新たな事実によって従来の報告書記載内容の再検討を迫られたことも、小さくない比重を占めている。このことは、遺跡や遺構の解釈の難しさを示すとともに、遺跡整備のありかたについても、解決の困難な問題を投げかけている。

柳之御所遺跡の場合、想定されている年代幅が100年程度と短期である。このことは、一見、遺構の年代の特定に有利なようにも思えるが、複雑に遺構が重複している場合には、「同時存在の遺構」として提示する困難さは他の場合と共通しながらも、より具体的で矛盾のない遺構変遷の説明が求められることとなる。また、それぞれの遺構の年代をどのように見積もるかによって、遺跡の解釈を大きく左右してしまう可能性がある。

昨年度（平成16年度）末には、これらの点について一定の見通しのもとに説明できる段階と考えたが、園池の最終的な調査結果に基づき、細部について検討を加えたところ、前稿を訂正すべき点及び追加説明が必要と考えられる点が生じているため、再びこの誌上で報告することとした。

#### 2 検討の過程と内容

整備の対象は、奥州藤原氏四代のなかでも、12世紀後半三代秀衡期の遺構とした。この段階を、柳之御所遺跡が最も充実し、遺跡の特徴が最も良く表現されている時期としてとらえることができる、と考えたためである。そして、発掘調査によって確認された園池と、園池周辺の建物群のうち、4間×9間の大型建物である28SB4と4間×5間の四面庇付建物の組合せを整備の基軸に据えることとした。

中心域遺構群の同時性については、第一に「柳之御所跡―岩手県文化振興事業団埋蔵文化財報告書第228集」（以下、「埋文報告書」）によることとし、その内容を検討した（図1）。しかし、「埋文報告書」段階では、柳之御所遺跡が12世紀後半期の遺跡であることが前提とされていたため、12世紀前半代にさかのぼる遺跡であることが確実となった第52次調査（平成12年度）の成果等を取り入れて検討する必要が生じていた。

また、前稿でも述べたが、遺構の相対的前後関係についても、「埋文報告書」にしたがって、建物遺構の柱穴跡と井戸状遺構が直接重複しているすべての場合に、井戸状遺構のほうが新しいとした場合、提示された遺構の変遷と建物群の関係を矛盾なく説明することは不可能である<sup>(1)</sup>。図示された変遷案にも表されているように、遺構の種類ごとの数量バランスにも、検討すべき点が少なくないと考えられた。

これらより、中心域遺構群の変遷について再検討を進め、改めて整備の基盤となる変遷案を提示しようとした。変遷案の提示にあたっては、

- 1) 遺構の重複関係や遺物との関係で矛盾なく説明可能かどうか
- 2) 12世紀の遺構の変遷過程を合理的に説明可能かどうか

	I期	II期	III期	IV期		
建物	28SB6	28SB3 28SB9 23SB1 23SB2	28SB2→28SB1    ……28SB4…… 31SB4	28SB8	建物 など	
塀	28SA3	23SA3 28SA2	23SA1	23SA1		
園地			23SG1	23SG1	土 坑 な ど	
土坑		23SK60 23SK61 (23SK72) 23SK83 (ウリ種子出土) 21SK126	28SK9	41SK7 (ウリ種子出土)		
井戸・井戸状		31SE4 31SE5	28SE4 28SE5 28SE8 28SE10 28SE15 28SE16 31SE2	28SE2 28SE6 28SE9 28SE17 31SE3 31SE7		28SE1 28SE3 28SE7 28SE11 31SE6
道路状遺構			21SC1	21SC1		SE#
橋			21SX35 23SX12	21SX35 23SX12		
祭祀遺構			28SX1 21SX36 (21SX37) 31SX1・31SX2			
堀			21SD1	21SD1		

実線アンダーラインは直接の切り合いがある遺構。

破線アンダーラインは空間的には重なるが直接の切り合いはない遺構。

図1 柳之御所遺跡第28次調査(1991)に基づく中心域の遺構変遷案(松本1998、図2に加筆)  
掘立柱建物跡(SB)の時期と、井戸状遺構(SE)の時期が対応していない

についてとくに留意した。これは、当然のことではあるが、すべてにわたり説明し尽くすことは不可能なので、あくまで「説明可能な部分」に矛盾の排除と合理性を担保しようと心がけて検討した。

手続き的には

- 1) 遺構相互の重複関係の整理
- 2) 直接重複している遺構の年代観の整理
- 3) 遺跡全体の中での歴史的な理解

を詳細に検討した。

- 1) 遺構相互の重複関係の整理

中心域のおもな遺構の重複関係を再整理した(図2、表1)。その際、さらに前稿に加え、28SB3柱穴と28SE9井戸状遺構の前後関係について、「埋文報告書」報告内容を再検討した。その結果、柱穴遺構は遺存状態がきわめて悪かった、という調査担当者からの教示に基づき、28SE9井戸→28SB3柱穴の埋没順序の可能性を考えた。

- 2) 直接重複している遺構の年代観の整理



表1 柳之御所遺跡中心域遺構総括表

遺構名	遺物からの推定年代	備考	先行遺構	後続遺構	別時期の遺構	「報告書」内容の再解釈	28SB4との組合せ	園池との組合せ
28SB1	?	柱根7 28SB2の建替え 1180年代～89年		28SB6 28SE1 28SX1 28SA1	28SB2 28SE2 28SA3	28SE1との前後関係変更	可能性低い	Ⅱ期 Ⅲ期
28SB2	?	柱根0 焼け土壁片 28SB3の建替え 1150年代～80年代	28SE6	28SE2	28SB1 28SB3 28SB6 28SE7 28SE8 28SE9 28SK11 28SK13 28SA3	28SE2との前後関係変更	可能性高い	Ⅰ期 Ⅱ期
28SB3	?	柱根0 1130～50年代	28SE8 28SK11 28SK13	28SE9	28SB2 28SK15	28SE9との前後関係変更	可能性高い	Ⅰ期?
28SB4	～1180年代	柱抜き 建替えなし 開始は1150前後か	50SB4 28SE11 28SK14	28SB8				Ⅰ期 Ⅱ期
28SB6	?	柱根0 12世紀第1四半期か	28SB1 28SE1 28SE2		28SB2 28SA1			
28SB8	?	柱根1	28SB4		28SE11		不可能	

園池周辺の掘立柱建物跡と他の遺構との前後関係をまとめたもの。整備は28SB4とⅡ期園池が組合せられる時期が対象。囲みは個々の柱穴跡と直接重複している遺構

この点については、おもに辺材部を有する折敷の年輪年代とかわらけ相対編年の整合性に基いている。また、手づくねかわらけは京都との対比が可能な資料と考えられるので、京都での研究成果との整合性を図った<sup>(2)</sup>。

また、年輪年代やかわらけほど具体的な年代比定は困難と考えられるが、瓦や陶磁器の年代観と矛盾がないかどうか、また、文献等の文字史料と整合するかどうかについて留意しながら整理した。

### 3) 遺跡全体の中での歴史的解釈

上記1)、2)で検討した内容が、柳之御所遺跡を歴史的に理解する上で、著しく説明の困難な点が生じないかどうかについて検討した。

以上の検討内容を基に、遺構の変遷を図3にまとめた。

## 3 「中間報告1」の訂正事項等

以上の観点から、「中間報告」を行ったが、今年度さらに検討を進めた結果、主要な部分で一部訂正及び再検討する必要が生じたため、以下にその内容を記す。

### (1) 28SB4と28SB8の重複関係について

第59次調査の結果から、前稿では直接重複している28SB4の柱穴と28SB8の柱穴については、前者が古く後者が新しいとしたが、これは事実誤認である。28SB4が新しく28SB8が古いことが確認できた、と訂正する。詳細は「第59次調査報告書」(2006.3)を参照されたい。

### (2) 28SB2の廃絶時期と28SB1の建立時期

本稿では、この時期を1184年ごろとする。理由については後に詳述するが、無量光院の建立を歴史的契機

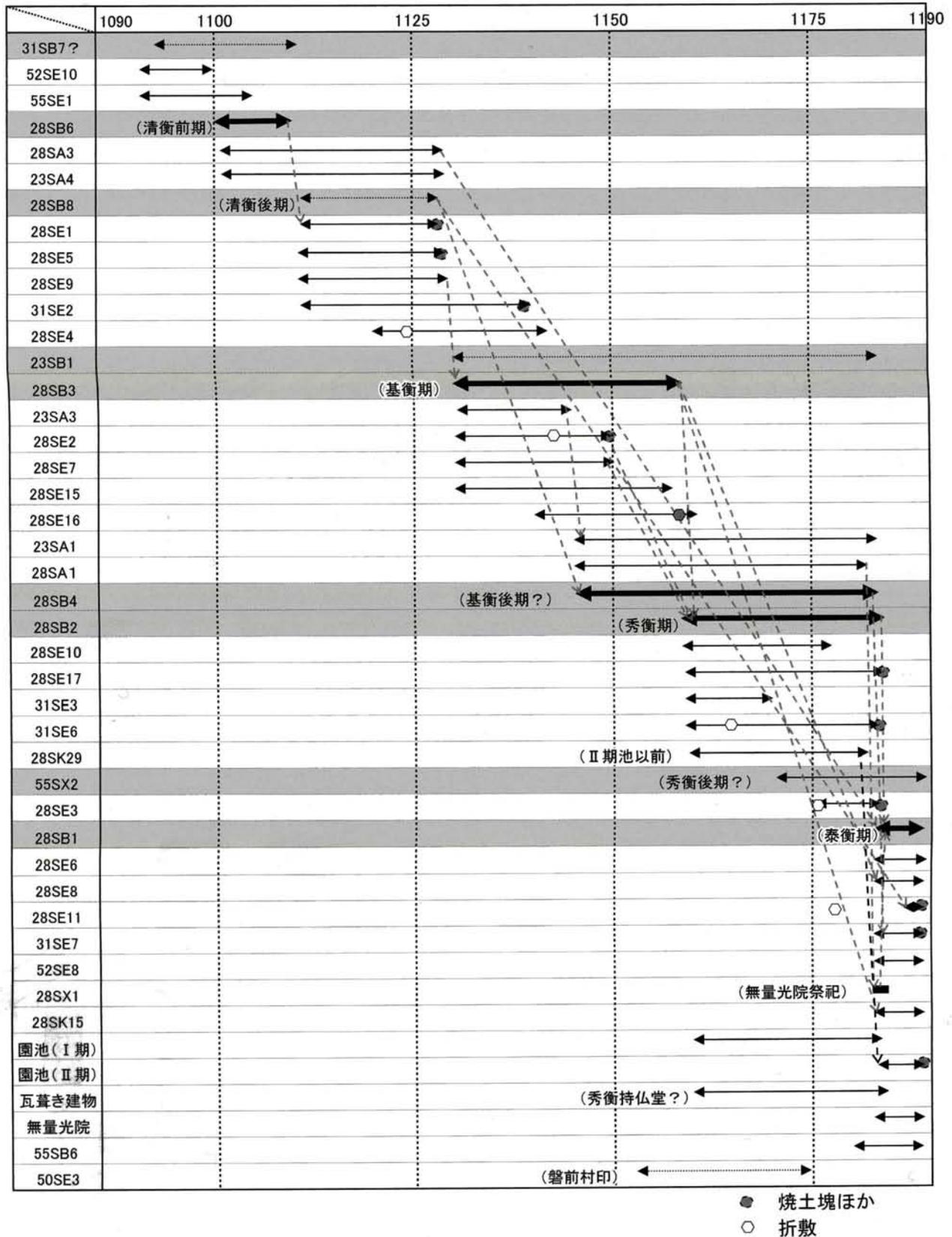


図3 柳之御所遺跡中心域の遺構変遷案

遺構から遺構に延びる破線矢印は、表1に示した重複関係を矛盾なく解釈したもの。  
 アミがけは建物跡。太い矢印は、整備との関係で特に重視したもの。破線矢印は、不明確なもの。  
 折敷印は、辺材部を有する出土折敷の年輪年代測定値。焼土塊は遺構埋土中に焼土、焼壁土等の含まれるもの。

として考えた場合の年代観である。前稿では、1175年前後と考えたが、これは、1170年ごろ～1189年ごろまでの幅で考える28SX1出土手づくねかわらけ（小皿）の年代観をとりあえず1175年にあてたものであった。

(3) 堀内部北西側への中心域の移動について

前稿では、1175年ごろ28SB2の廃絶にあわせて28SB4が廃絶されると同時に、中心域としての機能が失われ、その結果として、1189年まで機能していたと考えられる北西側の大型建物55SB6が、新たに中心域として認められる可能性があると考えた。しかし、次の二つの点で1189年までの間で中心域の移動については再検討すべきではないかと考えるにいたった。



図4 柳之御所遺跡堀内部掘立柱建物の規格性

ア 均一の間尺を有する建物が園池周辺にのみ認められること(図4)

柳之御所遺跡の掘立柱建物跡の柱間尺は、242.4mm(8.0尺)~312.09mm(10.3尺)とある幅を有している。これを、ひとつの掘立柱建物跡でみた場合に、均一の間尺で構成されるものと、そうでないものとに分けることができる。前者を規格建物、後者を非規格建物と呼んでおく。

堀内部地区で規格建物と非規格建物の分布を見た場合、規格建物は23SB1、28SB1、28SB2、28SB3、28SB4などで、園池周辺にのみ分布する。一方、非規格建物については、55SB5、55SB6、52SB6・・・など、北西部~北東部に広範に分布している。

前稿では、推定存続年代のほかに、55SB6が堀内部地区で最大の面積を有する総柱の掘立柱建物跡であることを重視したが、建物の規格性は無視できない重要な要素であると考えられる。さらに、

イ 調査の進展によって、園池の変遷過程がより明確となったこと

3か年にわたる園池の再調査の結果、I期~III期の園池の変遷過程に見とおしをつけることができ、それぞれの構築時期を推定することが可能となった。その結果、園池は12世紀後半を通じて、柳之御所遺跡廃絶まで機能していたと考えることが再確認できた。

この園池周辺、特に北東側は、堀内部地区でもっとも出土遺物量が多く、頻繁に儀礼的行為が行われていたと考えられる地域である。一方で、55SB6周辺では、園池及び園池に相当する施設を確認することができず、また、相対的に遺物量も少ない。この状況に加え、園池施設を平泉及びこの時期の重要な儀礼的要素とみなすことができるとするなら<sup>(3)</sup>、中心域の移動は考えにくいことになる。

### (3) 55SX2 堅穴遺構の解釈について

以上の再検討を踏まえ、前稿で『吾妻鏡』中の「倉廩」ではないかと考えた55SX2 堅穴建物跡については、さらに継続して検討することとした。

「倉廩」に比定した根拠のひとつ、「當于坤角」は55SB6付近が「泰衡平泉館」であることを前提としていたので、中心域の移動がないとした場合に「坤角」をどのように説明すべきか苦慮せざるを得ない。

また、1189年ごろの中心的掘立柱建物を28SB1とみることでより具体的に説明できるようになったことから、同時に存在した場合の上屋構造を検討する必要が生じている。

一方で、55SX2 自体の調査所見からの解釈は、現段階で変更の必要はないと考えているので、これらの課題を合理的に説明しえた場合には、改めて「倉廩」として位置付けていきたいと考えている。

## 4 園池の変遷と総瓦葺礎石建物

前稿の段階では、園池の変遷について十分な見とおしが得られていなかった。そのため、整備を予定している中島を有する園池(II期園池)が、どの掘立柱建物跡と並存するかについての説明を行う必要がある。

### (1) 園池変遷の概略について(図5)。

I期園池：最初に構築された園池である。景石や州浜の敷石を伴わない素掘りのものである。南北に細長い形状で、北側でやや広がりをもつ。西側に延びる木樋をともなう暗渠が排水施設として確認され、堀に流していたと考えられる。給水は不明確であるが、園池北端部での湧水を利用した可能性がある。ほぼ東西に1間×4間の橋状遺構が確認されている。

II期園池：I期園池を拡張し、中島を有するドーナツ状の形状に造り替えたものである。遺存状態は良くないが、園池北側と中島北側に景石が配され、池底には小礫が敷かれ、さらに州浜を形成したと考えられる。給水は北端部の湧水を利用した可能性があり、石組み施設が認められる。ほかに、北側からの遺水状の溝跡が

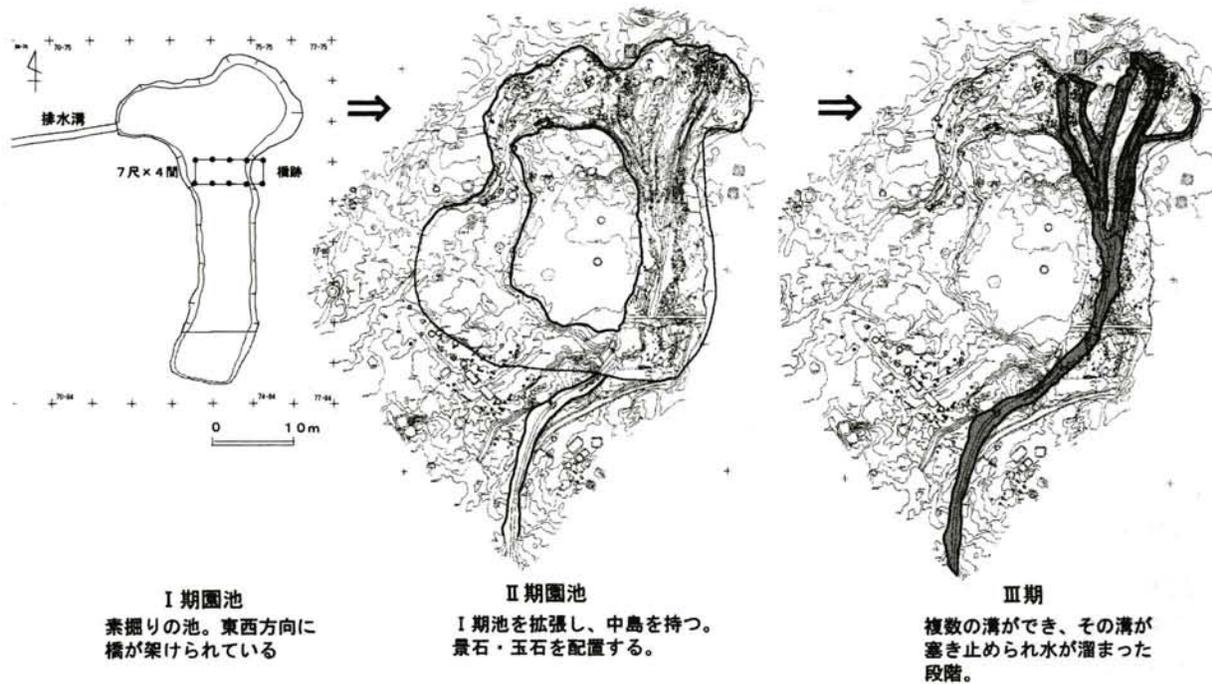


図5 柳之御所遺跡園池(23SG1)の変遷(概念図)

確認されているが、給水源についての検討が十分ではない。排水は南西方向に延びる溝跡で、堀に流していたと考えられる。I期園池で確認された橋状の施設は伴っていない。

III期園池：II期園池廃絶後に、南北に走る溝状の帯水があったことが確認できる。発掘調査で確認された園池埋土の大部分を占めている。埋土がラミナ状を呈していることから、流水の中で堆積したことが明らかである。底部付近の溝側面には、人工的に配された偏平な礫が連続している。ただし、III期園池としたものは、その溝列をなす形状から、I期、II期の園池と同列には扱えないと考えている。

### (2) 園池の構築時期及び廃絶時期についての検討

I期園池埋土からは、手づくねかわらけが出土する。しかし、園池造成に伴って破壊された遺構等は確認できないため、上限年代についての手がかりがなく、存続期間中の年代又は下限年代について推測できるだけである。手づくねかわらけ(大皿)のうち、おおむね1/2以上残存しているものは4点で、その口径平均値は136.5ミリである。これより、I期園池は1170年代には機能していた可能性が高いと考えている。

II期園池は、I期を拡張して造成していることから、ほぼ連続して機能したと考えられる。今年度(平成17年度)の調査でII期園池の造成土中から、園池造成に用いたとみられる修羅が出土し、また、かわらけも出土していることから、造成年代の上限を推定することができる。同じ条件のもとに、手づくねかわらけ(大皿)口径平均値は133.4ミリ。さらに、園池埋土中からの平均値は134.4ミリ。また、II期園池造成以前に埋没したと考えられる井戸状の遺構28SK29で出土しているかわらけが139.4ミリ。

以上、手づくねかわらけ(大皿)を軸に考えた場合、II期園池は1180年代に機能していたと推定することが可能である。

なお、III期園池の詳細は不明であるが、少なくとも溝状部分の埋土下位には12世紀代と考えられる遺物以外出土していないことから、その開始年代が大きく下るものではないことは確実であろう。

### (3) 園池造り替えの契機

ところで、Ⅰ期園池とⅡ期園池では、排水の構造、橋状遺構の有無、中島の有無、景石等の有無などの点で大きな相違点を認めることができる。この点から、Ⅱ期園池への造り替えの契機を推察する。

園池付近が主な調査区となった柳之御所遺跡第13次調査では、南西部より4C-2井戸と命名された井戸状の遺構が調査されている(図6)。この井戸中からは700点余りの瓦片が出土し、堀内部地区から出土した瓦片の約30%を占めている。

この瓦片を分析した上原真人(上原2001)によれば、瓦の種類ごとの比率から、この付近に方三間の金色堂規模の総瓦葺建物があったと考えられるという。また、その創建年代は陰刻剣頭文が表現される瓦当文様から、京都との対比では1160年ごろであるとされる。この見解は、本誌中木本挙周氏によってほぼ追認されている。上原は、この瓦葺建物を吾妻鏡文治5年9月17日条に見える「新御堂」=無量光院に先行する旧御堂=「秀衡の持仏堂」であると想定した。

我々もまた、この見解を肯定したいと考えている。

これについては、建物跡が遺構として確認できないことが最大の難点であるが、

- ア 瓦葺礎石建物とみた場合には削平と考えることが可能である
- イ 消去法的ではあるが園池脇の同規模の総瓦葺建物には、他に想定できるものがない
- ウ 衣河館や大倉御所に持仏堂があったことが知られる<sup>(4)</sup>
- エ 基衡が持仏堂にこもった記事がある<sup>(5)</sup>

これらは、秀衡にもまた持仏堂があったことを補足する根拠と考えられる。その位置は、状況証拠的ではあるが、瓦を多量に出土した遺構に近接する園池西側がもっとも可能性が高いと考えられる。

ただし、上原とは違って、我々はこの持仏堂をⅠ期園池に伴うと考えている。その理由としては、ひとつに、Ⅰ期園池に付属する橋である。この橋が園池西側の持仏堂に付属し、Ⅱ期園池造成に伴って持仏堂とと

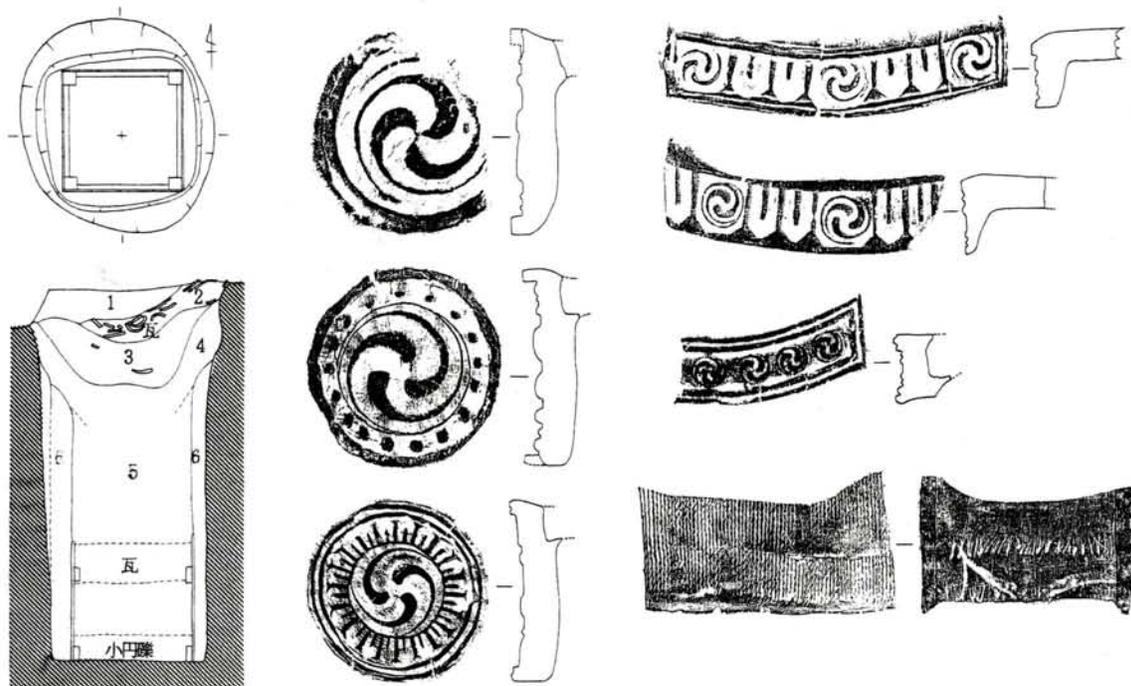


図6 柳之御所遺跡第13次調査4C-2井戸状土坑(左)と出土した瓦(右)  
縮尺不同 平泉町教育委員会(1994)第7、27、28図より作成

もに破却されたと考えるのである。最西端の橋脚が、Ⅱ期園池中島上ではなく中島の東法面に取り付いていることは、Ⅰ期園池西岸を削りだしてⅡ期園池を造成したことを示すものと思われる。

また、4C-2井戸より出土した手づくねかわらけ（大皿）5点の口径平均値（137.4ミリ）も、このことを補足する。すなわち、橋の付属するⅠ期園池は1160年ごろに持仏堂とともに構築され、1180年代に中島を持つⅡ期園池への造り替えとともに、持仏堂が破却されたと考えられるのである。この間は、ほぼ秀衡期に相当する。

さらに、上原はこの持仏堂が無量光院の前身であるとも考えている。この説を首肯すれば、板橋源によって考えられた无量光院の建立年代とも整合する。板橋は、无量光院の建立年代を陸奥守補任後の1181年から出家以前の1186年の間とした。

今、この考えをさらに進め、1184年（元暦元）10月には秀衡の後任者として藤原宗長が陸奥守に補任されている<sup>(6)</sup>ことをとりあげたい。秀衡の陸奥守在任期間は3年余となるが、任期途中での退任理由として、秀衡の出家を想定することができるのではないだろうか。そして、この出家を契機として、相前後して新御堂である无量光院が造営されたと推定しておきたい。

## 5 中心域遺構の変遷と整備計画

この園池の変遷と、整備予定建物遺構との関係を整理しておく。中心域建物遺構とその重複関係については、表1のとおりである。

### (1) 28SB 4

まず、柱抜取痕からかわらけが出土し、唯一直接的に年代推定が可能な28SB 4の年代幅であるが、手づくねかわらけ（大皿）14点の口径平均値は130.0ミリで、柱抜き取りが1189年にきわめて近い段階で行われた可能性があることを示唆している。また、直接重複している28SE11井戸はかわらけ及び年輪年代から1180年代の埋没が確実であることを考慮すると、28SB 4が1180年代に廃絶後、柱部材の抜き取りが行われ、その抜き取痕を利用して28SE11が営まれたと考えることができそうである。

しかし、上限については直接重複している28SB 8より新しいもの、という以外に年代推定の材料がない。掘立柱建物の耐用年数を一般論で考えた場合、1150年前後の建立を上限として考えるかもしれない。

### (2) 28SB 3

28SB 3は、28SE 8井戸及び28SE 9井戸と直接重複している。このうち、28SE 9井戸は、出土かわらけの様相から12世紀第2四半期でも早い段階で埋没していた可能性がある。28SB 3はその後の構築と考えることが合理的で<sup>(7)</sup>、第2四半期後半から第3四半期前半の年代幅が想定可能である。28SE 8井戸をその後の掘削とみることには、年代観として矛盾はない。

### (3) 28SB 2 及び 28SB 1

次に28SB 2であるが、この建物より古い28SE 2井戸が、年輪年代とかわらけをもとに第2四半期末ごろの埋没と考えられるので、第3四半期前半に構築されたものとみることができる。その後、28SE 6が掘削された年代観に矛盾はないが、下限の設定については、間接的に重複している28SB 1の上限年代をもって解釈する必要がある。

28SB 1は、28SE 1及び28SX 1と直接重複している。前稿で記したとおり、上限設定の大きな根拠として、28SX 1の年代を考察する必要がある。

28SX 1土坑（図7）は、堀内部地区のほぼ中央に位置し、28SA 1と北辺の東端付近で直接重複している。

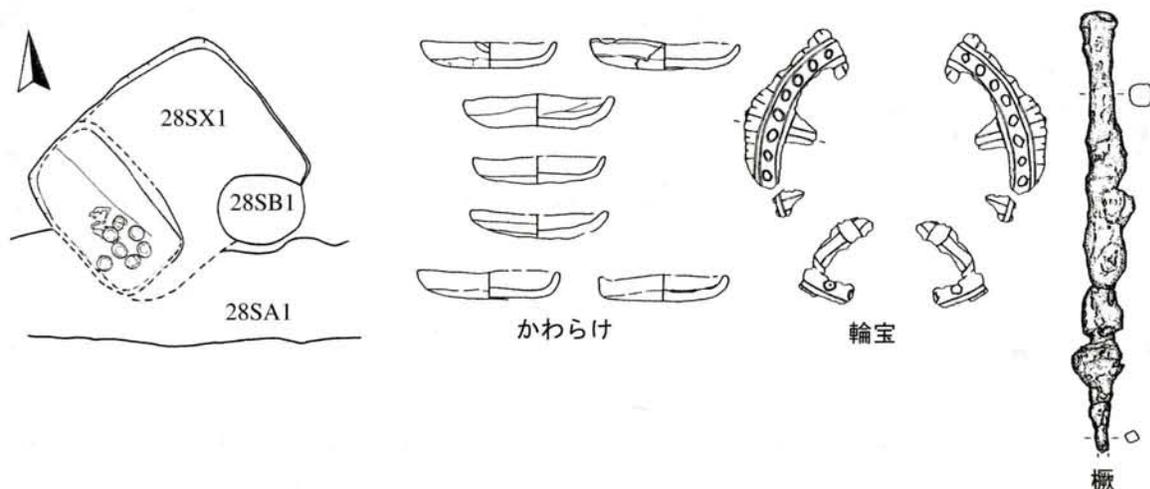


図7 28SX1土坑(左)及び出土遺物(右)

縮尺不同、埋文報告書第255、265図より作成

28SX1は、28SA1より新しく28SB1を構成する柱穴のひとつより古い

この遺構と、猫間ヶ淵の無量光院へ至る連絡路状の張り出しとの間に、31SX2とした幢を立てたと考えられる祭祀遺構が位置している。隅丸の長方形を呈し、長径1.92m、短径1.2m。途中に段があり2段となるが、深い部分では検出面から底面までの深さ33.2cm。埋土はきれいな地山粘土主体で人為の一括埋没である。平坦な底面に輪宝1点、輪宝に刺された楯1点、完形の手づくねかわらけ(小皿)7点が置かれていた。

この遺構は、「埋文報告書」によって、無量光院建立の際の祭祀遺構ではないかと考察されている。今、我々もその見解を踏襲し、無量光院建立に関する先の年代推定から、この遺構の年代を1184年前後とみておく。

この年代を与えた場合、28SB1は1180年代後半を中心とする時期の建物と考えることができ、したがって、28SB2はこの年代を下限とする年代観で考えることができるのである。

以上を整理すると、4間×5間の四面庇付中心域建物は12世紀第2四半期から第3四半期前半の28SB3、第3四半期後半から第4四半期前半の28SB2、第4四半期後半の28SB1と連続的に変遷し、それぞれ、基衡期、秀衡期、泰衡期におおむね対応している。また、4間×9間の28SB4は28SB2を中心に並存していたこととなる。この整理によって、検出された建物跡が他の遺構との関係で矛盾がなく、また柳之御所遺跡中心域をめぐる歴史的解釈の中でもっとも合理的に説明できると考えるのである。

なお、23SB1については、他の遺構との関係や出土遺物などに手がかりがなく、存続年代は推定の域を出ないが、I期園池に付属する橋の延長上に直交することから、一定期間I期園池と並存していた可能性が高いと考えている。

また、23SA1堀については、その角度から、28SB3の建立と相前後して23SA3堀などの古い段階のものから造り替えが行われたのではないかと考えている。さらに、この23SA1堀と28SA1堀はきわめてよく方形に対応しているので、最初段階では、これらによってひとつの閉鎖的空間が形成されていた可能性も視野に入れた検討を進めたいと考える。

## 6 今後の課題

今回の検討によって、中心域遺構の変遷についての検討作業は、一応の成果が得られたと考えられること

から、ひとまず終了としたい。今後の整備検討は、この変遷案及び年代観に基づき進めていく予定である。

史跡整備の観点から、今後の課題は、大きく2つに分けられる。

#### (1) 堀内部地区その他遺構の年代決定

整備を予定している堀内部地区の遺構は、上記のほか、塀、堀、道遺構、井戸跡、便所遺構、祭祀遺構などがある。これらの中で、井戸跡等年代推定可能な遺物を出土している場合を除いては、他の遺構との前後関係や歴史的文脈において、もっとも可能性の高いと考えられる選択をせざるを得ないと考えている。

#### (2) 堀内部地区の性格と行為復元

堀内部地区については、『吾妻鏡』の「平泉館」であることが了解事項であるが、「埋文報告書」においては「伽羅御所」の可能性が指摘され、学界の意見が分かれている。

整備計画は、堀内部地区を「平泉館」として進め、現在もその立場を踏襲しているが、必ずしも根拠を明示していたわけではない。今後、「倉廩」=55SX2に加え、おもに出土遺物の検討から「平泉館」比定の根拠を明示したいと考えている。

あわせて、堀内部地区で行われていた行為を推定し、「平泉館」の性格解明を図りたい。

この作業は、堀外部地区を視野に入れて行う必要がある。堀内部地区の性格は、堀外部地区との比較によって相対化されると考えるからである。

以上、次年度（平成18年度）以降の検討課題とする。

（主任主査 佐藤嘉広、文化財調査員 杉沢昭太郎、文化財調査員 大関真人、文化財専門員 吉田充）

## 註

- (1) この矛盾を説明するために、井戸状遺構が一時的祭祀として儀礼的に掘削され埋没されたとする考え方が提示されたりしたが、同時代の史料からそのような例を確認することはできない。  
また、遺物から井戸状遺構の上限年代を推定することは、下限年代の推定よりも困難であるが、柳之御所遺跡内で検出されている数多い井戸状遺構の一部については、建物の増改築の際に掘削された可能性があるのではないかと考えている。  
「殿下渡御高倉殿、棟上以後所歴覽也、今日掘始井、吉時巳剋、豫召勘文」（『兵範記』保元3年4月15日条）
- (2) 佐藤2000を参照。
- (3) 平成15～17年度平泉文化共同研究員岡陽一郎氏の教示に基づく。
- (4) 吾妻鏡 文治5年閏4月30日条、同建久6年10月21日条。
- (5) 吾妻鏡 文治5年9月17日条。
- (6) 奥州藤原史料 p212
- (7) 28SE9と28SB3の前後関係をこのように解釈することで、中心域の主要な建物群が間断なく連続すること、及び建物以外の他の遺構のみが存在している状態が解消できることである。

## 引用文献

- 板橋 源 1954 平泉無量光院建立推定年代考「岩手史学研究」17 pp.7～15
- 岩手県教育委員会 2006 「柳之御所遺跡 一第59次発掘調査概報一」 岩手県文化財調査報告書第121集
- 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課柳之御所班 2005 柳之御所遺跡中心域における遺構の変遷（中間報告）～史跡整備計画との関わりを中心に～「平泉文化研究年報」第5号 pp.45～54
- 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1996 「柳之御所跡 一閑遊水地事業・平泉バイパス建設関連第21・23・28・31・36・41次発掘調査報告」 岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第228集
- 木本挙周 2006 柳之御所遺跡出土瓦の研究（本誌）
- 上原真人 2001 秀衡の持仏堂一平泉柳之御所遺跡出土瓦の一解釈一「京都大学文学部研究紀要」第40 pp.69～135
- 小森俊寛・上村憲章 1996 京都の都市遺跡から出土する土器の編年的研究「研究紀要【(財)京都市埋蔵文化財研究所】」第3号 pp.187～271
- 佐藤嘉広 2000 柳之御所遺跡の暦年代「山形考古」6-4 pp.193～202
- 東北大学東北文化研究会編 1959 「奥州藤原史料」
- 平泉町教育委員会 1984 「柳之御所跡発掘調査報告書 一第13・14・15・16次発掘調査概報一」 岩手県平泉町文化財調査報告書第3集
- 平泉町教育委員会 1994 「柳之御所跡発掘調査報告書 一平泉バイパス・一閑遊水地関連遺跡発掘調査一」 岩手県平泉町文化財調査報告書第38集
- 文化財保護委員会 1958 「無量光院跡」
- 松本建速 1998 柳之御所遺跡出土遺構の変遷とその性質 一「柳之御所跡第3分冊考察編」の事実記載誤りの訂正と若干の考察一「紀要【(財)岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター】」18 pp.81～90

## 平泉文化研究機関整備推進事業について

岩手県教育委員会では、柳之御所遺跡を核とした平泉文化の考古学的研究の基盤を形成するとともに、研究を活性化し研究者間のネットワーク作りを目的として、平成12年度から毎年度、全国の中堅・若手研究者と共同研究を実施し、その成果の公開を行っている。

メイン研究テーマは「12世紀東アジアにおける平泉文化の意義」とし、3ヵ年ごとにサブテーマを設定している。共同研究者は公募している。研究には中堅研究者を対象とし、原則3ヵ年継続で助成する「研究A」と、大学院生など若手研究者を対象とし、単年度で完結する「研究B」の2種類がある。いずれも、当該年度の成果を、岩手県教育委員会が刊行する「平泉文化研究年報」誌上で公表することが条件となっている。

また、広く研究者ネットワークを形成するために、毎年度平泉文化フォーラムを開催し、研究者及び一般の方々に最新の研究成果を公開している。

今年度までの募集要項等及び研究計画は下表のとおり。

種別	継続研究者及び公募対象	研究期間	助成額(千円)	摘要
研究A	中堅研究者 3名 ※3ヵ年継続の計画で募集する。	3年	単年度 1人250千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門分野について計画に沿った研究を行う。</li> <li>・研究成果を「平泉文化研究年報」誌上に掲載する。</li> <li>・研究成果を平泉文化フォーラムで発表する。</li> <li>・募集テーマは柳之御所遺跡整備に反映できる内容とする。</li> </ul>
研究B	若手研究者 1名 (主に大学院生)	1年	研究の概要報告書、中間報告書、最終報告書及びフォーラムでの発表に対する謝金。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平泉町及び周辺地域において年間10日間以上の研究活動を実施すること。</li> <li>・研究成果を「平泉文化研究年報」誌上に掲載する。</li> <li>・研究成果を平泉文化フォーラムで発表する。</li> <li>・募集テーマは柳之御所遺跡整備に反映できる内容とする。</li> </ul>

平泉文化研究機関整備推進事業研究テーマ(平成17年度までは実績、18年度以降は予定である)

年度	研究テーマ		研究年報
	長期テーマ	サブテーマ	
平成12年度～14年度	12世紀東アジアにおける平泉文化の意義	都市平泉の構造と平泉藤原氏の支配基盤	1～3号
平成15年度～17年度		世界遺産としての平泉文化	4～6号
平成18年度～20年度		国家と異民族社会の関係性	7～9号

平泉文化共同研究・平泉文化フォーラム実績一覧

	平泉文化共同研究			平泉文化フォーラム			
	共同研究者	研究テーマ	成果品	基調講演者	発表者 (共同研究者のほか)	会場	入場者 (人)
平成12年度	前川 要 八重樫忠郎 吉田 欽 前川佳代	中世平泉における都市性の成立と展開 時間軸としての遺物 日中都市の比較研究に向けて 平泉の園池	平泉文化研究 年報第1号	齊藤利男 「平泉文化研究の現 状と課題」 本中 眞 「今世界遺産委員会で語 られていること」	平泉町教育委員会 一関市教育委員会 紫波町教育委員会	一関文化セ ンター	400
平成13年度	前川 要 八重樫忠郎 吉田 欽 降矢哲男	平泉の土器の「いろ」を考える 平泉藤原氏の支配領域 白河・鳥羽・平泉 平泉における貿易陶磁器	平泉文化研究 年報第2号	西村幸夫 「歴史的遺産を活か したまちづくり」	岩手県立博物館 (財)岩手県文化振興 事業団埋蔵文化財セ ンター	毛越寺レス トハウス	500
平成14年度	前川 要 八重樫忠郎 吉田 欽 淵原智幸	考古学から見た東北部における中世社会の確立 日本史の中の平泉 武士の館の構造 歌枕の用例分析からみる平安中期東北支配の推移	平泉文化研究 年報第3号	杉本 宏 「浄土への憧憬」	岩手県教育委員会 平泉町教育委員会	岩手教育会 館	200
平成15年度	富島義幸 岡 陽一郎 羽柴直人 井出靖夫	平安時代後期における浄土のイメージと建築造形 中世都市周縁部の歴史を探る その1 安倍氏の「櫓」の構造 平泉成立前後における土器様式の変遷	平泉文化研究 年報第4号	大石直正 「骨寺村絵図の世界」	岩手県教育委員会 衣川村教育委員会 前沢町教育委員会	前沢町ふれ あいセン ター	350
平成16年度	富島義幸 岡 陽一郎 羽柴直人 野中奈津子	平安時代後期京都の伽藍と毛越寺・嘉祥寺 中世都市周縁部の歴史を探る その2 安倍氏の「櫓」の構造(2) 柳之御所付近の沖積地の河川氾濫と河道痕跡の検出	平泉文化研究 年報第5号	入間田宣夫 「源義経と平泉」	岩手県教育委員会 (財)岩手県文化振興 事業団埋蔵文化財セ ンター	江刺市総合 コミュニ ティセン ター	350
平成17年度	富島義幸 岡 陽一郎 羽柴直人 木本孝周	平泉柳之御所遺跡の建築についての一考察 中世都市周縁部の歴史を探る その3 安倍氏の櫓から平泉の居館へ 柳之御所遺跡出土の瓦	平泉文化研究 年報第6号	田中哲雄 「作庭記と平泉の庭 園」	岩手県教育委員会 (財)岩手県文化振興 事業団埋蔵文化財セ ンター 平泉町教育委員会 一関市教育委員会	一関市ダイ ヤモンドパ レス	325



## 平泉文化研究年報 第6号

平成18年3月31日発行

発行 岩手県教育委員会  
岩手県盛岡市内丸10-1  
編集 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課  
印刷 川嶋印刷株式会社  
岩手県西磐井郡平泉町平泉字佐野原21